

第二章 第五節 第七 農林省 (一五四四—一五五二)

一六四

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
広島県	二九	じゃがいも蛾防	加茂郡安浦町	一〇八、八五五	一〇八、八五五	七、八四五	目的外使用
		国庫補助金一、〇一八、八四五円の交付を受け、農薬一、〇一八、八四五円を購入して圃場一三、一町の防除および馬れいしよ七二、〇〇〇貫のくんじょうを実施したこととしているが、実際は二九〇、三七〇円を防除に使用しただけで残額七二八、四七五円は三十年度の農薬購入費に充てていた。					
香川	三〇	防除機	伊予郡松前町	一、二九、五〇〇	二七五、〇〇〇	三五、〇〇〇	不使
愛媛	二九	農作物病虫害防除	伊予郡松前町	六九、〇〇〇	三〇、九五五	二九、七五五	目的外使用
同	同	同	温泉郡荏原村	六五、四七〇	二六、一九四	二六、一九四	同
同	同	同	大村市	四八、六九六	一、〇〇四、四五九	三五、九〇五	不使
同	同	同	西彼杵郡西海村	五五、一六六	二四八、二六七	三三、〇三三	目的外使用
同	同	同	西彼杵郡瀬川村	一八、三九〇	一八、三九〇	六五三、〇四〇	事業量不足
同	三〇	じゃがいも蛾防	西彼杵郡瀬川村	一八、三九〇	一八、三九〇	六五三、〇四〇	事業量不足
		国庫補助金一、八一三、九三〇円(うち二十九年分八、一五、九一〇円)の交付を受け、農薬一、八一三、九三〇円を購入して馬れいしよ作付面積一四、五町その他の防除を実施したこととしているが、実際は一、一六〇、八九〇円で防除を実施したにすぎない。					
同	二九	農作物病虫害防除	南高来郡吾妻村	五四、二、四九〇	五四、〇、四九五	五四、〇、四九五	目的外使用
		国庫補助金五四、〇、四九五円、県補助金七六、七二五円計六一七、二二〇円の交付を受け、農薬五、四二一、四九〇円を購入して防除を実施した者に配分したこととしているが、実際は補助金を二十九年分農薬購入費補助に充てることなく六一七、二二〇円のうち三二、四、九〇三円を三十年度農薬購入費に使用し、二二、一、二六円を防除機具購入費に充て、二八〇、一九一円は村の一般財源に繰り入れていた。					
同	同	農作物病虫害防除	南高来郡西郷村	一六、三、七〇一	二六、九、三九〇	二六、九、三九〇	目的外使用

(一五五三)	同	同	南高来郡西有家町	一九、七、四七六	二七、三〇、四九	二七、三〇、四九	同
(一五五四)	同	同	南高来郡南有馬町	二、四、七、四〇〇	三、七、四、七五	三、七、四、七五	同
(一五五五)	同	同	南松浦郡三井楽町	六〇、五〇〇	二九、二、六一	二九、二、六一	同
(一五五六)	同	同	阿蘇郡阿蘇町	一、一、五、九〇〇	五、二、九六〇	五、二、九六〇	不適當配分
(一五六〇)	同	同	国庫補助金五八二、九六〇円の交付を受け、同額の町費を合わせ農薬一、一六五、九二〇円を購入して防除を実施したこととしているが、実際は補助金だけを内牧ほか七農業協同組合に作付面積割で交付し、交付を受けた代川ほか六組合では事業の実績と関係なく四七一、六四二円を各小組合ごとに全耕作面積割で配分して経費に使用させ、また、内牧農業協同組合では交付を受けた一一、三二八円のうち九七、二三〇円を防除機具負担金として県に納付し、一四、〇八八円は使用しないで保有していた。				
(一五五七)	同	同	加世田市	四七、九〇〇	二、八、九九〇	二、八、九九〇	不適當配分
(一五五八)	同	同	始良郡始良町	七、五、四七五	二、八、二五〇	二、八、二五〇	目的外使用
(一五五九)	同	同	揖宿郡穎娃町	二、四、〇、六〇〇	二、九、六〇〇	二、九、六〇〇	不適當配分
計				八〇、二、四、一、五一一	三三、二、四、四三六	三三、〇、九、七三三	

(二) 水稻健苗育成費補助

(一五六〇) 温床苗代設置費補助金は、北海道における昭和二十九年の風水害により災害を受けた温床苗代の復旧に
 (一五八〇) 要する温床紙、障子框の購入費に対し、また、水稻健苗育成費補助金は三十年播種にかかる水稻保温折衷苗代に要する温床紙の購入費に対し、それぞれ定額を交付するもので、国庫補助金の総額は四一六、〇五六、八三八円(うち二十九年分四一、〇九三、〇〇〇円)に上っているが、北海道の一三五市町村に対する国庫補助金五〇、三四五、六九六円についてその実地を調査したところ、事業の実績を確認しないで補助金を耕地面積割等で

るもので、国庫補助金の総額は一〇二、七四八、〇六九円(うち二十九年分五七、四五四、四五〇円)に上っているが、愛知県ほか七府県の五六市町村の国庫補助金四、一八一、七二三円についてその実地を調査したところ、種子の播種量、農薬の施用量や苗代坪数が不足しているなどのため剰余を生じた国庫補助金を農業協同組合の損失補てんに充てたり、補助対象外の防除機具購入費や次年度の農薬補助に使用しているものが見受けられたほか、補助金を使用しないで保有していたり、事業の実績を確認しないで水稲作付面積に応じて配分しているものなど補助金の使用当を得ないと認められるものが高知県長岡郡大篠村ほか一〇市町村において一三件国庫補助金三九四、五二五円ある。

県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
高知県	二九	水稲特殊早植	長岡郡大篠村	一、〇六一、二〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	二四、九三三円	目的外使用

(四) 採種圃補助

(一五八二) 採種圃補助金は、主要食糧および特殊農作物肥料飼料作物等の生産確保をはかるため、種子生産圃場および(一五八八) 共同育苗圃の設置経営に要する経費に対し定額を交付するもので、主要食糧農作物原採種圃事業費補助金、特殊農作物増産費補助金、飼料作物採種圃設置費補助金および農作物種子確保費補助金を合わせた国庫補助金の総額は九〇八、七八二、一八〇円(うち二十九年分四六四、二九五、九五〇円)に上っているが、北海道ほか二七

府県の五七四団体の国庫補助金六〇、七〇一、二二二円についてその実地を調査したところ、圃場設置経営の実績を確認することができないため補助金を使用しないで保有していたり、作付面積に応じて配分していたり、圃場設置面積が不足しているものがあるほか、補助金を農業協同組合連合会を経由して交付することとしたため関係団体により手数料等の名義でその一部が差し引かれ、会議費、飲食費等団体の経費に流用されたもの、または補助金を採種圃設置者に交付しないで種子の出荷奨励金として交付していたり、農業協同組合の欠損補てん金や町村の一般経費に充当しているものなど補助金の使用当を得ないと認められるものが北海道空知生産農業協同組合ほか九四団体で一五二件国庫補助金六、六九四、〇四九円ある。

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業量	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
(一五八二) 北海道	二九	農作物採種圃	十勝農業協同組合連合会	六七町六反	四、三六五、〇〇〇円	四、三六五、〇〇〇円	目的外使用
(一五八三) 同	三〇	同	空知生産農業協同組合連合会	八三三ハシ	七、八六六、〇〇〇円	七、八六六、〇〇〇円	同
(一五八四) 同	二九	緑肥作物原種圃	浦河郡荻伏村酪農業協同組合	六町六反	九四、一三三、〇〇〇円	二五、三〇五、〇〇〇円	目的外使用
(一五八五) 同	二九	同	河東郡音更町農業協同組合	三ヶ	五五、七五〇、〇〇〇円	四〇、八三三、〇〇〇円	同

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業量	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
(一五八六)	北海道	緑肥作物原種圃 および農作物採種圃	新冠郡新冠村農業協同組合	二町二反	三〇七、九五	三〇七、九五	目的外使用
(一五八七)	同	緑肥作物原種圃	檜山郡厚沢部村農業協同組合	四町三反	六四、三五〇	六四、三五〇	同
(一五八八)	山形県	紫雲英採種圃	西村山郡河北町河北紫雲英採種組合	八町	七九、〇〇〇	五二、六〇〇	目的外使用
計					一、七〇三、三三三	一、五五二、二六七	

(一五八八) 国庫補助金七九〇、〇〇〇円(うち二十九年分一九〇、〇〇〇円)の交付を受け、紫雲英採種圃八〇町の設置者に配分したことからしているが、実際は二七八、三八〇円を配分しただけで、二九四、〇〇〇円を県および郡紫雲英採種組合連合会負担金に充て、一四九、二二二円を紫雲英種子出荷者に配分し、三三三、七九八円を組合経費に使用し、三四、六〇〇円を使用しないで保有していた。

(五) 臨時救農対策施設費補助

(一五八九) 臨時救農対策施設費補助金は、冷害を受けた地方の被害農家に労賃収入を与え、その再生産をはかること
(一五九三) とを目的とするもので、昭和二十八年以降北海道、東北地方等に交付しているが、北海道に対する二十九年
度国庫補助金一六〇、〇〇〇、〇〇〇円のうち厚岸郡浜中村ほか六〇市町村の五三、一七七、〇〇〇円についてそ

の實地を調査したところ、事業主体が正当な負担をしていないため事業量が不足しているものや、事業計画が
現地の実情に沿わない過大なものとなっているものがあるため計画額を下回る事業費で工事を完成しているもの
が多く、なかには補助金の一部を土地改良区等の団体が受益者に交付しないで寄付金として徴収したり、地
元負担分として借り入れた農林漁業資金を使用しないで農業協同組合等に預金したり他に使用しているものも
少なくない状況であるばかりでなく、受益者を設計額より著しく低価な賃金で就労させてその労賃収入に寄与
せず本事業の趣旨に沿わない結果となっているものなどがあり、補助金の使用当を得ないと認められるものが
勇払郡鶴川町ほか二二市町村で三〇件事業費八、三〇九、九四〇円国庫補助金四、一〇九、〇五七円ある。

道名	年度	事業内容	事業主体	事業費	同上に対す る国庫補助 金	不当事業費	同上に対す る国庫補助 金相当額	摘要
(一五八九)	北海道	客	土 河東郡音更町	二、四〇〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	六七一、八三三	三三、五五一	事業量不足
(一五九〇)	同	農	道 河西郡川西村	一、八六〇、〇〇〇	九三〇、〇〇〇	一、〇七五、五五五	五八、七五三	同
(一五九一)	同	客	客土ほか三 上川郡清水町	四、二〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、一三三、二六六	五七、二六六	事業量不足

客土四八町一反、農道一、三三〇メートル、明きよ一、〇〇〇メートル、橋りょう一箇所を四、二〇〇、〇〇〇円
で土地改良区に委託し施行したこととして国庫補助金二、一〇〇、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は客
土、農道の切盛土および明きよの切土が不足しているなどのため工事費は三、〇六五、七二四円にすぎない。

道名	年度	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する 国庫補助金	不当事業費	同上に対する 国庫補助 金相当額	摘要
(一五九二)	北海道	二九客	土 沙流郡平取町	1,200,000 円	800,000 円	800,000 円	400,000 円	目的外使用
(一五九三)	同	農道ほか一	勇払郡鷺川町	2,200,000 円	1,300,000 円	1,300,000 円	600,000 円	積算過大
								農道一、九六五メートルおよび橋りより二箇所を二、六〇〇、〇〇〇円で施行したこととして国庫補助金一、三〇〇、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は切土の運搬距離および歩掛りが過大であったり、盛土量が不足しているなどのため工事費は一、三八二、〇〇〇円にすぎない。
計				11,800,000 円	6,300,000 円	4,970,000 円	2,565,000 円	

(六) 農村振興総合施設および施設災害復旧費補助

(一五九四) 農村振興総合施設費補助金は、積雪寒冷単作地帯等の後進地域における農業経営の改善をはかるため市町村等が施行する共同集荷所、農用運搬施設、家畜管理所等の各種共同施設に対しその事業費の一部を交付するもので、国庫補助金は五七二、二二九、〇一六円(うち二十九年分一一七、〇〇〇、〇〇〇円)に上っているが、北海道ほか一〇府県の三五市町村、一四組合に対する国庫補助金二四、三六八、七〇〇円についてその実地を調査したところ、共同作業所、家畜管理所を新築したこととしていながら、実際は部落集会所を新築したり、施設の更新を行っていたり、在来の施設を補助の対象に乗り替えたものなど補助金を目的外に使用したもののや、事業主体が地元負担金の全部または一部を負担していないため計画どおりの事業を施行していないものなどがあり、補助金の使用当を得ないと認められるものが福島県田村郡西田村逢隈農業協同組合ほか二五

市町村、九組合で三五件事業費一〇、七五九、六〇七円国庫補助金三、二四八、四二二円となっている。

右のほか、風水害等により被災した農業協同組合倉庫、農畜舎、共同利用施設等の復旧事業費補助金を愛知県ほか三府県の一一組合について実地に調査したところ、災害復旧とは認められない事務所を新築したものや、復旧計画を得ないため補助金を下回る範囲内で事業を施行し、剰余を生じた補助金を補助目的外に使用しているものなどが京都府加佐郡大江町農村工業農業協同組合連合会ほか六組合で七件事業費九八四、二〇六円国庫補助金七八八、二三四円ある。

道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する 国庫補助 金	不当事業費	同上に対する 国庫補助 金相当額	摘要
(一五九四)	北海道	二九 農用運搬施設	雨竜郡北竜村農業協同組合	555,000 円	250,000 円	555,000 円	250,000 円	目的外使用
(一五九五)	福島県	共同集荷所ほか一	安積郡三穂田村総積農業協同組合	1,100,000 円	450,000 円	900,000 円	250,000 円	同
(一五九六)	同	共同集荷所ほか一	田村郡西田村逢隈農業協同組合	1,755,555 円	450,000 円	1,755,555 円	450,000 円	同
(一五九七)	愛知県	網干場災害復旧	幡豆郡幡豆町東合	500,000 円	400,000 円	333,335 円	220,110 円	同
(一五九八)	京都府	製油工場および事務所災害復旧	加佐郡大江町農村工業農業協同組合連合会	822,000 円	388,000 円	292,725 円	226,215 円	同
(一五九九)	山口県	共同作業所	玖珂郡本郷村	755,000 円	270,000 円	756,000 円	270,000 円	同
計				5,627,555 円	2,563,000 円	4,590,545 円	1,761,735 円	

(七) 土壤改良事業費補助

(一六〇〇)

土壤改良事業費補助金は、秋落水田、酸性土壌、特殊土壌その他の不良耕土を改良するため施用する含

(一六〇八)

鉄土、石灰、りん酸肥料等の資材の購入費に対し国および都道府県が合わせて二分の一以内を交付するもので、

国庫補助金の総額は五一六、〇二〇、〇二〇円(うち二十九年度分二八六、三六七、〇〇〇円)に上っているが、北海道ほか一八府県の一五八市町村、五八農業協同組合に対する国庫補助金四二、六五八、六七五円についてその実地を検査したところ、地元負担金の全部または一部を負担しないで事業を実施しているものや、計画を下回る価格で資材を購入することができたため補助超過となっているものが多く、なかには国庫補助金以下でわずかな資材を購入しているにすぎなかったり、補助対象外の耕地を含めて事業を施行したため指定地域に対する土壤改良が不十分となっているものなど補助金の使用当を得ないと認められるものが北海道石狩郡当別町農業協同組合ほか二三組合、四〇市町村で七九件国庫補助金七、三二八、九〇九円ある。

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
(一六〇〇)	北海道 三〇	酸性土壌	虻田郡真狩村農業協同組合	四三三、二四〇 円	一、〇六三、三三三 円	三七〇、〇六六 円	事業量不足
(一六〇一)	同 三〇	同	石狩郡新篠津村農業協同組合	一、三二七、四九五 円	一、〇六〇、〇〇〇 円	二六七、四四五 円	同

(一六〇二) 同 二九 同

石狩郡当別町農業協同組合ほか一組合

四、六三三、六九五 円 一、一〇四、九一七 円 一、〇三六、一三三 円

耕地四二二三町に炭酸カルシウム二、五五三トン四、六三三、六九五円を施用したこととして国庫補助金一、二〇四、九一七円(うち二十九年度分七七八、二五〇円)の交付を受けているが、実際に施用したものはわずかに三一〇トン五六二、六五〇円にすぎず残余の二、二四三トン四、〇七一、〇四五円は補助対象外の耕地に施用していた。

(一六〇三) 同 二九 同

磯谷郡蘭越町農業協同組合

一、二九八、一七五 円 三〇八、五五一 円 三〇八、五五一 円

不使用

(一六〇四) 同 二九 同

岩内郡共和村前田農業協同組合ほか一組合

三三六、五五五 円 七六〇、九三〇 円 五七三、三四一 円

事業量不足

耕地二五八町に炭酸カルシウム一、四一五トン、消石灰一、二二トン三、二九六、五二五円を施用したこととして国庫補助金七六〇、九三〇円(うち二十九年度分三〇一、五〇〇円)の交付を受けているが、実際に施用したものは炭酸カルシウム二七五トン六二三、二九九円にすぎず、残余の一、一五二トン二、六七三、二二六円は補助対象外の耕地に施用していた。

(一六〇五) 同 二九 同

札幌郡豊平町東部農業協同組合

一、〇九五、九〇〇 円 二四七、七三三 円 三三七、三三三 円

事業量不足

(一六〇六) 同 同

夕張郡栗山町農業協同組合

一、八六四、四五〇 円 三七一、四七七 円 二〇六、四七二 円

同

(一六〇七) 山口県 二九 秋 落水田

玖珂郡周東町(旧米川村)

一、七六五、三三三 円 五三三、一五三 円 三三三、一五三 円

同

(一六〇八) 宮崎 〃 秋 落水田ほか一

南那珂郡北郷村

一、九〇〇、四〇〇 円 五八五、八六七 円 三三三、八六七 円

同

計 二二、三三三、四〇一 円 五、三三三、一三三 円 三、六五八、三三〇 円

の全部または一部を交付しないで保有していたものおよびその事業量が不足していたものなど国庫補助金の使用を得ないと認められるものが高知県幡多郡大内町大内開拓農業協同組合ほか四五団体で六一件国庫補助金二九、三〇四、一六九円ある。

なお、開拓農業協同組合連合会等の中には各種補助金を開拓者に交付するにあたり、その一部を特別賦課金、寄付金、開拓者連盟負担金等の名義で差し引いているものが少なくなく、差引額が一割以上に及んでい

るものが一〇〇件一三、九六四、九五三円に上っているが、補助金から多額の賦課金、負担金等を徴収することは補助金の効果を減殺するばかりでなく開拓者の営農を困難にするおそれがあるものと認められる。

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要	
(一六一四)	北海道 二九	酸性土壌改良	道開拓農業協同組合連合会	五五、五七三、六六六 円	三五、三九〇、〇〇〇 円	一四、八〇〇、四六三 円	積算過大	
				事業費五五二、五七八、三六八円をもって開拓地酸性土壌改良資材炭酸カルシウム九〇、六九〇トン、燐酸肥料一、二〇九トン等を購入し、これを開拓者に配分したことからして国庫補助金二七五、三一九、〇〇〇円(うち二十九年度分一四〇、四一五、〇〇〇円)、道補助金四九、四五六、三〇〇円計三二四、七七五、三〇〇円を受領しているが、実際は資材を低価に購入することができたなどのため事業費は五二〇、九九七、〇七四円で足りていた。				
(一六一五)	同 二九	教 場	川上郡標茶町	八三三、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	目的外使用	
				小学校分校一むね三二坪を八三三、〇〇〇円で増築したこととして国庫補助金五〇〇、〇〇〇円の交付を受けているが、実際は既設のものを改築したものである。				

(一六一六)	秋田県 三〇	酸性土壌改良	県開拓農業協同組合連合会	二四、四六三、〇五	一三、三三〇、〇〇〇	一三、三三〇、〇〇〇	積算過大
(一六一七)	埼玉 二九	入植者住宅	熊谷市稜威ヶ原開拓農業協同組合	一四、五〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	目的外使用
				国庫補助金七二〇、〇〇〇円、県補助金二二、五〇〇円計七四二、五〇〇円の交付を受け、入植者住宅九戸を建築した者に配分したこととして、実際は二四〇、〇〇〇円を地区外からの移住者八名に交付し、一三、五〇〇円を県開拓農業協同組合連合会の手数料に充て、残額四八九、〇〇〇円を全組合員に均等配分し、これから土壌改良負担金、保証協会出資金、組合長手当として一七八、二〇〇円を差し引いていた。			

(一六一八)	同 三〇	同	入間郡高萩村高富ヶ原開拓農業協同組合	二、一四〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	目的外使用
(一六一九)	神奈川県 二九	入植者住宅ほか	足柄上郡山北町高松山開拓農業協同組合	五〇、〇六〇	二、三六、〇〇〇	一、三〇、六三三 同	同
				国庫補助金一、二二三、〇〇〇円、県補助金一三、〇〇〇円計一、二六六、〇〇〇円の交付を受け、事業費二、二五五、〇〇〇円で入植者住宅七戸、災害住宅六戸を新築または復旧した者に配分したこととして、実際は入植者住宅補助金六三〇、〇〇〇円は未配分であり、災害住宅は補助金相当額四九六、〇〇〇円で復旧していた。また、同組合で国庫補助金一、二四三、〇〇〇円の交付を受け、開畑二六町を実施した者に配分したこととして、実際は一七町二反に対し九〇八、五七一円を配分したにすぎず、剰余を生じた補助金三三四、四二九円は組合経費、電気導入負担金等に充てていた。			

(一六二〇)	愛知 二九	入植者住宅	豊橋市天伯原開拓農業協同組合	一、三六、三三五	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	目的外使用
(一六二一)	和歌山 二九	酸性土壌改良	県開拓農業協同組合連合会	三、四〇、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇	三、七五七	積算過大
(一六二二)	香川 二九	開墾作業	香川 県	一、八六一、三三九	七四、五〇〇	七四、五〇〇	不使用
				国庫補助金七四五、五〇〇円の交付を受け、開畑一五町五反を実施した者に配分したこととして、			

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
(一六二二二)	香川県 二九	入植者住宅	観音寺市柞田村外四箇村開拓農業協同組合	二四六、一〇〇	九六、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	目的外使用
(一六二二四)	愛媛 三〇	酸性土壌改良	県開拓農業協同組合連合会	一五、九四〇、〇〇〇	七、九七一、六〇〇	三三、八八三	積算過大
(一六二二五)	高知 二九	開墾作業	吾川郡名野川村名野川開拓農業協同組合	一、三六七、八〇〇	五五、一〇〇	二八、一五〇	事業量不足
(一六二二六)	同	開墾作業ほか二	幡多郡大内町大内開拓農業協同組合	一九七、四三六	八、一三六、〇〇〇	三、五三六、四一	目的外使用
(一六二二七)	長崎県	酸性土壌改良	県開拓農業協同組合連合会	二七、七四七、七四〇	一三、六三七、三七〇	三六、一〇九	積算過大
(一六二二八)	同	開墾作業	南松浦郡岐宿町二本浦開拓農業協同組合	一、一四六、六六六	五〇、五五〇	三三、四四〇	事業量不足

実際は補助金の全額を使用しないで保有していた。

国庫補助金三、四八八、六〇〇円の交付を受け、開畑四六町八反を実施した者に配分したこととしていたが、実際は二二町六反に一、六六〇、五〇九円を配分したにすぎず、補助金の残額一、八二八、〇九一円は組合経費等に充てていた。また、同組合で国庫補助金四、六二五、〇〇〇円、県補助金一〇五、〇〇〇円計四、七三〇、〇〇〇円の交付を受け、入植者住宅四六戸、災害住宅一戸を新築または復旧した者に配分したこととしていたが、実際は入植者住宅三八戸および災害住宅五戸に二、九二四、五〇〇円を配分したにすぎず、残額一、八〇五、五〇〇円は四八六、〇〇〇円を補助対象外の入植者一七五名に災害見舞金として配分し、一、三一九、五〇〇円を組合経費等に充てていた。

(一六二二九) 宮崎県 三〇

開墾作業ほか一

南那珂郡北郷村開拓農業協同組合

一、七七〇、六九

七六、六〇

五二、〇七〇 目的外使用

国庫補助金二四一、六八〇円の交付を受け、開畑四町六反を実施した者に配分したこととしていたが、実際は補助金の全額を組合経費に充てていた。また、同組合で国庫補助金五二七、〇〇〇円の交付を受け、災害住宅七戸を復旧した者に配分したこととしているが、実際は二二七、六一〇円を配分しただけで残額三〇九、三九〇円は組合経費等に充てていた。

計

六六、四七五、二九三

三三、一七、四〇〇

二四、六四三、三三三

(一六三〇) 水産増殖事業費補助

(一六三〇) 水産増殖事業費補助金は、魚類の増殖をはかるため内水面に対しては稚魚の放流費、外水面に対してはコンクリートブロックの沈設および投石費に対しその一部を交付するもので、国庫補助金の総額は二七二、七二二、三三四円(うち二十九年度分一二七、八三七、〇〇〇円)に上っているが、北海道ほか六府県の二漁業協同組合連合会、三五漁業協同組合に対する国庫補助金七、三〇七、二二二円についてその実地を調査したところ、コンクリートブロックの沈設量および投石量が不足していたり、補助金を目的外に使用しているものなど補助金の使用当を得ないと認められるものが京都府淡水漁業協同組合連合会ほか一五団体で一六件国庫補助金九九六、一二五円ある。

府名	年度	事業内容	事業主体	事業費	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
(一六三一)	京都府 二九	内水面資源維持	京都府	一、九六五、二四四	五〇〇、〇〇〇	三六、二七〇	目的外使用

(一一) 森林病虫害防除費補助

(一六三二) 森林病虫害防除費補助金は、森林の保全をはかるため樹木等に損害を与える松くい虫、松毛虫、くり玉蜂その他政令で定める病虫害の駆除およびまん延防止に要する経費の一部を交付するもので、三十年度の国庫補助金の総額は一九八、五五九、四一四円となっているが、北海道ほか六県の五三市町村の国庫補助金六、九三六、九四七円についてその実地を検査したところ、事業を実施した森林組合において、農薬散布または樹木伐倒により所定の事業を実施したこととしているが、実際は防除計画量が過大であったため補助超過となつていたり、補助金の一部を手数料等の名義で差し引き組合の運営費に充てていたり、なかには補助金を使用しないで別途に預金しているものなど補助金の使用当を得ないと認められるものが愛媛県伊予郡中山町森林組合ほか三二団体で四五件事業費二、二六一、八三〇円国庫補助金八六六、三二二円ある。

(一六三三) 災害融資金に対する利子補給金の交付当を得ないもの
(二七二〇)

(組織)農林本省 (項)被害農家営農資金利子補給
(組織)水産庁 (項)漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償

災害融資金に対する利子補給金は、風水害、冷害等の天災により損失を受けた農林漁業者に対し、施設の復旧に必要な資金や肥料、薬剤、薪炭原木、稚魚等の購入に要する資金を市町村長の被害認定に基いて組合系統金融機関等をして低利に貸し出させ、国がこれに対して利子の一部を補給して被害農林漁業者の生産力をすみやかに回復しようとするもので、昭和二十八年年度以降についてみてもこれらの貸付金を累計すれば五五、七八

一、一六四、七〇〇円に上り、これに対する国庫利子補給として各都道府県に対し、一般会計から被害農家営農資金利子補給補助金三、五〇〇、六四五、四三二円(うち二十九年年度以前の分一、九〇五、〇九三、二八二円)および漁業災害復旧資金利子補給補助金三四、二八八、四九五円(うち二十九年年度分四、一三八、七五〇円)計三、五三四、九三三、九二六円(うち二十九年年度以前の分一、九〇九、二三二、〇三二円)の多額を支出している。

本件融資金は、農林水産業団体の系統金融機関である農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会等が融資機関となつて低利資金を農業協同組合等に貸し出したり、またはこれらの組合等を経由して末端農林漁業者に貸し付ける取扱となつており、その借入資格、使途、借入限度、利率、償還方法等についてはそれぞれ関係法規により一定の条件を付しているもので、三十年中、青森県ほか一八府県の一七七団体について本制度実施の効果、融資金の貸出状況と借受人の利用状況等を調査し、その結果を昭和二十九年年度決算検査報告(二三四ページ参照)に掲記したが、本年も引続き北海道ほか二七府県の八八七団体の融資金総額七、八一〇、五九九、二九〇円これに対する国庫利子補給額四七一、三八〇、二六九円について調査したところ、融資金を農林漁業者に貸し付けたこととして利子補給の対象としていながら、実際は信用農業協同組合連合会または農業協同組合等で資金を貸し付けず、融資の目的に反して定期貯金等にさせて団体の事業資金に使用しているもの、災害に關係のない旧債権の回収または組合の出資金、賦課金もしくは損失補てん金に充てているもの、あるいは貸付を受けた者が資金を融資の目的どおりに使用せずこれを災害と關係のない施設費や物品購入費等に

充てているものなど融資金の貸付または使用当を得ないものが少なくなく、利子補給の要がなかったと認められるものは北海道ほか二七府県の五三三団体において融資総額一、二二六、九二二、四四六円、これに対する国庫利子補給済額が七四、八〇〇、九三五円に上っている状況で、その態様別内訳は次表(折込)のとおりである。

このような結果をきたしたのは融資を受ける農林漁業者が本制度の趣旨をよく理解していないことにもよるが、一方、国または都道府県が融資金額のわくを決定するにあたり經由団体等の財政状況、地域的資金需要の大小や被害程度の調査が十分でなかつたこととその後融資実行状況の監督に欠けるところがあつたことなどによるものと認められ、その取扱に特段の配慮が望ましく。

いま、検査の結果判明した不当経理のうち、国庫利子補給済額が一団体当たり二十万円以上のものをあげると別表第六のとおり、北海道ほか一四府県の七九団体で融資額七一五、〇二二、六五三円国庫利子補給済額四八、九一五、一〇二円に上っているが、これらのうち代表的な事例をあげると次のとおりである(各項末尾の()内の数字は別表第六に掲記した番号を示す)。

(一) 営農資金の全部または一部を被害農家に貸し付けず、金融機関が運用し営農資金の目的を達していないもの

(1) 北海道虻田郡京極村農業協同組合で、二十八年冷害農家営農資金一八、五〇〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額一、六六七、四三九円)を北海道信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸

Table with multiple columns and rows, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

道府県名	同上に対応する 不当融資額	※ 計		貸の目的に 用している 額
		国庫利子補給 済額	金融団 体数	
福岡	二八、〇三六	二、八三一	(八)	一七〇
長崎	一〇一、八一	六、一五五	(四四)	一六
熊本	四、五四二	四三八	(五)	八四九
大分	一六、四九九	一、一八四	(一一)	三七八
宮崎	一〇五、八四一	二、四一四	(四四)	—
鹿児島	二四、五三六	四四九	(一四)	—
計	一、二二六、九二二	七四、八〇〇	(五三三)	八、二八七

し付けたこととしているが、実際は全額を同連合会に預け入れたままで被害農家に貸し付けていない。(不貸付)(一六八〇)

- (4) 福岡県三井郡宮の陣村農業協同組合で、二十八年風水害被害農家営農資金二二、九二〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額二、九五九、〇〇〇円)を福岡県信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は右融資のうちから同連合会に定期預金したものが四、六一四、七〇〇円、村財政資金等に充てたものが三、五六五、〇〇〇円計八、一七九、七〇〇円(国庫利子補給済額一、〇五六、〇〇九円)ある。

また、同組合では、二十八年風水害被害農家施設復旧資金三、七九四、〇〇〇円(国庫利子補給済額一八六、九四五円)についても前記同様村財政資金に充てていた。(不貸付)(一六九七)

- (二) 営農資金を災害に関係のない旧債権の回収または出資金、賦課金等の決済に充てているもの
- (1) 北海道河東郡音更町中士幌農業協同組合で、二十八年冷害農家営農資金一七、一九〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額一、四九八、一九六円)を北海道信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は九、五〇九、八五〇円は冷害に関係のない旧債権の回収に充て、残額七、六八〇、一五〇円は定期貯金とさせていた。

また、同組合では、二十九年冷害農家営農資金一八、〇〇〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額五八〇、三三二

円)の貸付についても前記同様目的に反し旧債権の回収に充てたものが四、〇八〇、五七九円、定期貯金とさせたものが三、一四二、七二〇円計七、二二三、二九九円(国庫利子補給済額二二三、八八三元)ある。(旧債乗替等)(一六四三)

- (2) 北海道上川郡清水町農業協同組合で、二十八年冷害農家営農資金三五、九六〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額三、二二〇、八二八円)を北海道信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は七、三六六、七六〇円を目的どおり貸し付けたにすぎず、残額二八、五九三、二四〇円(国庫利子補給済額二、五五二、九二八円)は二二、二四八、二四〇円を冷害に関係のない旧債権の回収に充て、六、三四五、〇〇〇円を組合に対する出資金に充てていた。

また、同組合では、二十九年冷害農家営農資金三〇、〇〇〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額一、〇四八、八八七円)の貸付についても前記同様目的に反し旧債権の回収に充てたものが九、七六一、九一五円、組合の出資金とさせたものが二、三二八、〇〇〇円計一、〇八九、九一五円(国庫利子補給済額四二二、六五二円)ある。(旧債乗替等)(一六四五)

- (3) 長崎県南松浦郡奈良尾町奈良尾漁業協同組合で、二十八年風水害被害漁家施設復旧資金二六、〇〇〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額二、四五二、一一四円)を長崎県信用漁業協同組合連合会から借り入れ、被害漁家に施設復旧資金として貸し付けたこととしているが、実際は一七、四三六、一五七円を目的どおり貸し付け

たにすぎず、残額八、五六三、八四三円(国庫利子補給済額八〇七、六七二円)は七、六六六、四八八円を組合賦課金および築港負担金に、八九七、三五五円を立替手数料等に充てていた。(旧債乗替等)(一七〇六)

(三) 営農資金を融資の目的に反して使用しているもの

(1) 京都府綾部市物部農業協同組合で、二十八年風水害被害農家営農資金四、〇五〇、〇〇〇円(国庫利子補給済額四一三、六一五円)を京都府信用農業協同組合連合会から借り入れ、被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は全額を部落ごと一括して貸し付け、これを耕地整理および農地災害復旧工事費の一部に使用させていた。(目的外使用)(一六八三)

(2) 高知県高岡郡日高村加茂農業協同組合で、二十八年風水害被害農家営農資金二、七〇六、〇〇〇円(国庫利子補給済額二六八、〇九三円)を、また、同村日高農業協同組合(旧日下農業協同組合)で同資金三、七〇三、〇〇〇円(国庫利子補給済額三五九、九一〇円)を高知県信用農業協同組合連合会から借り入れ、それぞれ被害農家に経営資金として貸し付けたこととしているが、実際は両組合とも全額を一括して日高村に貸し付け県管河川改修工事の用地補償費の一部に使用させていた。(目的外使用)(一六九三、一六九四)

(食糧管理特別会計)

昭和三十年年度決算額は、歳入七千九百三十四億二千五百余万円、歳出七千八百八十九億七千余万円で、前年

度に比べ、歳入において千二百八十九億七千六百余万円、歳出において千三百億二千九百余万円を増加しているが、これは主として三十年産米の豊作に伴う政府買入数量の増加によるものである。

事業損益においては二億七千余万円の損失となっており、前年度繰越損失三十億八千三百余万円と合わせて三十三億五千五百余万円の損失を翌年度に繰り越しているが、二十六年度に一般会計から受け入れた運転資金で返還不要となった百億円、三十年度において一般会計から繰入を受けた六十七億円および食糧事務所の土地、建物等の固定資産評価差益二十五億二千余万円計百九十二億二千余万円を利益に計上したことを考慮すれば、本年度の実損失額は百九十四億九千二百余万円となる計算である。これは主として二十九、三十年産米の売渡価格に買入原価を十分に見込むことができなかつたことによる売却損および食糧等の評価損が多かつたことによるものである。

本特別会計において三十年度中に取り扱った主要食糧は、左のとおり

買 入		売 渡	
内 地 米	四、五三二	主 食 用 米	四、一三三
外 米	一、二九〇	同 麦	二、九一七
小 計	五、八二二	小 計	七、〇三〇
内 地 麦	八三九	加工その他用米	二六〇
外 麦	二、〇六五	同 麦	五五
小 計	二、九〇四	小 計	三一五
		米 売 渡 計	四、三七四
		麦 売 渡 計	二、九七二

となつていて、米穀の買入は、前年度内地米三百三十万余トンおよび外米百六万余トンに比べ、いずれも増加しているが、内地米が著しく増加しているのは三十年産米が未曾有の大豊作で、かつ、事前売渡申込制によつて売渡が促進されたことによるものであり、また、外米の増加は内地米の豊作にもかかわらず三十年十月から実施された業務用配給制度による業務用米に充てるなどのため、内地米を多量に購入したことによるものである。

しかして、三十年度において支出した経費は内地食糧買入費三千八百四十七億余万円、外国食糧買入費千五百三億四千八百余万円、農産物等買入費百四十億三千二百余万円をおもなものとし、その他これら食糧の集荷、運搬、保管等に要する管理費二百五十一億四千二百余万円および事務費八十八億九千余万円と食糧証券の償還等に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れた二千四十六億九千余万円等総額七千八百八十九億七千余万円となつてゐる。

右経費の財源には、食糧売払代四千五百四十四億四千四百余万円、農産物等売払代九十三億四千六百余万円、本特別会計の赤字補てん等のためとして一般会計から補てんを受けた八十五億余万円および食糧証券収入三千億円等総額七千九百三十四億二千五百余万円を充ててゐる。

本院において、食糧等の買入、売渡、運送、保管、加工の状況を食糧庁および北海道ほか二九食糧事務所について实地に検査した結果、外米の購入計画および外麦の売渡価格の算定当を得ないものがある。

外国食糧の購入については、三十年度から購入方式を着地検査基準に改めたが、なお規格に合致しない不良品を購入したため主食に充てることができなかつたり、多額の値引売渡を実施しているものがある。これらは主として購入方法、検査規格が適切を欠いたことによるものと認められるから、この点につき一層の検討が望ましい。食糧等の運送については、日本通運株式会社一括請け負わせ、その運送賃八十二億七千三百余万円を支出しているが、そのうち七億八千三百余万円は食糧輸送の特殊性による特別負担および特別作業料金であつて、いずれも推定による見込額であるが、本院で右料金の積算について調査したところ、実際より過大な経費を見込んで不経済となつてゐると認められるものがあるから、作業の実態を調査して実情に即した契約単価を決定し、適正な支払をするよう改善することが望ましい。

不 当 事 項

物 件 (一七二一)(一七二二)

(一七二一) 外米の購入にあたり処置当を得ないもの

(項)食糧買入費

食糧庁で、昭和三十年度中、日綿実業株式会社ほか二五会社から台湾、中共、イタリー、スペイン等の外米六

五二、四六〇トンを四〇、六八九、一五八、一二四円(うち三十一年度分八、八二八、七八三、一五三円)で購入しているが、購入計画が適切でなかつたため多量の在庫品を生じて長期に保管することとなり、多額の保管料を支払う結果となっている。

右外米は、三十年度の準内地米買付必要量を六十六万七千余トンと見込んで購入したものであるが、年度内に三十九万七千余トンが売り渡されたにすぎず、二十三万二千余トンの在庫を生じている。

このように多量の在庫を生じたのは、三十年十月から三十一年三月までの業務用の需要量を十七万トン(昭和十七年から十九年までの平均年間配給実績三十四万トンの六箇月分)と推定し十万トンを購入したのに対し配給実績はわずかに二千余トンにすぎなかつたこと、一般配給用の三十米穀年度需給計画にあたり、二十九米穀年度からの持越量が四十三万二千余トンあつたにもかかわらずこれを三十三万六千トンと見込み需給推算上不足する十一万七千トンを購入したことによるものである。

しかし、業務用の需要量の算定にあたり、食糧事情の相違していた戦時中の配給実績をそのまま見込んだのは適当でなく、また、一般配給用の持越量を九万六千余トンも過少に計算したのは需給計画がずさんであつたものと認められ、このため前記のように準内地米だけでも二十三万二千余トンの多量を翌年度に繰り越し在庫となつていて、前記見込違いによる購入分十九万四千余トンについて三十一年十月末までの間に約四億五千八百万円に上る多額の保管料を支払っている計算となり、その処置当を得たものとは認められない。

なお、本件買付にかかるイタリー、スペインおよび中共米のうち七万二千余トンは、その水分含有量が外米を正常の状態で保管することができる限度(外米購入規格一四・五%)を超過しているため、長期保管に伴う変質、自然減耗等が予測される状況である。

(一七二二) 外国小麦の売渡にあたり処置当を得ないもの

(款)食糧管理収入 (項)食糧売払代

食糧庁で、昭和三十年六月から三十一年九月までの間に、東京ほか三一食糧事務所をして日清製粉株式会社ほか一九八会社に製粉原料用として外国小麦三三六、〇二九トンを二二、一二三、五九六、五一九円で売り渡しているが、右小麦は、購入の際サイロに吸い揚げたためダストが除去されたものであるのにダストが含まれているものと同様な価格で売り渡したため約千七百万円低額となっている。

右小麦は、購入の際サイロに吸い揚げたため発生したダスト七五二トンをも含めて小麦の正品価格トン当り平均二七、五〇七円で買入れているのに、売渡にあつては、ダストの分離したもののだけをダストの含まれていないものと同様の価格トン当り平均三六、〇七八円で売り渡し、ダストは別に飼料用としてトン当り平均四、六四九円で売り渡したため約千七百万円だけ低額に売り渡している。本件のようなものは、ダストを分離しない小麦を売り渡す場合と区別し、品位向上の割合に応じて売渡価格を決定する要があると認められるのに、これらの事情を考慮しないで売り渡しているのはその処置当を得ない。

（農業共済再保険特別会計）

不 当 事 項

保 險

（二七三） 農業共済保険事業の運営が適切でないもの
（一九〇二）

農林省で、昭和二十八年年度から三十年度までに北海道ほか四五都府県および各都道府県農業共済組合連合会に対し、一般会計から農業共済事業事務費負担金七、一二二、九一三、〇八四円（うち二十八年年度分二、四三二、六六七、〇〇〇円、二十九年度分二、三八〇、八六七、七六二円）、また、農業共済再保険特別会計から農作物および蚕繭の再保険金三四、六一三、七九一、九六九円（うち二十八年年度分一八、六〇八、七六八、二三三二円、二十九年度分一二、五九四、七三二、五三七円）を支出している。

本院において、二十九年および三十年中、青森県ほか三八府県の六二二農業共済組合について、主要農作物共済の掛金の徴収が適期、適切に行われているか、また、共済金はその全額が組合員に正当に支払われているかに重点を置き、さらに、保険金請求に際し被害の評価および府県農業共済組合連合会への報告は事実在即し
て行われているか、組合員に対する共済金の額は正しく決定されているかをあわせて調査したが、三十一年二月以降も引続き主として前年までに調査しなかつた農業共済組合を調査することとし、北海道ほか二七府県の六九八農業共済組合について調査した。その結果は、二十八、二十九年度の検査報告において記載したと同様、掛金の徴収が適切に行われている組合は少なく、共済金が支払われていない無被害の年度においてはその大部分が未収のまま放置され、被害が発生して共済金が支払われるときに初めて未収繰越掛金その他未収金を差し引いて徴収しその決済を行なっていたり、連合会の行なつた修正に基き個人別支払額を決定しているように支払台帳を作成しているが、実際は組合の行う独自の損害評価に基きまたは被害三割未満の補償対象外の耕地をも含む全引受面積に対し均等割で支払っているもの、共済金を部落に一括交付してその用途を一任しているもの、共済金の一部を組合員に支払うことなく別途に保有して後年度分の掛金等の準備金としたり、事務所または役場庁舎の建築費、農業協同組合出資金、農機具等の購入費、組合業務費、飲食費、組合役員員の個人的用途に充てたりしているものなど共済事業の運営および経理当を得ないものが多数あつたほか、保険金を連合会に請求するにあたり組合の損害評価額を上回る報告を行なつて実際の評価額以上の保険金を受領したり、または引受一筆ごとの適正な損害評価をしないで達観により被害報告を行い保険金受領後評価野帳を作成したりしているもの、あるいは共済金の全額を組合員に支払わず、掛金、賦課金も全く徴収しないで受領した保険金をもって組合運営の財源としているなど共済事業が農民から遊離しているものも見受けられた状

況で、調査の結果判明したこれら共済金の経理当を得ないと認められるものは五二〇組合二、八二二、五五六、九
九二四(国庫負担分推定額二十億七千二百万円)に上っており、これを不当の態様別に示すと次表(折込)のと
りである。

なお、昭和二十八年度決算検査報告に掲記した指摘事項のうち、当局において変則払等の不当経理を是正し
正規の支払を行なった旨本院に対し回答があったものうち数組合を選びその事後処理状況についてもあわせ
て調査したところ、いずれもその是正が行われていないばかりでなく、その後も改善されていない状況である
が、そのおもなものは次のとおりである。

(ア) 兵庫県加古郡天満村農業共済組合(現在稲美町天満農業共済組合)では、昭和二十八年度決算検査報告(二四二ページ
参照)に掲記したとおり、二十八年産水稲および麦共済金七、一九六、六七二円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書
どおり支払わず、うち二、四四五、九八九円を組合独自の評価による被害割で、四、七五〇、六八三円を面積割で配分して
いたものであり、本院の照会に対し、同組合では損害評価書どおり三十年三月再配分を完了した旨回答があったが、三
十一年八月本院において再調査したところ、実際は全くこれを行っていないばかりでなく、二十九年および三十年産
水稲および麦共済金二二、三〇〇、四八一円についても被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払うことなく、部
落ごとの引受面積割またはこれに被害程度を多少加味したもので各部落に配分し、その使途および農家への配分を一
任しており、支払に際してはこれから二三二、〇〇〇円を受け入れ、架空名義の別途貯金に繰り入れて役員旅行費等に

Table with multiple columns and rows, containing numerical data and names, likely a ledger or account book. The text is very faint and difficult to read.

九二円(国庫負担分推定額二十億七千二百万円)に上っており、これを不当の態様に示すと次表(折込)のとおりである。

なお、昭和二十八年年度決算検査報告に掲記した指摘事項のうち、当局において変則払等の不当経理を是正し正規の支払を行なった旨本院に対し回答があつたものうち数組合を選びその事後処理状況についてもあわせて調査したところ、いずれもその是正が行われていないばかりでなく、その後も改善されていない状況であるが、そのおもなものは次のとおりである。

(ア) 兵庫県加古郡天満村農業共済組合(現在稲美町天満農業共済組合)では、昭和二十八年年度決算検査報告(二四二ページ参照)に掲記したとおり、二十八年産水稲および麦共済金七、一九六、六七二円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払わず、うち二、四四五、九八九円を組合独自の評価による被害割で、四、七五〇、六八三円を面積割で配分していたものであり、本院の照会に対し、同組合では損害評価書どおり三十年三月再配分を完了した旨回答があつたが、三十一年八月本院において再調査したところ、実際は全くこれを行なっていないばかりでなく、二十九年および三十年産水稲および麦共済金二、三〇〇、四八一円についても被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払うことなく、部落ごとの引受面積割またはこれに被害程度を多少加味したもので各部落に配分し、その用途および農家への配分を一任してあり、支払に際してはこれから一三、〇〇〇円を受け入れ、架空名義の別途貯金に繰り入れて役員旅行費等に

道府県名	調査 組合 数	調査済共済金額 千円	共済金を組合員に 全く支払わないもの		共済金の一部を組合員 に支払わないもの (うち目的外に使用し た額)		共済金を補償対象外の 被害三割未満の耕地を も含めて配分している もの		計 千円	
			組合 数	共済金額 千円	組合 数	共済金額 千円	組合 数	共済金額 千円		
北海道	八〇	一、八五七、六五七			二二	四四九、二一六 (一六五八二)	三六	六九四、六七〇	五七	一、一四三、七八七
秋田県	一六	七二、八九六			一〇	二七、三七四 (二、〇〇七)	三	一一、三一五	一三	三八、六九〇
山形県	一四	六八、一〇六			六	二〇、〇七一 (一、六五四)	四	九、一六八	一〇	二九、二四〇
福島県	四六	四九五、八三四			一六	一八八、一三三 (八、一六七)	一三	一〇二、二九二	二九	二九〇、四二六
栃木県	一九	二六六、七三八			一	一三、七三三 (一、五三)	一六	二〇〇、三六四	一七	二一四、一〇二
埼玉	一九	六五、五六〇			四	五、一三七 (一、八四)	六	一八、五三八	一〇	二三、七七五
神奈川	二一	七八、二五六			六	一七、六七九 (九四七)	八	一九、八〇二	一四	三七、四八二
愛知県	二〇	六七、五〇九			一六	五一、四四二 (一、三九三)			一六	五一、四四二
三重	二七	八五、三〇六			二〇	六〇、七四四 (一、五〇四)	三	一〇、六〇一	二三	七一、三四五
滋賀	二二	二九、五一六			一	八、五四〇 (三、九六〇)	一五	一七、〇二八	二二	二七、一四九
京都府	一六	九、一八九			六	三、三四六 (一、二四)	六	三、四七〇	一二	六、八一六
大阪	一九	二二、一四四	八	九、二四八	一〇	一一、〇六三 (九、五七〇)	一	一、二六六	一九	二二、五七八
兵庫県	二四	九〇、五一六			二二	六三、九七三 (一、八六四)	八	一八、九〇四	二二	八四、七九一
奈良	二四	三九、六二五			二〇	二二、三三七 (三、三六)			二〇	二八、一〇三
和歌山	二四	五九、三二六			二二	五〇、六一一 (三、三六)	二	四、四一〇	二四	五五、八四七
岡山	二六	五八、三〇四			八	一四、三三三 (七、七二)	九	二四、四三八	一七	三八、七七四
広島	一六	一三、九四〇			六	六、七八九 (一、六四六)	二	一、二二九	八	七、九一八
山口	二八	三八、二八九			一〇	一、九四六 (一、六一)	五	四、七〇九	一五	一六、六五五
徳島	一九	六一、〇二〇			四	一六、五七六 (一、〇〇二)			四	一六、五七六
香川	一七	三八、七七五			九	二一、三四八 (六、二五八)	七	一四、五八二	一七	三七、九八〇
愛媛	一八	六三、四一八			一三	四九、二五九 (二、九九五)	二	三、八九三	一五	五三、一五三
高知	一九	五一、九二四			一三	二八、九九四 (三、八九四)	三	七、九八六	一七	三七、八九八
福岡	一八	五五、三〇六			一一	三五、〇六五 (九、二〇六)	七	一一、八七一	一八	四六、九三七
長崎	三六	六七、五〇九			九	一五、二五〇 (三、一三)	一六	二九、六四一	三二	五五、七九六
熊本	二一	四六、四五五			六	一六、七八九 (一、〇五)	一四	二三、一一〇	二二	四三、〇二五
大分	二一	一〇五、八〇六			四	一一、六六九 (三、〇五八)	七	三四、二三一	一一	四六、九〇一
宮崎	四〇	五〇三、七九〇			一一	一〇四、六五三 (三、〇五八)	一六	一六三、八二六	二七	二六八、四八〇
鹿児島	二八	九七、〇二六			三	九、四八七 (一、三三九)	九	一六、三九一	一二	二五、八七八
計	六九八	四、五一〇、七五四	二〇	三〇、六〇六、二八二	一、三三三	一、三三三、二九四 (一七六、〇九八)	二二八	一、四四七、六五六、五二〇	二、八二一、五五六	

項目	金額	備考
一、四、一五七円を使用しており、一七、八四三円を保有していた。		
二、四五五、六二六円に上っていたもので、本院の照会に対し、別途貯金全額を共済金として支払い、二十四年度からの		
変則払を是正し損害評価書どおり共済金の再配分を農家別に行なって三十年一月精算を完了した旨回答があったが、三		
十一年八月本院において再調査したところ、実際は全く再配分を行っていないばかりでなく、二十九年産水稲および		
麦共済金八〇七、六八一円、三十年産麦共済金二四九、五四六円計一、〇五七、二二七円についても従来と同様違法な経理		
を行なっていて、うち一八〇、六四五円を組合独自の評価により被害農家に支払っただけで、残額八七六、五八二円は別		
途に経理していた。		

一四、一五七円を使用しており、一七、八四三円を保有していた。

(イ) 愛媛県越智郡清水村農業共済組合(現在今治市河南農業共済組合)では、昭和二十八年年度決算検査報告(二四三ページ参照)に掲記したとおり二十八年産水稲共済金および麦保険金二、六九八、七六八円を別途に経理し、うち三六〇、七三

一円を支払っただけで、そのほか掛金および防除機具代等に使用したものを差し引いた残額は一、〇九八、二二七円となっており、組合の保有額は二十九年六月本院会計実地検査当時二十四年以降同様な経理をしたものの残額と合わせて

二、四五五、六二六円に上っていたもので、本院の照会に対し、別途貯金全額を共済金として支払い、二十四年度からの

変則払を是正し損害評価書どおり共済金の再配分を農家別に行なって三十年一月精算を完了した旨回答があったが、三

十一年八月本院において再調査したところ、実際は全く再配分を行っていないばかりでなく、二十九年産水稲および

麦共済金八〇七、六八一円、三十年産麦共済金二四九、五四六円計一、〇五七、二二七円についても従来と同様違法な経理

を行なっていて、うち一八〇、六四五円を組合独自の評価により被害農家に支払っただけで、残額八七六、五八二円は別

途に経理していた。

しかして、検査の結果判明した組合の不当経理のうち、とくに不当と認められる共済金の目的外使用が一組合あたり二十万円をこえるものをあげると別表第七のとおり一九〇組合その目的外使用額一九七、一一八、六一

二円になっているが、これら不当経理のうち代表的な事例をあげると次のとおりである(各項末尾の()内の数字は別表第七に掲記した番号を示す)。

(一) 共済金の全部を組合員に支払わず、また、掛金も徴収していないため保険が農民から遊離し、組合と上

部機関との間で空転しているもの

(1) 滋賀県伊香郡西浅井村(旧永原村)農業共済組合で、二十九年産水稻および麦共済金一、五七八、九九八円、三十年産麦共済金一、九三六円計一、五八〇、九三四円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり農業協同組合の共済金振込用貯金口座を利用して支払ったこととしているが、実際は同農業共済組合が右貯金を組合員とは無関係に一括管理し、これを各種共済掛金、賦課金の支払財源に充てている状況で、三十一年四月本院会計実地検査当時の残高は前年度からの繰越分を含め二、〇三九、九二〇円に上っていた。

(一七二四)

(2) 長崎県南高来郡有家町農業共済組合で、二十九年産水稻および麦保険金一、一六六、四四〇円、三十年産麦保険金一、〇二二、一二七円計二、一七八、五六七円を県農業共済組合連合会から受領しているが、同組合は二十三年設立当初から共済金を全く支払っていないばかりでなく掛金も全く徴収せず、共済の事務はすべて組合長個人に任されていた。

しかして、組合長は受領した保険金一二、九七九、七八六円を帳簿外に経理し、保険料、賦課金に五、二三二、九三七円を支払い、残額七、七四六、八四九円と受取利息等二二六、三九八円を合わせ計七、九七三、二四七円のうち三、三〇九、三三五円を業務費に使用したほか、災害見舞金に七七一、五九七円、役員手当等に六七三、五九〇円、交際費、旅行費等に三四四、三六八円、建物、什器購入費に二八〇、七五〇円、農

業協同組合への肥料購入立替金等に六六五、〇〇〇円、組合諸雑費に二一五、一八五円、積立金に三〇九、七三三円を充て、五五九、五六五円は仮払金に整理しているが使途不明となっており、三十一年六月本院会計実地検査当時七二四、六四一円を農業協同組合および市中銀行に組合長個人名義等で貯金し、一一九、四八三円を現金で保有していた。(一八八八)

(3) 熊本県飽託郡中島村農業共済組合で、二十九年産水稻および麦保険金二、三二四、一六五円、三十年産麦保険金四七九、八七一円計二、八〇四、〇三六円を県農業共済組合連合会から受領しているが、同組合はこれを全く支払っていないばかりでなく掛金も全く徴収せず、保険金を掛金、賦課金その他一切の組合諸経費の支払財源に充ててあり、三十一年六月本院会計実地検査当時二三四、二四二円を保有していた。

(一八九四)

(二) 共済金を補償対象外の被害三割未満の耕地をも含めた引受全面積に対して配分し、そのうちから未収掛金等を差し引いているもの

(1) 山形県酒田市(旧飽海郡中平田村)農業共済組合で、二十八年産水稻共済金二、二三七、七六〇円、二十九年産水稻共済金五七一、八四〇円計一、八〇九、六〇〇円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際はそのうち一、四九五、二〇九円を補償対象外の耕地を含めた引受全面積に対し均等割で配分しただけで、三二四、三九一円を共済基金拠出金等に充てていた。(一七三三)

(2) 熊本県菊池郡七城村(旧砦村)農業共済組合で、二十九年産水稲および麦共済金三、五四九、二九四円、三十年産麦共済金一、四四八、三〇二円計四、九九七、五九五円を減収石数二割以上の農家に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際はうち四、三五〇、一〇九円を減収石数によらないで補償対象外の農家をも含めた全農家に対し面積割で配分し、これから未収掛金、賦課金等四二二、二三三円、農家拠出金六三、四二八円を差し引いて三、八六四、四四八円を交付しており、残額六四七、四八六円は動力噴霧機購入費等に充てていた。(一八九三)

(三) 共済金の一部を組合員に支払わないで帳簿外に保有し、これを目的外の役場庁舎建築費、農業協同組合出資金、飲食費等に使用したり、定期貯金等としているもの

(1) 北海道樺戸郡新十津川村農業共済組合で、二十八年産水稲および麦共済金二七、五〇八、四八〇円、二十九年産水稲および麦共済金三二、五〇三、二三〇円計六〇、〇一一、七一一〇円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は組合独自の評価による被害割で四八、八六四、四七二円、引受面積に対し均等割で九、四六〇、二〇〇円計五八、三三四、六七二円を配分し、これから未収掛金、賦課金等八、七七五、八八三円を差し引いて四九、五四八、七八九円を支払っただけで、配分しなかった共済金一、六八七、〇三八円は事務所建築費、組合業務費等に充てていた。(一七二七)

(2) 愛知県知多郡美浜町(旧河和町)農業共済組合で、二十九年産水稲共済金四、九七七、六六一円を被害三割以上の耕地一七六町六反に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は組合独自の評価により一〇九町九反に二、九五五、〇七〇円を支払っただけで、残額二、〇二二、五九一円は架空名義の農業協同組合貯金等により帳簿外に経理し、これから農業協同組合の職員手当、物品購入代、部落活動助成費に一、一三九、二九六円、共同防除助成費に一七九、五九〇円、組合運営費その他に三七四、六一一円を使用したほか、一五五、〇〇〇円を農業協同組合の出資金に充てており、三十一年四月本院会計実地検査当時一九一、二五〇円を保有していた。(一七五二)

(3) 兵庫県飾磨郡夢前町(旧菅野村)農業共済組合で、二十九年産水稲および麦共済金二、五八九、六一六円、三十年産水稲および麦共済金三八六、八四五円計二、九七六、四六一円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は三十年産水稲共済金一八二、八三〇円を、部落ごとに均等割で六四、〇〇〇円、引受面積割で六四、〇〇〇円、戸数割で五四、八三〇円として配分し、残額二、七九三、六一円は全く支払わないで共済貯金または架空名義の貯金として帳簿外に経理していた。

しかして、同組合は二十三年設立当初から掛金、賦課金を全く徴収せず、共済金の全額を別途に経理しており、その額は共済金一〇、一八八、六五七円のほか建物保険金、給料繰入その他利子等を加えて一一、三一七、六七三円に上っているが、このうち共済金として支払ったものは一八二、八三〇円にすぎず、その他は農作物および建物共済掛金、賦課金に七、六七四、七五三円、家畜共済掛金補助に四七一、五三四円、村

役場庁舎建築費に一、九〇〇、〇〇〇円、組合合併時の役職員の解散手当、会議費、接待費その他組合諸経費に一、二二〇、四二五円を使用し、三十一年八月本院会計実地検査当時九六八、一三一円を保有していた。

(一八〇八)

(4) 愛媛県周桑郡丹原町農業共済組合で、二十九年産水稻および麦共済金二、八二四、六〇二円、三十年産麦共済金三〇九、二八二円計三、一一三、八八四円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は全額を市中銀行および農業協同組合の別途貯金として経理し、これから引受面積三〇一町二反に反当五〇〇円の割合で一、五二一、一六五円を支払ったにすぎない。

しかし、同組合は従来から掛金、賦課金を全く徴収せず、共済金が掛金、賦課金を上回る場合にだけその超過額の一部を支払い、残額を掛金、賦課金および飲食費、役員手当等に充てており、三十一年八月本院会計実地検査当時三六、三三九円を保有していた。(一八七二)

(5) 福岡県山門郡大和町農業共済組合で、二十九年産水稻および麦共済金三、五〇九、四二八円を被害三割以上の耕地に対し損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は全く支払わないで全額を特別会計名義で帳簿外に経理していた。

しかし、同組合は二十四年産水稻以降このような経理を行い、掛金、賦課金を全く徴収せず、共済金三四、二三七、八四九円のうち一四、一六三、七〇一円を支払っただけで残額のうち一七、四七二、八一八円を

掛金、賦課金、基金拠出金等に充て、三十一年六月本院会計実地検査当時二、六〇一、三三〇円を保有してゐた。(一八八三)

(四) 組合が損害評価額を上回る申請をして実評価額以上の過大な保険金を受領し、これを組合員に配分しないで組合の経費等に使用しているもの

(1) 山形県東村山郡中山町(旧豊田村)農業共済組合で、二十九年産水稻保険金を県農業共済組合連合会に対し請求するにあたり、実際の組合評価は被害三割以上の耕地一〇町九反共済金一二六、四四七円であるのに、これを四二町五三六、三五〇円と金額において四倍以上に付増しして報告を行い、同連合会から三五町六反四六五、九七〇円と決定を受けて実際の評価額以上の保険金四一九、三七三円を受領し、また、三十年産水稻保険金を請求するにあつても、組合評価は被害三割以上の耕地四町一反共済金五九、三一三円であるのに、これを三七町五反五一七、四四六円と金額において八倍以上に付増しして報告を行い、同連合会から二四町二反一八五、八四四円と決定を受けて実際の評価額以上の保険金一六七、二六〇円を受領しているばかりでなく、二十九年産水稻共済金四六五、九七〇円、三十年産水稻共済金一八六、〇一四円をそれぞれ損害評価書どおりの被害面積三五町六反および一四町二反に対し支払ったこととしているが、実際は一二六、四四七円および五九、三一三円を組合の実評価どおり一〇町九反および四町一反に対し支払っただけで、共済金の残額四六六、二二四円は組合長名義の別途貯金として帳簿外に経理し組合経費

に使用していた。(一七三五)

(2) 愛知県渥美郡田原町(旧野田村)農業共済組合で、二十九年産水稻保険金を県農業共済組合連合会に対し請求するにあたり、実際の組合評価は被害三割以上の耕地一〇二町七反共済金一、四〇二、一七〇円であるのに、これを一五八町一反二、七〇六、〇〇〇円と金額において約二倍に付増しして報告を行い、同連合会から一一三町二反二、三九五、八〇〇円と決定を受けて実際の評価額以上の保険金二、一五六、二二〇円を受領しているばかりでなく、共済金二、二二八、五五一円を損害評価書どりの被害面積一一三町二反に対し支払ったこととしているが、実際は共済金の全額を帳簿外に経理し、このうちから一、三二四、八一九円を組合の実評価どおり一〇二町七反に対し支払っただけで、残額八九三、七三二円はうち五〇九、七四二円を各部落に共同防除費用として交付し、三八三、九九〇円は二十八年産水稻共済金の不配分額等二二二、四七六円と合わせ役員手当、飲食費等に使用しており、三十一年四月本院会計実地検査当時四〇四、三九八円を保有していた。

右のほか、二十九年産麦共済金三三、三九〇円を損害評価書どおり被害三割以上の六町四反に支払ったこととしているが、実際は引受面積九一町五反に均等割で配分し部落ごとに一括交付していた。(一七四八)

(3) 三重県河芸郡大里村農業共済組合で、二十九年産水稻保険金を県農業共済組合連合会に対し請求するにあたり、実際の組合評価は被害三割以上の耕地二四町五反共済金四九二、八二四円であるのに、これを一五五町九反三、〇六七、九九〇円と金額において約六倍に付増しして報告を行い、同連合会から一〇七町一反二、四二〇、七〇四円と決定を受けて実際の評価額の四倍以上の保険金二、一八〇、四三四円を受領しているばかりでなく、共済金二、二六五、七八四円を損害評価書どりの被害面積一〇七町一反に対し支払ったこととしているが、実際は組合の実評価二四町五反に対し四九二、八二四円を支払っただけで、残額一、七七二、九六〇円はうち三六〇、一二五円を見舞金として全耕作面積三五一町九反に対し均等割等で配分し、その他の一、四二二、八三五円は現金または組合長個人名義の貯金で帳簿外に経理していた。

右のほか、二十九年産および三十年産麦共済金九八、五〇〇円も損害評価書どりの被害面積に対し支払ったこととしているが、実際は組合独自の評価により二九、五六八円を支払っただけで、残額六八、九三二円は別途貯金として経理していた。

しかして、同組合は、このような経理を行なって帳簿外に経理した資金一、四八一、七六七円のうちから掛金、賦課金、組合業務費、会議費を支出しているほか役員員の慰労費、開給与等にも多額を使用している、三十一年四月本院会計実地検査当時三五、七九六円を保有していた。(一七六五)

(4) 和歌山県有田郡吉備町(旧御霊村)農業共済組合で、二十九年産水稻保険金を県農業共済組合連合会に対し請求するにあたり、実際の組合評価は被害三割以上の耕地一一町一反共済金二七九、九八四円であるの

にこれを三七町六反一、〇五二、五二四円と金額において約四倍に付増しして報告を行い、同連合会から二町四反七九四、九六〇円と決定を受けて実際の評価額以上の保険金七一五、四六四円を受領しているばかりでなく、共済金七九四、九六〇円を損害評価書どりの被害面積二町四反に対し支払ったこととして、実際は共済金の全額を別途に経理し、うち八三、四五九円を組合の実評価一町一反に対し支払っただけで、残額七一、五〇一円は後年度の掛金、賦課金や組合経費に充てていた。

右のほか、二十九年産麦共済金五八、五〇四円を損害評価書どりの被害面積に対し支払ったこととしているが、実際は全く支払っていない。(一八二九)

(森林火災保険特別会計)

昭和三十年年度決算額は、歳入四億四千四百余万円、歳出一億三百余万円で、その事業損益は未経過保険料等を控除し七千余万円の利益となっている。

森林火災国営保険は、保険契約の申込の承諾、保険証書の作成交付、保険料の徴収、保険事故による損害額の調査等の事務を都道府県知事に、また、保険料の受取等の事務を市町村、森林組合等に行わせているものであるが、本院において保険給付の内容および保険料徴収の当否について検査した結果、損害額の調査や林野庁における審査が十分でなかったことなどのため保険金が過大に交付されていたものがある。

また、市町村等の保険料の取扱をみると、保険料の受取後本特別会計に納付するまでに数箇月間滞留していたものが少なくない状況であるから、すみやかに納付させるよう指導監督の要があるものと認められる。

不当事項

保 険

(二九〇三) 森林火災保険金等の支払にあたり処置当を得ないもの (二九〇七)

(項) 森林火災保険金 ほか一科目

林野庁で、昭和三十年度中、森林火災保険の目的である森林四九三箇所に対し森林火災保険金一七、〇一九、七九五円および返還保険料二〇四、五八七円を支出しているが、そのうち本院が北海道ほか一六県内の二二三箇所についてその実地を検査したところ、保険の目的が災に災していないのに、災しているものとして保険金を支払ったり、災後保険契約を締結したものに對し保険金を支払ったり、または、災面積を過大に申請したものをそのまま認め保険金を支払っているため保険金が過大交付となっているものなど返還を要するものが二三事項一、七八五、一四四円あり、そのうち一事項十万円以上のものをあげると左のとおり五件九五七、八六四円である。

右のほか、本院の注意により、三十年度に支払った保険金について林野庁で現地の再調査を実施した結果是正することとしたものが八八事項一、四六七、九七八円ある。

所在	保険目的の者	保険契約者	被保険者	保険金額	契約年月日	支払年月日	林野庁で支払った返還保険料	正当な保険金、返還保険料	返還を要する額	摘	要
(一九〇三)	青森県西津軽郡森田村床舞	森田村長	伊藤某	一七〇,四七〇	三〇,六三三	三〇,九一七	一三三,四六一	三,一七九	二九,〇三三	からまつ造林地二三町一反が災したとして、実際は二三町六反が災したにすぎない。	まつ造林地七町のうち四町九反が三十年六月二十四日災したとしているが、実際は保険契約締結前の三十年五月二十三日災したものである。
(一九〇四)	長野県諏訪郡茅野町原山	旧玉川村	両角某ほか一名	四〇〇,〇〇〇	三〇,九一七	三〇,九一七	四一,七六〇	二六,六一一	二五,六五九	からまつ造林地三〇町のうち一八町八反が災したとして、実際は一三町六反が災したにすぎない。	からまつ造林地七町のうち四町九反が三十年六月二十四日災したとしているが、実際は保険契約締結前の三十年五月二十三日災したものである。
(一九〇五)	長野県南佐久郡畑八村八郎八ヶ岳下	畑八村長	同上	六〇〇,〇〇〇	二八,三一九	三〇,八一九	三九,七二六	〇	三九,七二六	からまつ造林地三〇町のうち一八町八反が災したとして、実際は一三町六反が災したにすぎない。	からまつ造林地七町のうち四町九反が三十年六月二十四日災したとしているが、実際は保険契約締結前の三十年五月二十三日災したものである。
(一九〇六)	徳島県三好郡東祖谷山村大西	東祖谷森林組合長	大西部落代表梶本某	二六〇,〇〇〇	三六,八一七	三〇,九一七	二五,四四九	五,九〇七	二〇,三五四	すぎ造林地一四町のうち一二町六反が災したとして、実際は四町六反が災したにすぎない。	すぎ造林地七町のうち四町九反が三十年六月二十四日災したとしているが、実際は保険契約締結前の三十年五月二十三日災したものである。
(一九〇七)	愛媛県新居浜市郷町又野	新居浜市長	山本某ほか一四名	一三三,七五〇	三三,八一九	三〇,九一七	一三三,七五〇	八,〇五六	一二,三五四	まつ、はげしほり造林地一二町二反が災したとして、実際は四町二反が災したにすぎない。	まつ造林地七町のうち四町九反が三十年六月二十四日災したとしているが、実際は保険契約締結前の三十年五月二十三日災したものである。
計				一,六四四,三三〇			一,三八〇,六四七	四三,七三三	九五七,八六四		

(開拓者資金融通特別会計)

不当事項

その他

(一九〇八) 開拓者資金の貸付に關し処置当を得ないもの

(一九〇八) 京都農地事務局 三重県桑名郡城南村 城南開拓農業協同組合 二九三〇 三三,七〇〇 一,八二〇,五三三

家畜および農機具購入資金として六〇名に貸し付けたこととして、実際は入植者はわずかに二九名で、一、五一六、四九七円を貸し付けたにすぎず、残額一、八二〇、五〇三円は三重県信用農業協同組合連合会に預金している。

(一九〇八) 京都農地事務局 三重県桑名郡城南村 城南開拓農業協同組合 二九三〇 三三,七〇〇 一,八二〇,五三三

家畜および農機具購入資金として六〇名に貸し付けたこととして、実際は入植者はわずかに二九名で、一、五一六、四九七円を貸し付けたにすぎず、残額一、八二〇、五〇三円は三重県信用農業協同組合連合会に預金している。

序 名 組 合 名	貸付年度	貸付額	同上のうち 不当貸付額	要
(一九〇九) 岡山農地事務局				
徳島県那賀郡木沢村 沢谷開拓農業協同組合	二三から 二七まで	九五五、三六	三六七、七九	営農、家畜および農機具購入資金として組合員に貸し付けたこととして、實際は、残額に付した六、三二六、一三七円にすぎず、三、八二七、一七九円のうち三、四九一、六六六円は組合の運営資金等に使用し、一四五、五一三円は徳島県開拓農業協同組合連合会の運転資金となつてゐる。
(一九一〇) 同				
徳島県那賀郡橋町椿 開拓農業協同組合	二九	一、八四三、〇〇〇	一、八四三、〇〇〇	営農、家畜および農機具購入資金として組合員に貸し付けたこととして、實際は、一、四五八、〇五〇円は同組合が、融資目的外の開拓道路建設工事費、開拓者以外の者に対する貸付資金等に使用し、三八四、九五〇円は徳島県開拓農業協同組合連合会の運転資金となつてゐる。
(一九一一) 同				
徳島県美馬郡江原町 江原開拓農業協同組合	二九	九四六、〇〇〇	三四、四九〇	営農資金として組合員に貸し付けたこととしてゐるが、實際は同組合の運営資金等に使用して
計		一六〇七九、三三六	七、六四二、七三	

(国有林野事業特別会計)

昭和三十年年度決算額は、歳入四百八十七億八千九百九十九萬四千九百九十九圓で、事業損益に
あつては二億二千七百九十九萬圓の利益となつてゐる。

しかして、立木処分および直営生産事業においては、立木で三千七十二萬九千九百九十九圓を処分し、直営により二千五百
五十一萬九千九百九十九圓を伐採し、素材千六百十萬九千九百九十九圓、製材十二萬九千九百九十九圓を生産して事業費百二十八億八百九十九萬九千九百九十九圓、造林
事業においては事業費四十七億八千九百九十九萬九千九百九十九圓、林道事業においては事業費五十六億三千二百九十九萬九千九百九十九圓および治山事
業においては民有保安林三萬五千九百九十九圓の買入等を実施して事業費三十七億六千九百九十九萬九千九百九十九圓を支出してゐる。

北海道の風害木については、三十年度に千七百五十萬九千九百九十九圓を処理し前年度の分千七百七十萬九千九百九十九圓を合わせると処理
済のものは全体の約四〇%に達してゐる。

本院において立木および林野加工品の処分、北海道における風害木の処理状況等につき、林野庁、旭川ほか一
三管林局および奥土別ほか四〇管林署について実地に検査した結果、直営生産事業の実行にあたり会計経理がび
ん乱しているもの、国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)により売り渡した保安林を売渡
後間もなく買受人により他に転売されて伐採されてゐるものおよび関係職員により大量の風害木等をほしほしま
に処分されてゐるものがある。

立木および林野加工品の処分については、二十九年度に比べ材積の調査等において改善の跡が認められたが、
とくに搬出経費等の控除事業費の算定等について一層検討の要があるものと認められる。

不 当 事 項

予 算 経 理

(一九二二) 經理のびん乱しているもの

(款) 国有林野事業収入 (項) 業務収入 ほか一科目

秋田営林局鶴岡営林署で、昭和二十八年三月から三十一年三月までの間に、素材の生産および処分にあたり、正規の經理をすることなく予納金を徴収したり、架空の名義により人夫賃、物品購入代等を支払に立てたり、または素材の売渡代金を国庫に納付しないで資金をねん出し、これを別途に經理して予算外の経費に使用するなど經理のびん乱しているものが三五、五三六、一四四円に上っている。

右は、

- (ア) 素材の買受希望者から正規の売渡手続をとらないで素材代金、運搬諸経費等として二六、六八二、四二六円を予納させ、これを別途に經理してうち一五、一七九、〇〇五円を素材売渡代金として国庫に納付し、一、四二二、九七二円を輸送費、自動車修理代等に使用し、
- (イ) 東北バルプ株式会社ほか一名に売り渡した素材一、一九六石の代金一、九〇〇、〇〇〇円を国庫に納付せず、また、架空の名義により人夫賃五二四、六六八円を支払に立て、これらに鶴岡木材株式会社からの借入金三、〇〇〇、〇〇〇円を合わせ計五、四二四、六六八円の資金を保有し、これを別途に經理してうち一、七〇三、五八〇円を流失材を補てんするための素材生産費等に、三、二九一、一五〇円を自動車修理代等に使用し、

- (ウ) 右借入金および収入金未払込分の整理のため、秋田営林局の指導により、架空の名義により人夫賃、物件費計二、二一五、六一二円を支払に立て、また、素材の直送代金一三四、八七三円を買受人から受領し、これらに同営林署長が提供した二五〇、〇〇〇円および前記(ア)、(イ)の別途に經理したものの残額五一〇、三八七円を合わせ計三、一一〇、八七二円の資金を保有し、うち三、〇一七、〇〇〇円を鶴岡木材株式会社に債務の弁済として引き渡した素材一、九七四石および東北バルプ株式会社ほか一名に売り渡した素材一、一九六石計三、二七〇石(評価額四、八七四、五八六円)のうち二、四四〇石分の代金として国庫に、八五、五〇五円を木材引取税として羽黒町にそれぞれ納付し、残額八、三六七円を現金で保有し、
 - (エ) 大山製樽有限公司ほか二名からひめこまつ素材五一一石の売渡代金八六七、三八九円を受領しながら、これをぶな素材二二七石を売り渡したことからうち一二九、三九〇円を国庫に納付し、差額七三七、九九九円を別途に經理して五〇六、七八〇円を接待費に、一八六、七七二円を宿舍修繕費等に使用し、残額四四、四四七円はその用途が不明となっている。
- などその經理がびん乱している。
- (一六) このような結果をきたしたのは、同営林署の関係職員が法令、予算を軽視したことによるものであるが、業務運営に関する秋田営林局の指導も適正を欠いていたと認められ、同営林局が經理びん乱の事実を知った後においてこれをこ塗するため不当經理を指導したのはその処置著しく当を得ない。

物件

(一九一三) 国有林野整備臨時措置法により売り渡した保安林の立木を他に転売されたもの

大阪管林局で、昭和二十九年三月、鳥取県東伯郡泊村に同村所在の国有林二町七反および地上立木まつ等二、四七七石を国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)により飛砂防備保安林として主林木伐採禁止の条件で随意契約により九五〇、〇〇〇円で売り渡しているが、同村により立木の全量を転売されている。

右は、禁伐保安林の指定を受けた飛砂防備林で、売渡後も極度の施業制限を受けるものとしてその評価額土地八一、四七〇円、立木二、一九五、二四八円からいづれも六割減額した前記評価額で売り渡したものであるが、同村の経営能力を十分調査しないで売渡を行なったため、売渡後間もない二十九年八月、同村によって立木の全量を三、〇九〇、〇〇〇円で木材業者に転売され、同年十二月までに二、〇五〇石が伐採されるにいたったもので処置当を得ない。

(一) 一般会計
(自作農創設特別措置特別会計)
(国有林野事業特別会計)

不当事項

不正行為

(一九一四) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(一九一六) 農林省ほか二箇所、昭和二十九年六月から三十一年三月までの間に、関係職員により歳入金、歳出金および立木をほしのままに領得されるなど国に損害を与えたものが左のとおり三件六三、六七五、三二五円、立木三三、六八一石評価額六、四五三、四九二円(うち三十一年九月末現在補てんされた額一、五六六、二七二円、丸太ほか一点評価額四七三、九七三円)ある。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
(一九一四) 農林省	農林経済局農業保険課 農林事務官 多 久 島 某	二九、六から 三一、三まで	五九、九〇三、三九二	(三二、九、三〇現在)

同人が団体事務費係として都道府県および都道府県農業共済組合連合会に交付する農業共済組合事務費負担金等の割当内示、交付指令等の原議案作成事務に従事中、単独または部外者と共謀して茨城県農業共済組合連合会に交付すべき額に付増しして同連合会名義の交付申請書および負担金交付指令原議案を作成するなどの方法により関係職員を誤信させて正当額との差額を領得したものである。

序 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額 (三二、九、三〇現在)
		年 月	円	円
(一九一五) 青 森 県	農地部農地開拓課 収入官吏 事務吏員		二九、一一から 三〇、一一まで	三、七七二、九三三
	河 合 某			〇

同人が自作農創設特別措置特別会計所属の収入官吏として農地売払代金等の収納事務に従事中、当該売払代金を国庫に払い込まないで領得したものである。

(一九一六)

木古内営林署	碓盤坂担当区主任 農林事務官 奥山 某	二九、一〇ごろから 三〇、七まで	立木三三三、六八一石 評価額 六、四五三、四九二	ほかに五、五六六、二七二 か一点評価額 四七三、九七三
--------	---------------------------	---------------------	--------------------------------	-----------------------------------

同人が担当区主任として国有林の保護、監視等の業務に従事中、部落民等に対し立木の払下手続があつたものと誤信させるなどの方法により立木を伐採させて、自ら領得したりまたは部落民等に領得させたものである。

計

六三、六七五、三二五
ほかに立木三三三、六八一石
評価額
六、四五三、四九二

一、五六六、二七二
ほかに九、七五〇石ほ
か一点評価額
四七三、九七三

第八 通商産業省

(一) 一般会計

不当事項

補助 金(一九一七)―(一九三二)

(一九一七) 試験研究等に対する国庫補助金の経理当を得ないもの
(一九二五)

(昭和二十九年) (組織)通商産業本省 (項)工作機械等試作補助

(同) (組織)工業技術院 (項)科学技術研究助成費

(組織)通商産業本省 (項)工作機械等試作補助

(組織)工業技術院 (項)科学技術研究助成費

通商産業省、工業技術院および全国八通商産業局で、新規の機械設備等の試作、鋳工業等に関する技術の研究または工業化試験を奨励助長するため、その試験研究等を行う者に対し工作機械等試作費補助金として四〇事項九〇、二五〇、〇〇〇円(うち昭和二十九年分一九九、六三五、〇〇〇円)、工業化試験費補助金、鋳工業技術研究費補助金として五五二事項一、〇二六、九四四、二八〇円(うち二十九年分三〇四事項五六七、八〇〇、〇〇〇円)計五九二事項一、一一七、一九四、二八〇円を交付しているが、うち二四三事項六四七、四五〇、〇〇〇円(うち二十九年分一〇四事項三三四、四五〇、〇〇〇円)についてその実地を検査したところ、国庫補助金の交付にあたり調査が十分でなかったり、交付後の指導監督が適切でなかったため、補助の対象となつた試験研究を実施していないものまたは試験研究に要した経費が予定に比べて著しく減少しているものに対して国庫補助金を減額

しなすでそのまきま精算を了しているものがあるなど遺憾な事例が次のとおり九件二〇、一〇六、五〇〇円ある。

行名	補助費目	交付先	補助対象	交付年		国庫補助金 交付済額	返納を要す る額		摘	要
				月	年		円	円		
(一九一七) 通商産業省	工作機械等 試作費補助 金	株式会社米 田鉄工所	三次元自動 型彫盤	三九、三	三〇、八	一八、〇〇〇	一、三七五〇		試作に要した経費は三、九八二、五〇〇円であるが、試作機を終了認定前 ほしのままに他に三、五〇〇、〇〇〇 円を売却して、試作品価格と国 庫補助金の合計額は試作経費をこ えないものとする補助金査定基準によ り一、三二七、五〇〇円が超過交付と なっている。	
(一九一八) 工業技術院	工業化試験 費補助金	東海高熱工 業株式会社	特殊炭化珪 素質耐火物 の製造法	二九、一〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		試験に要する機械装置費等(一九、三 九〇、七九〇円)に使用することとし て交付したものであるが、同会社は この施設を営業用に使用し、補助対 象の試験研究を実施していない。	
(一九一九) 同	同	株式会社名 機製作所	實用向シ ェルモールデ ングマシン の試作	三〇、三	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇		試験に要する機械装置費(一一、八三 六、〇〇〇円)に使用することとして 交付したものであるが、補助対象の 試験をほとんど実施していない。 (三十二年九月全額返納)	
(一九二〇) 同	鉦工業技術 研究費補助 金	株式会社藤 原製作所	畑用動力脱 穀機の自動 化への研究	二九、一〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇		研究に要する機械装置費一、三三〇、 七五〇円のうち新規に購入したこと としていた一、二〇六、〇〇〇円に相 当する分は購入していない。	
(一九二一) 同	同	株式会社豊 平農機製作 所	ハンマーミ ルの画期的 改良進歩を 目途とする 研究	三〇、二	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇		研究に要する機械装置費二、一五〇、 〇〇〇円のうち新規に購入したこと としていた一、四三三、五〇〇円に相 当する分は購入していない。 (三十二年十一月全額返納)	
(一九二二) 同	同	株式会社山 本科学工具 研究所	硬さ基準片 と調整片の 量産方式の 研究	二九、二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四九、〇〇〇		研究に要する機械装置費一、一三四、 一八八円のうち、実際に支払った経 費は一、二二六、九四四円にすぎな い。	
(一九二三) 同	同	株式会社豊 平農機製作 所	穀物刈取機 の試作研究	三〇、二	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇		研究に要する機械装置費一、七二〇、 〇〇〇円のうち新規に購入したこと としていた八〇八、五〇〇円に相当 する分は購入していない。 (三十二年九月全額返納)	
(一九二四) 東京	同	東海電極製 造株式会社	純珪素の製 造	三〇、三	四、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇		研究に要する機械装置費等一、三三八 六、二六〇円のうち実際に支払った 経費は一、五五、二五〇円にすぎな い。	
(一九二五) 同	同	同	微粒子状シ リカの乾式 製造法	三〇、三	五、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇		研究に要する機械装置費一、五四五、 〇〇〇円のうち実際に支払った経費 は四九七、六二二円にすぎない。	
(一九二六) 同	同	同	計			一一、〇〇〇	一〇、一〇六、五〇〇			

(一九二六) 中小企業協同組合共同施設等に対する国庫補助金の経理当を得ないもの
(一九三二)

(組織)中小企業庁 (項)中小企業振興費

全国八通商産業局で、中小企業の経営の合理化を推進し、製品の品質の改善、輸出の振興等に寄与すること
を目的として、中小企業の近代化設備費または協同組合等の共同施設費に補助を行う北海道ほか四府県に対
し国庫補助金三八八、六四五、〇〇〇円を交付しているが、補助対象一、二五二箇所のうち二六六箇所の国庫補
助金一四九、五四九、〇〇〇円についてその実地を調査したところ、国庫補助金交付の際の調査または交付後の
指導監督が十分でなかったため、事業主体において計画どおりの設備をしていなかったり、査定額より低額で

設備を完成しているのに国庫補助金を減額していなかったものが仙台ほか四通商産業局で一二事項二、五四六、八六三円あるが、そのおもなものをあげると次のとおり七件一、九九一、四一五円である。

庁名	事業主体	補助目的	事業費	同上に対する国庫補助金	減額を要する事業費	同上に対する国庫補助金相当額
(一九二六)	東京通商産業局	静岡県	伊藤牛乳協同組合	粉乳処理施設	二四五,〇〇〇円	三五〇,〇〇〇円
(一九二七)	名古屋	愛知	丸寿織布株式会社	高速荒巻機	一八五,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円
(一九二八)	同	同	中央染工株式会社	連続清練漂白機	八六〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円
(一九二九)	同	同	豊和織布株式会社	力織機三三台	五四七,八〇〇円	九一〇,〇〇〇円
(一九三〇)	広島通商産業局	岡山県	中織維工業協同組合	オーバーヒートビンテント	七三〇,五〇〇円	三,五〇〇,〇〇〇円
(一九三一)	同	広島	広島鋳物工業株式会社	シヨットタノブラストほか三件	二〇九,一〇〇円	三三三,〇〇〇円
(一九三二)	福岡通商産業局	鹿児島	吉留食品株式会社	角型鯖鱈煮機ほか四件	三七五,〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円
計					三,一四九,五〇〇円	六,九九五,〇〇〇円

(中小企業信用保険特別会計)

昭和三十年年度決算額は、歳入三十二億三千九百余万円、歳出四億五千六百余万円、差引二十七億八千二百余万円の歳入超過となっているが、これに収納未済保険料を加算し、支払備金、未経過保険料、基金および積立金を控除すると、結局一億九千三百余万円の損失となり、これを前年度の利益千二百余万円に比べると二億五百余万円の利益減となっている。

本院において三十一年中、前年に引き続き保険事故の内容および支払保険金の当否に重点を置いて検査した結果、金融機関から中小企業者に貸し付けた資金が当該金融機関その他の金融機関の旧債権の回収に充てられたりまたは運転資金、設備資金に使用されていないものなどに対し保険金を支払っているものが少なくない。

不当事項

保 険

(一九三三) 中小企業信用保険保険金の支払にあたり処置当を得ないもの
(一九四五) (昭和二十九年) (項) 支払保険金

中小企業信用保険は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、融資保険においては金融機関が資金を中小企業者に貸し付けた場合にその債権を保険に付し、貸付金を回収することができなかつた場合に

その額の八〇%(昭和二十八年七月二十三日以前は七五%)を、また、指定法人を相手方とする保証保険においては信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入金(債務)の保証を保険に付し、金融機関が貸付金を回収することができなかつた場合にその保証の履行額に対し普通保証保険においては七〇%(二十八年七月二十三日以前は五〇%)を保険金として本特別会計から支払うものである。

しかし、本院において中小企業庁における右両支払保険金一、一四三事項五六七、六一一、二四七円(うち二十九年分八八事項一四二、〇〇〇、〇〇〇円)のうち四四二事項四一三、四五三、五〇〇円についての当否を实地に調査したところ、貸付金が貸付当時旧債権の回収に充てられまたは貸付の目的どおり使用されないことを知ることができたものなど保険金支払の対象とならないものに対し保険金を支払っているものが二三事項六、八八七、三三七円あるが、そのおもなものをあげると次のとおり一三件六、一〇〇、二二〇円である。

(1) 融資 保険

金融機関名	貸付先	貸付目的	貸付金 (うち保険金 支払の対象 とした金額)	支払保険金	貸付金のうち 保険金支払 の対象とな らないもの	同上に対す る保険金	(旧債権の 回収)
(一九三三) 盛岡信用金庫	岩手県青果物生産 農業協同組合	甘藍等の集荷資 金	11,000,000 1,400,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	(同)
(一九三四) 株式会社北国銀行	株式会社北元商店	運 転 資 金	10,000,000 (六八三,四三六)	五,四六七,四八八	九,四八三,六一二	八,四三二,七六	(同)

(一九三五) 同	石川県長沢某	原糸買入資金	10,000,000 (七,四〇三,二七〇)	五,八三三,五三四	八,九四三,三〇二	七,八四九,六一	(同)
(一九三六) 同	株式会社山一組	運 転 資 金	三,500,000 (三,400,000)	二,六一五,〇〇〇	三,〇一七,三〇〇	二,四〇二,九七	(用)
(一九三七) 第一信用金庫	八重洲食品株式会 社	同	八五〇,〇〇〇 (七三三,〇〇〇)	五七九,七五三	七三三,〇〇〇	五七九,七五三	(指定業種 外貸付)
(一九三八) 株式会社横浜興信銀 行	株式会社杉浦商店	同	1,300,000 (四〇〇,〇〇〇)	三三五,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三七五,〇〇〇	(不発事故 保険)
(一九三九) 商工組合中央金庫 (静岡支所)	島田木工協同組合	同	六,〇〇〇,〇〇〇 (四,〇〇〇,〇〇〇)	四,五〇〇,〇〇〇	四,七三三,七三	三,三三三,九二三	(旧債権の 回収)
(一九四〇) 同 (浜松支所)	井熊織物工業協同 組合	転貸設備資金	二,五〇〇,〇〇〇 (一,六五九,九七)	一,六九九,四三〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二,七三二,八	(目的外使 用)
(一九四一) 株式会社第一相互銀 行	山本産業株式会社	設備増設資金	五〇〇,〇〇〇 (四七九,〇九五)	三五九,三三二	四七九,〇九五	三五九,三三二	(同)
(一九四二) 株式会社大和銀行	新生ミシン製造株 式会社	運 転 資 金	二,〇〇〇,〇〇〇 (一,〇〇〇,〇〇〇)	一,五〇〇,〇〇〇	三,五五〇,〇〇	二,四七八,四三	(旧債権の 回収)
(一九四三) 株式会社山陰合同銀 行	子宝靴販売株式会 社	同	五〇〇,〇〇〇 (五〇〇,〇〇〇)	四〇〇,〇〇〇	二,六四八,五八	三,三四一,三四	(同)
(一九四四) 東京信用金庫 (旧東京山手信用金 庫)	東京都村岡某 同	同	1,000,000 (六三三,五六三)	四三二,六六七	三〇一,七六一	三,三三三,四三	(同)
計			四〇,150,000 (三八,五六三,三八)	二五,〇三七,一〇二	七三,八七二,八	五,七五〇,三三〇	

(2) 保証 保険

保証協会名	貸付先	貸付目的	保証金額 (うち保険金 支払の対象 とした金額)	支払保険金	保証金額の うち保険金 支払の対象 とならないもの	同上に対す る保険金	(指定業種 外貸付)
(一九四五) 財団法人大阪府中小 企業信用保証協会	大阪府紺野某	設 備 資 金	700,000 (400,000)	330,000	700,000	330,000	(同)

(特別鉅害復旧特別会計)

是正させた事項

補助金

(一九四六) 特別鉅害復旧事業費交付金の精算にあたり処置当を得ないもの

(款)雑収入 (項)雑収入

通商産業省石炭局で、昭和二十六年三月から三十年五月までの間に、日鉄鉅業株式会社に対し鉅害が生じた家屋等の復旧のため特別鉅害復旧事業費交付金として交付した一一九、八四四、〇六九円について同会社が右金額で復旧したこととして三十一年二月精算を了しているが、実際は一一四、九七五、八八六円で復旧しており、差額四、八六八、一八三円は返納させるべきものと認められたので注意したところ、六月同金額を歳入に納付した。

第九 運輸省

(一般会計)

昭和三十年年度歳出決算総額は二百七十一億八千七百余万円となっているが、三十一年中に実施した検査においては、港湾工事の経理および施行の適否に重点を置き港湾建設局および管下各工事事務所等における直轄工事な

らびに地方公共団体が施行する改修および災害復旧工事についてこれを施行した。

(公共事業に対する国庫補助の経理について)

地方公共団体が施行した港湾工事に対する検査の結果、不当事項として指摘したものは、国庫補助を除外すべき額一工事十万円以上のものが一二工事五百八十八万余円であつて、前年度に比べさらに減少しており、改善の跡が見受けられた。

また、工事完成前に査定の内容を検査し是正を促すため三十年発生災害について早期に検査を行なつたところ、同様改善の跡が見受けられたが、なお、運輸省において本院の注意により工事費において五百五十八万余円を減額は正すこととなつた。

(昭和二十八、二十九両年度の検査報告掲記事項の後処理状況について)

昭和二十九年年度決算検査報告で指摘した不当工事のうち、国庫補助を除外すべき額一工事二十万円以上のものは二九件であるが、このうち当局において国庫補助を返還または減額することとしたものは九件、この処理に代えて手直しまたは補強することとしたものは一八件、一部を返還または減額し、一部を手直しまたは補強することとしたものは二件である。

右のうち、国庫補助を返還または減額することとしたもの一一件については三十一年九月末現在一〇件が処理済となっている。また、昭和二十八年年度決算検査報告に掲記したもののうち国庫補助を返還または減額することとしたもので三十年九月末現在処理未済となつていた一二件については、三十一年九月末現在にいたつてもまだ

処理未済となつてゐるものが三件ある。

また、手直しまたは補強することとしたもののうち、石川県ほか一三府県内の昭和二十九年決算検査報告掲記の分一七箇所、昭和二十八年決算検査報告掲記の分四八箇所につきその施行状況を三十一年二月から八月までの間に現地について検査したところ、二十九年度分については工事が完成してゐたものは一五箇所であり、工事中のものおよび未着工のものはそれぞれ一箇所であつた。また、二十八年度分については全部工事が完成してゐた。しかして、右検査当時工事中または未着工となつてゐた二箇所は三十一年九月末現在工事を完成した旨の報告があつた。

不当事項

予算経理

(一九四七) 經理のびん乱してゐるもの
(一九五〇)

(組織)運輸省地方官署 (項)陸運局

群馬県陸運事務所ほか三陸運事務所で、正規の手続によらないで經理をし、庁費、旅費等から架空の名義によりもしくは正当支払額に付増しして支払つたり、または民間からの寄付金を合わせるなどして資金をねん出し、これを別途に經理して旅費、接待費、会議費、物品購入代、臨時職員給料等に使用してゐるものが左のとおり四件一、六二六、〇〇六円ある。

序 名	ね		科 目 等	使		途	実地検査当時手元保有高 (実地検査年月)
	年 月	間 金		年 月	間 金		
(一九四七) 群馬県陸運事務所	三七三から 三七三まで	八二、九二四	車検用庁費、車輛 検査旅費等	三七四から 三七三まで	七三、四三四	旅費として分配 金、接待費、物品 購入代、臨時職員 給料等	一五八、四九〇 (三、一三)
(一九四八) 神奈川県	二六四から 三三三まで	三六、三〇七	土地建物借料、寄 付金等	二六六から 三一三まで	三三、三三三	会議費、物品購入 代等	四八、〇五五 (三、一三)
(一九四九) 静岡県	三〇五から 三三三まで	二六、一〇〇	車輛検査旅費等	三〇五から 三三三まで	三五、〇五〇	旅費として分配 金、接待費	一五六、〇〇〇 (三、一三)
(一九五〇) 大分県	三〇三から 三三三まで	三三、六六五	庁費等	三〇三から 三三三まで	三三、六六五	接待費、会議費等	(三、一四) 三三、一四五
計		一、六二六、〇〇六			一、四二三、八六一		

(一九五一) 不急の通信教育用教材を購入したものの

(組織)運輸本省 (項)運輸本省

運輸省で、昭和三十年九月および十一月、大洋印刷産業株式会社ほか一会社から普通船員の通信教育用として教科書および指導書四〇種目三九、三五〇冊を価額七〇六、九〇〇円で購入しているが、購入当時の保有量が多量であつたことからみて購入の要はなかつたものである。

右教科書および指導書は、同省所管の海技専門学院で普通船員の通信教育用として使用するものであるが、

同学院の二十九年度末における教科書および指導書全種目(六二種目)の保有量は一八八、九七九冊であつて、これは通信生の応募者がほぼ同数の二十九年度中の使用実績からみると全種目を通じ年間所要量の三倍から十倍余の配本量に相当する状況であり、しかも同省では同学院から四半期ごとに提出される通信教育報告によつてこのような事情を把握することができたのに、同学院の要求をそのまま採用したため、三十年度においてさらに前記のように多量の新規購入をしたものである。

補助金 (一九五二) — (一九六三)

(一九五二) (一九六一) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(組織)運輸本省 (項)港湾災害復旧事業費 ほか二科目
 地方公共団体が施行した港湾工事費に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等の根拠法規に基いて交付されるものであるが、本院においては、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場一、六〇九箇所のうち青森県ほか一七都府県の九一九箇所を实地に検査したところ、関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により従来に比べ相当改善の跡が認められたが、なお、表面上は実施設計額と同程度の額で請け負わせ施行したこととして国庫負担金の交付を受けていながら実際はこれより低額に請け負わせて施行し事業主体が正

当な自己負担をしていないものもあり、その他工事の出来高が不足しているもの、工事費の精算当を得ないものなどが見受けられ、国庫負担金を除外すべきことの判明したものが愛知県ほか七府県において除外すべき額一工事十万円以上のものは一二工事五、一八六、二六二円で、これを事項別に分類して示すと左のとおりである。

府 類	名 別	改良工事その他国庫負担の対象としてはならないもの		工事の出来高が不足しているもの		事業主体が正当な自己負担をしていないもの		その他の他		計	
		工事数	金額 千円	工事数	金額 千円	工事数	金額 千円	工事数	金額 千円	工事数	金額 千円
愛	知 県	一	一、七四三	一	二〇四	一	二〇四	一	二〇四	一	二〇四
大	阪 府	一	一、七四三					一	二六八	一	二六八
兵	庫 県							一	二六八	一	二六八
島	根 県			一	二四三			一	二四三	一	二四三
岡	山 県	一	七三五					一	七三五	一	七三五
香	川 県					三	一、〇九三	三	一、〇九三	三	一、〇九三
愛	媛 県	一	一〇七	一	二〇九			一	四六六	三	七八三
長	崎 県			一	一一三			一	四六六	一	一一三
計		三	二、五八六	四	七七一	三	一、〇九三	二	七三五	一二	五、一八六

右不当事項一二工事のうち国庫負担金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第八のとおり一〇件四、九六五、二六三円になっており、その代表的な事例は次のとおりである(各項末尾の()内の数字は別表第八に掲記した番号を示す)。

(1) 岡山県が一五、八九六、八五一円(国庫負担金一〇、六〇三、一九九円)で施行した宇野港災害復旧は、二十九年九月の台風により被災沈没した鋼製浮棧橋を引揚げのうえ復旧したものであるが、同県は引揚物件のうち浮かん等は使用に耐えないとしてコンクリート製浮かんに変更して施行したもので、これにより発生した鋼製浮かん等の廃材は三十年八月一、一〇三、〇〇〇円で売却処分して代金を既に収納しているのに、右に対する国庫負担金相当額の返還の処置をとっていない。(改良その他国庫負担の対象としてはならないもの)

(一九五六)

(2) 高松市(旧弦打村)が一、八六五、〇〇〇円(国庫負担金一、三一八、五五五円)で施行した弦打港災害復旧は、防波堤延長六〇メートルの捨石八三三立米、同ならし八三三立米を施行したこととしているが、実際は捨石四〇四立米、同ならし四〇四立米を施行したにすぎないなどのため工事は国庫負担金を下回る一、一八六、〇〇〇円で施行されていて、同村はその負担したとしている五四六、四四五円を全く負担していないばかりでなく一三二、五五五円の剰余を生ずることとなっている。(出来高不足、事業主体負担不足)(一九五九)

(一九六二)
(一九六三)

災害復旧事業の査定額を減額させたもの

地方公共団体の施行する公共土木施設災害復旧事業の査定を了したものに對する早期検査は、昭和二十八年発生災害の分から実施したが、その結果は昭和二十八、二十九両年度の検査報告に掲記したとおり、欠陥のあるものについては早期に注意して是正を促し効果的であったので、本年においても三十年発生災害について復旧事業の査定額の比較的多かつた県についてこれを実施した。

右検査は、同年発生災害に対する復旧費査定額が三千万円をこえる広島ほか五県に對し、三十一年二月から三月までの間に、総工事数二五七その査定額三億九千九百九十九万四千四百三十三円五十三銭について実施した。その結果は、申請工事に対する当局の査定が現地実査を勵行したこと、検査基準を厳守したことなどにより相当改善の跡が見受けられ、不当と認められるものは減少したが、なお、採択されたものの中には、一般に開放されていない民有の専用護岸を対象としているもの、防砂堤の工事において在来の施設を延長して工事を実施しようとしているものなどがあつたので、査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、左のとおり一八工事につき工事費において五百五十八万九千九百九十九円三十三銭三厘を減額は正する旨の回答があつた。

県別	運輸省 査定額		同上のうち本院において実地検査したもの		改良工事その他		設計過大		工事費計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
石川県	一六	三二、八二二	一	一、三四二	一	二、三三三			一	二、三三三
広島シ	九四	九一、一〇一	九〇	八七、五一七	一	五、一七	四	七、六	五	五、九三
愛媛シ	三八	四〇、二〇四	三七	三九、九一八	三	三、一六五	五	一、〇七三	八	四、二三八
大分シ	三七	四〇、五三八	三七	四〇、五三八	三	四、三三三	一	九、二	四	五、二五
計	一八五	二〇四、六六五	一六五	一六九、三一五	八	四、三四八	一〇	一、二四一	一八	五、五八九

しかし、これらは是正するものうちおもなものをあげると次のとおりである。

(一九六二) 広島県が施行する因島市中浜港災害復旧は、査定額五、〇九〇、〇〇〇円(国庫負担金三、五二二、一〇〇円)で防砂堤延長五〇〇メートルを復旧することとしていたが、右のうち三〇メートル工事費五二七、〇〇〇円(国庫負担金三五六、七三〇円)は在来施設がなかったものである。

(一九六三) 愛媛県が施行する宇和島市宇和島港災害復旧は、査定額二、五五二、〇〇〇円(国庫負担金一、八八〇、八二四円)で護岸延長一八五メートルを復旧することとしていたが、本件護岸は敷島紡績株式会社が所有し、同会社が宅地および農耕地として使用している土地の専用護岸であつて、一般に開放されていないものである。

から公共土木施設とは認められないものである。

第十 郵 政 省

(郵政事業特別会計)

(事業損益について)

郵政事業特別会計は、昭和三十九年度収益総額九百九十億二百余万円(前年度九百二十八億千余万円)に対し、損失総額九百八十億三千二百余万円(前年度九百二十一億三千百余万円)で、差引九億七千余万円の当期利益金(前年度六億七千八百余万円)を計上している。

本年度事業収入(業務外収入を除く)は九百八十七億八千九百九十九万円(前年度九百二十五億九千九百九十九万円)で、前年度に比べ六十一億九千八百余万円の増収となっているが、これは郵便業務収入のうち切手類代、後納及別納料等の増加および郵便貯金特別会計、簡易生命保険及郵便年金特別会計、日本電信電話公社等他会計からの受入増加によるものである。一方、業務費は九百六十九億二千七百九十九万円(前年度九百一十一億三千百九十九万円)で、前年度に比べ五十七億九千六百九十九万円増加しているが、これは人件費で四十二億七千九百九十九万円、物件費で十五億二千五百余万円増加していることによるものである。

当期利益金九億七千余万円は、既往年度からの繰越欠損金四十五億八千八百余万円があるので、この欠損金の減額に充てることとしている。

(他会計からの受入について)

本特別会計で、他会計業務および各種受払事務取扱に要する経費は、それぞれの会計から予算繰入となっていて、昭和三十年度は五百三十九億二千五百余万円を受け入れており、この受入額は事業収入(業務外収入を除く)に対し五四%(前年度五五%)に当り、その経費所要額の算定の適否は直ちに本特別会計の損益に影響するため適正な所要額の算定が望まれるところであるが、三十年度事業別予算決算比較表によれば、他会計業務取扱に対する受入額と郵政省における使用経費との間に過不足をきたしている。すなわち、為替貯金事業(郵政事業自体の郵便為替等の事業と他会計の郵便貯金業務および各種受払事務部門)では、十六億八千六百余万円の不足となつているが、本事業部門のうち、郵便貯金業務は為替貯金事業経費の約八〇%に当る業務量となつているから、これは主として郵便貯金特別会計からの受入額が使用経費より少なかったことによるものであり、また、保険年金事業(他会計の簡易保険および郵便年金業務部門)では、十億千八百余万円の過剰となつているが、これは簡易生命保険及郵便年金特別会計からの受入額が使用経費より多かつたことによるものである。

不 当 事 項

物 件

(一九六四) 契約処置当を得なかつたため不経済な購入となつてゐるもの

郵政省で、昭和三十年八月、大蔵省印刷局から三十一年用寄付金つきお年玉年賀はがき二三〇、一七〇、〇〇〇枚を七二、三六五、四四八円で購入しているが、契約にあたり処置当を得なかつたため約百三十万円が不経済となつてゐる。

右年賀はがきは、当初五〇〇、一七〇、〇〇〇枚を製作することとして同局および凸版印刷株式会社ほか一会社に発注したものであるが、同局では六五、〇〇〇、〇〇〇枚を契約直後に大日本印刷株式会社ほか一会社に下請けさせ、これら下請業者の出来上り品に対してなら加工することなく直接郵政省に納入させている。郵政省では、二十九年度的においても同局がその受注数量のうち四〇、〇〇〇、〇〇〇枚を下請業者に外注していたことを知つていたのであるから、本件発注にあつては同局の受注能力を十分に勘案するとともに、契約にあつては契約後受注数量の消化が困難と認められるときは両者協議のうえ善処すべきことなどの取決めを考慮すべきであつたと認められ、このように契約したとすれば郵政省が直接製作を請け負わせている民間業者に発注することができ、その価格においても一〇、〇〇〇枚当り単価二、八七八円は同局が下請業者に外注したものの単価三、〇九二円より二一四円低価となつてゐるから、前記外注数量分で約百三十万円を節減することがで

きたものである。

なお、三十一年度においても同局では三十二年用お年玉年賀はがき五〇、〇〇〇、〇〇〇枚を前記同様大日本印刷株式会社ほか一会社に下請けさせたため約百万円が不経済となっている。

役 務 (一九六五)―(一九六八)

(一九六五) 郵便専用自動車の配車計画が当を得ないもの
(一九六六)

(項)業務費

昭和三十年度における各郵政局の郵便専用自動車請負料について、本院で配車の実態を調査すると、広島ほか四郵政局^(注)において、車種の選定が適当でないもの、郵便専用自動車によって運送したため不経済と認められるものなどの事例があつて、これらの是正、改善をはかれば請負料を節減することができるものが一四事項約四百五十万円あるが、そのうちおもなものをあげると次のとおりである。

(注)名古屋、大阪、広島、松山、熊本各郵政局

(車種の選定が適当でないもの)

(一九六五) 広島郵政局で、昭和三十年度中、随意契約により大島自動車株式会社に郵便専用自動車二トン車二両による大島・開作船場、大島・油田、大島・白木間の郵便物運送を請け負わせ五、一二二、二四〇円を支払つて

いるが、積載郵袋数からみて、車種決定基準による二トン車(最高六〇個積載)程度の荷量のあるのは大島・開作船場間一便の三八個だけで、その他は全便一トン車で足りるものである。しかして、右大島・開作船場間一便には二トン車一両を運行しているが、他の一両は右一便の郵袋到着を待つて出発するものであるから、二両同時に運行すれば本区間も一トン車で足り、この方法により一トン車二両を配車したとすれば請負料は四、一四〇、三六〇円となり、約九十七万円を節減することができたものである。

(郵便専用自動車によって運送したため不経済と認められるもの)

(一九六六) 熊本郵政局で、昭和三十年度中、随意契約により鹿児島商船株式会社に種ヶ島局・国上局間の郵便専用自動車による郵便物運送を請け負わせ六二二、四八〇円を支払っているが、同区間の積載郵袋数は平均わずかに二個であつて時間的にも乗合自動車を利用して支障がないものであるから、乗合自動車託送に切り替えれば請負料は年額約三万円足り、約五十九万円を節減することができたものである。

(一九六七) 船舶による郵便物の運送が適当でないもの

(項)業務費

郵政省で、昭和三十年度中、大分、宮崎両県内から大阪府内および兵庫、奈良、和歌山各県内にあてた小包郵便物を運送するにあたり、鉄道郵便線路に運送余積があるのに、大阪・別府間水路郵便線路經由で運送したため約二百六十万円が不経済となっている。

右区間の郵便物は一日平均九二袋程度で、その運送分として大阪郵政局は、関西汽船株式会社に対し約三百二十万円を支払っているが、同区間には鉄道郵便線路で東京門司線六便、大阪門司線二便計八便および門司鹿兒島東回線二便、門司佐伯線一便、門司大分線一便計四便があり、これらのうち上便の郵便車について積載実績をみると、郵政省が二十九年に荷動きの多い年末首三六日間にわたり主要駅積載荷量を調査した結果による区間中最多積載駅一日当り平均積載荷量は、門司・大阪間三、五五七袋、大分・門司間五八三袋であるのに対し、その一日当り積載力は郵便室の容積から算出すれば門司・大阪間四、七五六袋、大分・門司間一、二六五袋程度で、それぞれ一、一九九袋または六八二袋程度の余積があり、また、前記区間中最多積載駅一日当り下便の平均積載荷量四、七〇〇袋または一、〇四四袋と比べてみても一、一四三袋または四六一袋の余積をもっており、前記九二袋程度の郵便物は十分収容することができたもので、とくに水路郵便線路経由で運送する要は認められないものである。

いま、仮に郵便車によって運送したとすれば、門司、大阪両駅の郵便物積替要員各一名を増員するに要する経費約六十万円を見込んだとしても約二百六十万円を節減することができたものである。

(一九六八) 封鉛の納入場所の指定が適当でなかったため不経済となっているもの

(項) 業務費

郵政省で、昭和三十年五月から三十一年八月までの間に、株式会社大阪鉛工業所から内国用封鉛二九、九九九

九八八個を調達しているが、納入場所の指定が適当でなかったため、別途三十年四月および三十一年四月、随意契約により小旗梱包株式会社に請け負わせた内国用封鉛等の荷造運送料支払額七七八、二五三円(うち三十一年度分二〇二、二五〇円)のうち約五十六万円が不経済となっている。

右封鉛は、大阪市所在の大阪鉛工業所で製作されたものであるが、納入場所を本省麴町倉庫と指定したため大阪郵政局へ交付した一三、九六一、〇〇〇個については納入後大阪へ逆送することとなったもので、これを直接大阪郵政局へ納入させれば東京・大阪間運送のための荷造運送料約五十六万円は支払う要がなかったものである。

(郵便貯金特別会計)

郵便貯金は、昭和三十年度において八百二十億七千余万円の純増加をあげていて、年度末現在の貯金総額は五千二百七十二億五千八百余万円となっている。この貯金総額のうちには、郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第二十九条の規定により郵便貯金に関する預金者の権利の消滅催告を必要とする見込のものが十億九千八百余万円(三千二百余万口)ある。

本特別会計の本年度欠損金は五十一億六千余万円であって、前年度からの繰越欠損金を加えると欠損金総額は百九十四億八千六百余万円に達する。

郵便貯金の本年度純増目標額は千百億円としていたところ、その達成が困難となり、年度中において八百八十億円に減額しているが、このうち割増金付定額郵便貯金の目標額は当初百億円であったものを六十億円に減額しているのを、これに伴いその割増金で一億八千五百余万円減少することとなるのを、郵政事業特別会計へ繰入する事業経費から減額しなかつたため、本特別会計から郵政事業特別会計へこの額が過大に繰り入れられる結果となつてゐる。

また、本割増金は貯金の利子に相当するものであるから、その支払は郵便貯金支払利子と同様に、繰入によらず本特別会計自体の歳出とするよう改正することが望ましい。

郵便貯金資金平均預託高に対する収入の割合は六・一三%で、資金コストは七・一八%(利率四・〇三%、経費率三・一五%)であるから一・〇五%の逆ざやとなつてゐるが、これは前年度に比べ〇・二八%縮少している。

(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

簡易生命保険は、昭和三十年代において新契約が保険料で十四億四千七百余万円成立してゐて、同年度末現在契約高は保険金額で一兆千七百四十三億九千二百余万円に達している。三十年九月から簡易生命保険約款を改正して保険料引下を実施したが、このため新契約一件当り保険料は四六二円で、前年度の四七八円に対し三・三%減少となり、保険金額七四、六〇七円は前年度七二、四四八円に対し二・九%増加している。

三十年代新契約の付加率平均は二二・二%で、前年度一九・五%より一・七%の増加を示しているが、これは付加率を引き上げたことによるもので、このため保有総契約付加率平均も一九・七%となり、前年度の一九・四%に比べ〇・三%上昇している。これに対し三十年代の事業費率は二七・四%で前年度の二八・六%に比べ一・二%の減少となり、付加損は七・七%で前年度の九・二%に比べ一・五%縮少している。

三十年代歳入歳出差引過剰金は五百八十一億九千九百余万円で、これは積立金に組み入れることとしてゐるが、同年度契約準備金編入額は五百八十七億七千九百余万円であるので五億八千七百九百余万円の赤字決算となつてゐる。

(郵政事業特別会計) (簡易生命保険及郵便年金特別会計)

不 当 事 項

不 正 行 為

(一九六九) (一九九二) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

中野昭通ほか五一郵便局^(注)で、昭和二十四年六月から三十一年七月までの間に、関係職員により、郵便貯金等の繰替払現金をほしいまゝに領得されたものが一事項五万円以上のもので五六事項五二、四四六、九七二円

(うち三十二年九月末現在補てんされた額九、三三四、九六五円)ある。

右は、各郵便局において、

- (ア) 貯金、保険担当の外務員が、郵便貯金預入金および簡易生命保険保険料の集金事務に従事中、預入金または保険料を受領しながらその全部または一部について受入処理をしないで領得したものの、
- (イ) 窓口事務担当の内務員が、為替、貯金等の現金の受払事務に従事中、郵便貯金預入金もしくは簡易生命保険保険料を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理をなかったり、または貯金払もどし金受領証を偽造するなどの方法により現金を領得したものの、
- (ウ) 特定郵便局長が分任繰替払等出納官吏として勤務中、郵便貯金預入金を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理をなかったり、または貯金払もどし金受領証を偽造して領得したものである。

これらの不正行為の防止については当局においても相当意を用いているにもかかわらず、なお前記のように多額の国損が発生しており、ことに、局内職員の監督の任にある特定郵便局長の不正行為が跡を絶たないのは遺憾である。これらのうちには事務処理方法について正規の取扱が励行されていなかったため不正発見の機会を失つたと認められるものもあるから、さらに監督を厳にし、事故防止のための施策を徹底する必要がある。

前記五六事項のうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり二四件四五、〇五八、二四六円(うち三

十一年九月末現在補てんされた額七、五八九、一六三円)である。

(注) 中野昭和通、日本橋横山町、下谷、杉並、足立、江戸川、堅倉、松戸、豊浦、塩山、新潟、羽咋、金沢野町、西陣、京都中央、西淀川、鳳、二島、北浜、生野、宝塚、金橋、呉、広島駅前、焼山、宇和島、稻生、折尾、嘉瀬、長崎浪ノ平、諫早、根獅子、二本木、別府、八戸、高岡、知覧松山、陸奥野沢、八戸、弘前、大鰐、本寺、築館、平、郡山細沼、常磐、苫小牧駅前、美流渡、滝川、留辺蘂、静浦、苫小牧各郵便局

郵便局	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額 (三〇、九、三〇現在) 円
(一九六九) 中野昭和通	出納員 野 某 事務員 上 野 某	二七、一 二八、一	二、四六〇、五三〇	二一三、一九五
(一九七〇) 日本橋横山町	出納員 和 某 事務員 名 和 某	二九、一 三〇、一	七四五、四〇〇	〇
(一九七一) 松 戸	出納員 田 某 郵政事務官 富 田 某	二九、一 三一、一	一、〇一四、二〇〇	一六六、二〇〇
(一九七二) 豊 浦	事務員 高 橋 某	三〇、一 三〇、一	七四〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇

同人が窓口における現金受払事務ならびに局外における定額郵便貯金等の募集および集金事務に従事中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないまたは貯金払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

同人が窓口で現金受払事務等に従事中、通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないもしくは少額にし、または貯金払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

郵便局

不正行為をした職員

不正行為期間

不正行為金額

補てんされた額
(三〇、九、三〇現在) 円

(一九七三)

羽

昨

分任繰替払等出納官吏
郵政事務官

年 月
三〇、六

八〇〇、〇〇〇

七〇、〇〇〇

同人が分任繰替払等出納官吏として勤務中、自己が保管している現金を領得したものである。

(一九七四)

西

陣

出納員
郵政事務官

二六、八から
三〇、六まで

六六三、三九六

二四五、三二四

同人が貯金課外務員として積立郵便貯金等の募集および集金事務に従事中、積立郵便貯金預入金等の受入手続をしないでもしくは少額にし、または通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(一九七五)

西

淀

分任繰替払等出納官吏
郵政事務官

二八、四から
三〇、九まで

八、二六一、〇三四

一、〇四八、八九八

同人が分任繰替払等出納官吏として勤務中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないでもしくは少額にし、または貯金払もどし金受領証を偽造して、または自己が保管している現金を領得したものである。

(一九七六)

鳳

北

出納員
郵政事務官

二八、一五から
三〇、一一まで

一、一八一、〇九三

一七三、七六〇

同人が保険課外務員として簡易生命保険保険料等の集金事務に従事中、保険料等の受入手続をしないでもしくは保険普通貸付請求書、年金返還金支払請求書等を偽造して領得したものである。

(一九七七)

呉

出納員

事務員
沢井某ほか一名

二五、一二ごろから
三〇、一一ごろまで

三、三七〇、四〇八

一五九、〇四四

同人が貯金課外務員として定額郵便貯金等の募集および集金事務に従事中、それぞれ単独でまたは共謀して、定額郵便貯金預入金等の受入手続をしないでもしくは定額郵便貯金の払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(一九七八)

広島

駅前

出納員
郵政事務官

二六、九ごろから
三〇、七まで

一、一〇八、八四八

四五、七〇五

同人が貯金課外務員として定額郵便貯金等の募集および集金事務に従事中、定額郵便貯金預入金等の受入手続をしないでもしくは通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(一九七九)

広島

駅前

出納員
事務員

二九、九から
三〇、八まで

五三三、〇〇〇

一六、六〇〇

同人が貯金課外務員として積立郵便貯金等の募集および集金事務に従事中、積立郵便貯金預入金等の受入手続をしないでもしくは領得したものである。

(一九八〇)

焼

山

事務員
事務員

三〇、一から
三〇、一一まで

六三五、一九二

二五九、〇七六

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または給与金受領証書もしくは資金請求書および受領証を偽造して領得したものである。

(一九八一)

宇

和

出納員
事務員

二六、四から
三〇、七まで

一、〇七八、六〇〇

九六六、八三二

同人が窓口で現金受払事務に従事中、積立郵便貯金預入金の預入報告をしないでもしくは少額にして領得したものである。

(一九八二)

折

尾

分任繰替払等出納官吏
郵政事務官

二九、六から
三〇、八まで

八四〇、〇〇〇

二五、一〇〇

泉川某が分任繰替払等出納官吏として、また、出納員郵政事務官麻生某が貯金課主任として勤務中、それぞれ単独でまたは共謀して、積立郵便貯金預入金の預入報告をしないでもしくは領得したものである。

第二章 第五節 第十 郵政省 (一九七八—一九八二)

郵便局

不正行為をした職員

不正行為期間

不正行為金額

補てんされた額
(三〇、九、三〇現在)
円

(一九八三)

嘉

瀬

分任繰替出納官吏
特定郵便局長
江口 某

三〇、八から
三〇、七まで

一、二九一、三七五

〇

同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金の預入報告をしないでまたは少額にして領得したものである。

(一九八四)

長崎浪ノ平

分任繰替出納官吏
特定郵便局長
杉原 某

二五、九から
三〇、九まで

二、〇八〇、〇九九

五八五、四二〇

同人が特定郵便局長として勤務中、通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または貯金払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(一九八五)

二本木

出納員
事務員
南 某

二九、五から
三〇、一〇まで

二、三三五、八〇〇

二九三、〇〇〇

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金の預入報告をしないで領得したものである。

(一九八六)

八戸

出納員
郵政事務官
江藤 某

二八、五から
三〇、五まで

一、一〇四、三三五

五三一、五二五

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または貯金払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(一九八七)

陸奥野沢

分任繰替出納官吏
特定郵便局長
太田某ほか一名

二六、三から
三〇、六まで

六、七五〇、四一九

一一〇、〇〇〇

太田某が特定郵便局長として勤務中、また、出納員事務員清野某が窓口で現金受払事務に従事中、それぞれ単独または共謀して、通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または貯金払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(一九八八)

本寺

事務員
佐藤 某

二八、一から
三〇、九まで

一、二六三、二五七

七九三、四六六

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは貯金払もどし金受領証を偽造し、または公務扶助料を少額に支払いその差額をもしくは自己が保管している資金を領得したものである。

(一九八九)

築館

分任繰替出納官吏
特定郵便局長
鈴木 某

三〇、四から
三一、六まで

一、〇六五、〇〇〇

五六五、〇〇〇

同人が特定郵便局長として勤務中、自己が保管している現金を領得したものである。

(一九九〇)

平

出納員
郵政事務官
渡辺 某

二四、六から
三〇、七まで

三、九四七、一八三

七〇三、二六二

同人が貯金課外務員として積立郵便貯金等の募集および集金事務に従事中、積立郵便貯金預入金等の受入手続をしないでまたは少額にして領得したものである。

(一九九一)

苫小牧駅前

出納員
郵政事務官
坂本 某

二八、五から
三〇、五まで

一、一一四、九二五

五二三、〇〇〇

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または貯金払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(一九九二)

美流

出納員
事務員
東井 某

二八、二から
三〇、八まで

六九四、一五二

一〇三、七五六

同人が窓口における現金受払事務および局外における簡易生命保険保険料等の集金事務に従事中、保険料等の受入手続をしないで領得したものである。

計

四五、〇五八、二四六
七、五八九、一六三

第十一 労働省

(一般会計)

不当事項

補助金

(一九九三) 失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの

(二〇〇四)

(組織)労働本省 (項)失業対策事業費補助

失業対策事業に対する国庫補助金は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)に基いて事業主体である地方公共団体に交付されるもので、公共職業安定所の紹介を経た失業者等に対し支払った賃金および事業の実施に必要な事務費の三分の二ならびに当該年度事業に使用した資材費の三分の一を補助するものであるが、本院において三十一年中に全国一、〇二三事業主体(三十年末現在)のうち、約二五%に当る青森県ほか二六都府県、二三三市町村計二六〇事業主体について国庫補助金の経理状況を実地に検査したところ、労働省および都道府県職業安定主務課の指導監督の強化により不当事項は漸次減少してきていると認められるが、なお前

年度と同様補助の対象として算入してはならない経費、すなわち労力費において私有地の整地に要した賃金および事業主体の臨時職員の人件費等、資材費において多量の不要資材および認証外資材等の経費を補助基本額に算入していたものがあり、これらの補助対象外経費を控除して再計算すると一事業主体当り十万円以上の国庫補助金の返納を要するものが秋田県ほか九府県において八、九七一、五九四円あり、そのうち一事業主体二十万円以上のものをあげると左のとおり一二件八、五一八、五一九円である。

府県名	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額		国庫補助金交付		国庫補助金交		摘	要
				国庫補助基本額	国庫補助金交付	国庫補助金交付	国庫補助金返納				
(一九九三)	茨城県	茨城県	労力費	一〇九五七七九円	六七三、九三三円	八三九、六〇〇円	四三、一八七円	計上したことによるもの			
(一九九四)	神奈川県	川崎市	同	三三、三〇八、五三二円	一四、三八四、六〇〇円	四八、五〇三元	三、五六一二円	技能者等の事業に就労していない日に支払った賃金を計上したことによるもの			
(一九九五)	新潟県	新潟県	資材費	六、〇三九、〇〇〇円	二、〇三三、〇〇〇円	四、九六六、〇〇〇円	一、六三三、〇〇〇円	事業の進ちょく状況に比べ必要以上の資材を購入し、かつ、事業継続が不可能となったため多量の不要資材を保有することとなったもの			
(一九九六)	三重県	四日市市	資材費	三、九四五、〇〇〇円	一、三二五、〇〇〇円	八、五八、七三三円	二、八六三、三三四円	事業費を見込額によつたものが、また、認証外資材等を計上したことによるもの			

府県名	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
(一九九七)	大阪府	大阪府	元 労力費	三五八,二八,九九九	三三八,八四,六六六	二,九四,六八八	一九九,七九二	府が単独で負担すべき賃金(増給分)を計上したことによるもの
(一九九八)	同	茨木市	同	一,五三三,五四六	一,〇〇一,五〇〇	四三二,三三二	二六四,六五七	補助対象外である民有地の整地に要した賃金を計上したことによるもの
(一九九九)	兵庫県	尼崎シ	元 事務費	八五八,三三〇	五,六九二,二六〇	八五九,九三三	五五〇,六三二	市が単独で負担すべき労務者支給物資代等を計上したことによるもの
(二〇〇〇)	同	明石シ	元 事務費	五,一五五,七九九	二,七二一,四四五	一,四八,一五〇	三三六,三三三	市が単独で負担すべき賃金(増給分)を計上したことによるもの
(二〇〇一)	岡山県	岡山シ	シ 労力費	五,二六三,三三九	三,五〇〇,〇〇〇	三三九,一一九	三三九,四一三	労力費で補助対象外である民有地の整地に要した賃金、事務費で市が単独で負担すべき手当を計上したことによるもの
(二〇〇二)	福岡シ	福岡県	元 労力費	二九〇,四四〇,八六〇	一九三,五四三,〇三三	一一,四〇,五九三	七三,二九六	県が単独で負担すべき賃金(増給分)を計上したことによるもの
(二〇〇三)	同	大牟田市	シ 同	一〇八,四七八,七五〇	七三,三三九,六六六	一一,五七五,〇	七六,八四九	市が単独で負担すべき賃金(増給分)を計上したことによるもの
(二〇〇四)	熊本県	熊本シ	シ 同	二七,四七〇,六五五	七八,三三三,〇〇〇	四〇三,五六一	二六八,二九二	必要以上に設置した事務補助員の賃金を計上したことによるもの
計				一,一七四,五三三,六五五	八,七二一,〇一一〇	二六,五四四,五三三	八,五八,五九九	

なお、事業主体が使用する労働者は特定のものを除き公共職業安定所の紹介する失業者でなければならぬこととなっているが、農村地帯において公共職業安定所が日雇求職者を紹介するにあたり適格審査を怠つていたり、あるいは日雇求職者の身上調査票の記載事項に対する市町村長の証明に誤りがあったなどのため、失業対策事業に就労する失業者としては不適格と思われるような者が就労していた事例が見受けられた。

その他

(二〇〇五) 政府職員等失業者退職手当の誤払となっているもの

(組織労働本省 (項) 政府職員等失業者退職手当)
 北海道ほか四五都府県の札幌ほか三四五公共職業安定所で、昭和二十九、三十兩年度中、受給資格のない陸上自衛隊の退職者に失業者の退職手当を誤払したものが一、九七九件一四、五九八、八五六円ある。
 政府職員等失業者退職手当は、各省各庁の長等またはその委任を受けたものが、受給資格のある退職者に限り交付する政府職員等退職票に基いて公共職業安定所が支給するものであるが、本件失業者の退職手当は、防衛庁職員中任用期間を定めて任用されている自衛官に対するもので、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)第二十八条の規定によれば、右自衛官に対しては特例の退職手当が支給され、その支給を受けた場合には、その計算の基礎となつた期間は国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二

号)の勤続期間から除算することとなっているのに、陸上自衛隊で法律の適用を誤ってこの期間を除算しなかつた結果、政府職員等失業者退職手当の受給資格がない者に政府職員等退職票を交付し、また、公共職業安定所でも注意が行き届かないでそのまま失業者の退職手当を支給したため誤払が生じたものである。

なお、前記誤払額のうち、三十一年九月末までに二、七八一、六一二円が回収されたが、まだ一一、八一七、二四四円は回収されていない。

(労働者災害補償保険特別会計)

昭和三十年年度の損益の状況は、利益の部、保険料収入等二百七十九億二千百余万円、損失の部、保険金等二百七十四億千二百余万円で、差引五億九百余万円の利益となっているが、この損益計算には土地建物等評価差益一億千二百余万円を利益として計上しているもので、これを控除して計算すると同年度の利益は三億九千六百余万円となり、二十九年年度が十六億八千七百余万円の損失であったのに比べ、保険経済は好転の傾向にある。

このような利益をきたしたおもな原因は、保険料収入で、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の改正に基く適用事業場の増加、年度当初からの料率の大幅引上げ等のため二十九年度に比べ十七億六千八百余万円(約二%)の増加となつているのに対し、保険金支払高で、二十九年度に比べ一件当りの補償金額が二・一%増加しているにかかわらず、災害補償件数が一・六%減少しているため二億百余万円(約一%)の増加にとどまつたことによるものである。

なお、本特別会計について注意を要する点をあげると、(ア)保険料等の三十年年度の収納未済額は四億九千六百余万円(徴収決定済額に対し約二%)であり、既往年度分を合わせると十二億九千八百余万円であるが、前年度のそれが十三億千七百余万円であったのに比べ努力の跡がうかがわれる。しかし、既往年度分の収納未済額八億二百余万円のうちには時効期間を経過していると認められるものが五千九百余万円あり、(イ)保険料等の徴収決定さえしていないものがあり、(ウ)保険給付については給付の適正を欠いている事例があるので、これらに対しては適切な対策を講ずるとともに、事務の処理を厳正にすることが望ましい。

不 当 事 項

保 險

(二〇〇六) 保険給付の適正を欠いたもの

(二〇一) (二)

(項) 保険金

労働者災害補償保険事業において、昭和三十年度中における災害補償件数は、百六十九万三千余件、保険給付金額百六十一億八千七百余万円に達しているが、補償費の支払額が累年増加しつつあるすう勢にかんがみ、主

として休業補償費の給付状況について全国三三七労働基準監督署のうち岩手ほか二五労働基準局管下の盛岡ほか二〇五労働基準監督署で二十九年四月から三十一年三月までの間に支払った三八、六四七件についてその適否を实地に調査したところ、被災労働者が休業期間中事業主から賃金の支払を受けもしくは休業の事実がないなどのため受給要件を欠いていたりまたは補償費算定の基礎となる休業日数、平均賃金額に誤りがあつたものなどに対し、十分な調査を行わないでそのまま給付したため保険給付の適正を欠いていると認められるものが盛岡ほか一九八労働基準監督署において五、三二二、二四七円あり、そのうち労働基準局別にその額二十万円以上のものをあげると左のとおり七件四、〇四四、五二五円である。

労働基準局	労働基準監督署	調査件数	保険給付の適正を欠いたもの	
			件数	金額
(二〇〇六)	東 京	六、一六二	五六八	一、三四三、六三一
(二〇〇七)	神 奈 川	二、二一一	二〇〇	六〇〇、七三四
(二〇〇八)	富 山	六一四	一一六	二二三、三九一
(二〇〇九)	愛 知	六、三二四	三二六	四八六、六七六
(二〇一〇)	大 阪	三、五六九	二六〇	五六〇、六六三
(二〇一一)	福 岡	三、六六五	三三〇	四〇一、一四〇
(二〇一二)	熊 本	一、〇一四	七七	四二八、二九〇
計		二三、五五九	一、八六七	四、〇四四、五二五

是正させた事項

保 険

(二〇一三) 労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの
(二〇三八)

(款) 保険料収入 (項) 保険料収入
(款) 雑収入 (項) 雑収入

労働者災害補償保険保険料等の徴収不足については、昭和二十四年度以降毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、三十一年においても全国の適用事業場約五十五万箇所のうち青森ほか二五労働基準局において一五、五七八事業場について調査した結果、保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右労働基準局のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが一、四〇四事業場、二一、四〇七、三三三円ある。

右は、

- (ア) 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定上強制適用となっているのに加入漏れとなっていることにより保険料等を徴収するにいたらなかったもの 八七九事業場 一四、四四九、一四六円、
- (イ) 保険料算定の基礎となる賃金総額が相違していることにより保険料等の徴収不足をきたしたもの 五二五事業場 七、

の合計金額であって、このような事態を生じたのは、労働基準局における事業主についての調査または他の関係機関との連絡が十分でなかったことによるものと認められる。

前記の徴収決定させたものを労働基準局ごとに集計すると左のとおり二六件である。

労働基準局	徴収		納付義務者数
	徴収金	不足	
青森	二二六、九〇五	二四九、五九八	二二
岩手	七二八、九五五	八〇一、八五五	五六
秋田	五九〇、四七二	六四九、五二四	五六
福島	三六二、九二五	三九九、二一七	一九
茨城	一六、九五二	一八、六四七	三
栃木	二五、八一	二八、三九三	五
群馬	一一二、二三〇	一一三、四五二	九
埼玉	二二四、四五六	二四六、九〇〇	一五
千葉	三二六、三五五	三五八、九九二	三七
東京	六、〇九六、〇〇九	六、七〇五、六二七	三七
神奈川	一、五六八、八六五	一、七二五、七六三	一四二
新潟	一〇五、一一六	一一五、六二八	一五
富山	三五三、四三七	三八八、七八二	二二
長野	二二、八八四	二二、二八八	二二
愛知	四四七、二七一	四四一、九九九	三六

労働基準局	徴収		納付義務者数
	徴収金	不足	
大阪	二八五、三六七	二八、五三九	五五
兵庫	一八五、一六三	一八、五二〇	四三
鳥取	一四一、九二九	一四、一九四	一八
島根	五八、四五二	五、八四四	七
岡山	二九五、三五八	二九、五三八	三一
広島	七五四、一一一	八二九、五四〇	六八
香川	四八九、二二九	五三八、一五四	五七
高松	二二六、三〇六	二四八、九三六	二九
福岡	四、五〇二、九二八	四、九五三、二二八	九二
熊本	八五一、三三六	八五、一四一	八二
大分	一、一八一、四三六	一、二九九、五八五	八二
計	二〇、三七〇、二六七	二、〇三七、一〇六	一、四〇四

(失業保険特別会計)

昭和三十年度の損益の状況は、利益の部、保険料収入等三百七十七億九千九百余万円、損失の部、保険金等三百三十八億七千余万円、差引三十九億二千八百余万円の利益となつてゐるが、この損益計算には土地建物等評価差損千三百余万円を損失として計上してゐるので、これを控除して計算すると同年度の利益は三十九億四千二百余万円となり、二十九年度が実質上は八億百余万円の損失であつたのに比べ、保険経済は好転の傾向にある。したがつて、年度末における繰越利益二百七十七億二千余万円に前記当年度分の利益を加えた三百十六億四千九

百余万円を翌年度に繰り越している。

このような利益をきたしたおもな原因は、二十九年度に比べ保険料収入で、賃金の上昇、被保険者数の増加により十四億七千万円(約六%)の増加となつてゐるのに対し、保険金給付額で、経済界の好転に伴う失業者の減少等の原因により一般失業保険においては保険金受給実人員が月平均約六万五千人(約一三%)減少したことなどのため四十六億八千七百万円(約二三%)の減少をきたしたことによるものである。

他方、日雇失業保険においては、二十九年度に比べ受給実人員において月平均約二万七千人(約二七%)増加し、給付額においても二億千二百余万円(約二五%)の増加となつてゐるが、日雇失業保険の本保険において占める割合は人員、金額ともに小さいので、大勢に影響を及ぼさなかつたものと認められる。

なお、本特別会計について注意を要する点をあげると、(ア)保険料等の三十年度の収納未済額は八億千余万円(徴収決定済額に対し約二%)であり、既往年度分を合わせると二十一億五千余万円であるが、前年度のそれが二十三億二千三百余万円であつたのに比べ努力の跡がうかがわれる。しかし、既往年度分の収納未済額十三億四千余万円のうちには時効期間を経過してゐると認められるものが五億三千三百余万円の巨額に達してゐるものがあり、(イ)保険料等の徴収決定さえしてゐないものがあり、(ウ)保険給付については給付の適正を欠いてゐるものがあるので、これらに対しては適切な対策を講ずるとともに、事務の処理を厳正にすることが望ましい。

不 当 事 項

保 険

(二〇三九) 保険給付の適正を欠いたもの

(二〇六一) (項) 保険金

失業保険事業における保険給付の適正を欠いた事例については昭和二十九年度決算検査報告において指摘したところであるが、このような事例はなお相当多数あるものと認められるので、三十一年中においても約四十一万三千人(三十一年三月現在)に達してゐる一般失業保険の保険金受給者に対する給付の状況につき、全国六七〇箇所の公共職業安定所等のうち青森公共職業安定所ほか三四二箇所で、再就職したものの一一五、一六七名についてその適否を実地に調査したところ、失業保険金受給者が再就職したのにその届出を怠つたものに対し、再就職した事業所から提出される被保険者資格取得届の活用等十分な調査を行わないでそのまま給付したため、二十九年四月から三十一年八月までの間に給付された保険給付のうち適正を欠いてゐると認められるものが青森公共職業安定所ほか二九七箇所において五一、三四五、七七〇円ある。保険給付の適正化については、労働省においても不正受給専任調査員を設置するなど努力の跡が認められるが、なお前記のような結果を生じ

ているので今後一層の努力の要がある。

右保険給付の適正を欠いたものうち都府県別にその額二十万円以上のものをあげると左のとおり二三件五〇、六四三、四〇五円である。

都府県名	公共職業安定所 (出張所、分室を含む)		受給者調査人員		保険給付の適正を欠いたもの	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
青森県	一〇、四五〇	五、一八、六五〇	二四八	一一四	一	三三三、六二〇
岩手県	一、八〇二	一、一四	一〇四	一〇四	一	三五三、七〇〇
秋田県	一、三四五	一〇四	九五	九五	一	三九〇、〇〇〇
福島県	二、九八一	八三	八三	二八〇、七三〇	一	二八〇、七三〇
茨城県	一、〇一一	九三	九三	三五一、六五〇	一	三五一、六五〇
群馬県	四五一	八六	八六	一、〇〇四、二一〇	一	一、〇〇四、二一〇
埼玉県	八二一	六七	六七	八六七、五八〇	一	八六七、五八〇
千葉県	九二四	七五四	七五四	九、九二七、〇五〇	一	九、九二七、〇五〇
東京都	六、六六八	三九五	三九五	四、四一七、五二五	一	四、四一七、五二五
神奈川県	四、九四二	三三一	三三一	八二二、五二五	一	八二二、五二五
新潟県	九、一一一	一五四	一五四	五四一、九六〇	一	五四一、九六〇
富山県	四、三五六	二九九	二九九	四二二、七八五	一	四二二、七八五
長野県	一三、六二四	四六二	四六二	三、六八五、四二五	一	三、六八五、四二五
愛知県	七、二一九	四四	四四	六六三、五四〇	一	六六三、五四〇
京都府	二四四	九七三	九七三	一一、六三三、一三〇	一	一一、六三三、一三〇
大阪府	一一、九七一	四七五	四七五	五、二〇六、五八五	一	五、二〇六、五八五
兵庫県	七、八三九					

都府県名	公共職業安定所 (出張所、分室を含む)		受給者調査人員		保険給付の適正を欠いたもの	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
岡山県	四、四二〇	二四三	二四三	八八三、二二五	一	八八三、二二五
広島県	四、三三三	九〇	九〇	四六三、五三五	一	四六三、五三五
香川県	一、三三二	八四	八四	四二〇、一四五	一	四二〇、一四五
福岡県	九、四五二	五六四	五六四	六、五五九、九六〇	一	六、五五九、九六〇
熊本県	一、五四七	七九	七九	四九八、三七五	一	四九八、三七五
大分県	二、〇八九	五八	五八	三六八、五〇〇	一	三六八、五〇〇
計	一〇八、九四二	五、八九五	五、八九五	五〇、六四三、四〇五	一	五〇、六四三、四〇五

是正させた事項

保 険

(二〇六一) 失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの
(二〇八九)

(款) 保険料収入 (項) 保険料収入
(款) 雑収入 (項) 雑収入

失業保険保険料等の徴収不足については、昭和二十四年度以降毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、三十一年においても全国の適用事業所約二十四万箇所のうち青森県ほか二七都府県において一四、六四五事業所について調査した結果、保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右都府県のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが一、七五九事業所三五、七一九、一〇八円ある。

右は、

(ア) 食料品製造業等で五人以上の労働者を雇用する事業所は失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の規定上当然適用となっているのに当該事業の現況は、握が十分でなかったため保険料等を徴収するにいたらなかったもの 一、四七七事業所 二八、一四二、六一一円、

(イ) 保険料算定の基礎となる賃金総額のは、握が十分でなかったことにより保険料等の徴収不足をきたしたものの 二八二事業所 七、五七六、四九七円

の合計金額であつて、このような事態を生じたのは、関係都府県の当事者において事業主についての調査または他の関係機関との連絡が十分でなかったことがおもな原因であると認められる。

前記の徴収決定させたものを都府県ごとに集計すると左のとおり二八件である。

都府県名	徴収		納付義務者数
	徴収金	不足	
青森	五六八、五五五	六二一、八五五	三四
岩手	一三三、二八七	一四七、二〇七	一一
秋田	二九八、七八二	三二二、〇八二	一六
福島	三三九、五九六	三七五、五〇六	二四
茨城	二〇四、七五四	二二四、四四四	二〇
栃木	八三九、九七七	九二〇、〇〇七	一一二
群馬	三五一、九七二	三八五、三〇二	三八
保	五三、三〇〇		
追	一三、九二〇		
徴	二四、三〇〇		
金	三五、九一〇		
計	一九、六九〇		
不	八〇、〇三〇		
足	三三、三三〇		

埼玉	七二三、五八六	七二二、三三〇	七九五、八一六	五七
千葉	一、四四〇、七一九	一三六、〇三〇	一、五七六、七四九	六四
東京	一一、二二五、八〇二	一、一八八、一七〇	一三、三一一、九七二	四三六
神奈川	一、六六八、二〇三	一五七、八五〇	一、八二六、〇五三	九五
新潟	八三五、二七七	七六、四八〇	九一一、七五七	六八
富山	二二一、四四七	二二、一〇〇	二五三、五四七	二〇
長野	二九七、二〇九	二九、一三〇	三二六、三三九	一九
岐阜	四〇四、二七九	四二、九二〇	四四七、一九九	一六
愛知	二、七二一、七四八	二六三、五〇〇	二、九八五、二四八	一六一
三重	二八一、三七〇	二七、二二〇	三〇八、五九〇	二二
大阪府	二、二七九、三三一	二二五、〇九〇	二、五〇四、四二一	九九
兵庫県	二、〇九五、五九八	二〇二、四三〇	二、二九八、〇二八	一二八
鳥取	六八、七五〇	五、六〇〇	七四、三五〇	一一
島根	一五二、八三五	一三、九〇〇	一六六、七三五	一四
岡山	四二二、二一五	四〇、八二〇	四六三、〇三五	三四
広島	七二五、四六一	七〇、九七〇	七九六、四三一	三二
香川	四四七、〇一五	四〇、五八〇	四八七、五九五	三二
高知	一八一、一二六	一六、四八〇	一九七、六〇六	一六
福岡	二、〇二九、九一六	一九七、二七〇	二、二二七、一八六	一二五
熊本	三三三、四九七	三〇、九〇〇	三五四、三九七	三〇
大分	三七〇、三三一	三六、三二〇	四〇六、六五一	二五
計	三二、五六二、六三八	三、一五六、四七〇	三五、七一九、一〇八	一、七五九

(労働者災害補償保険特別会計)
(失業保険特別会計)

不当事項

不正行為

職員的不正行為により国に損害を与えたもの

(二〇九〇)
(二〇九一) 福岡労働基準局ほか二箇所、昭和二十七年三月から三十年十月までの間に、関係職員により収入金、前渡資金等をほしのままに領得されたものが左のとおり二件七、四八〇、六八八円(うち三十一年九月末現在補てんされた額三、五六二、五一三円)ある。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額 (三二、九、三〇現在) 円
福岡労働基準局および八幡労働基準監督署	八幡労働基準監督署 分任収入官吏 労働基準監督官 保永某ほか七名	二七、三から 二九、一まで	六、一九〇、六九八	三、二九〇、五九三

同人らが福岡労働基準局労働補償課、八幡労働基準監督署に勤務中、単独で、または相互にもしくは部外者と共謀して、事業主から領収した労働者災害補償保険料等を国庫に払い込まないで領得したり、架空の障害補償費請求書を偽造行使して保険金を領得したり、保険料精算返還金の還付のため福岡労働基準局支出官から八幡労働基準監督署長に送付された国庫金送

金通知書を債権者に交付しないで返還金を領得したものである。

(二〇九一) 小樽公共職業安定所	失業保険課 高橋某	三〇、五から 一〇まで	一、二八九、九九〇	二七一、九二〇
計			七、四八〇、六八八	三、五六二、五一三

同人が失業保険課給付係に勤務し資金前渡官吏の補助者として失業保険保険金の支払事務に従事中、失業保険金支払内訳書を偽造するなどの方法により保険金を領得したものである。

第十二 建設省

(一般会計)

建設省の支出した河川改修、総合開発事業、道路改良等の直轄工事および災害復旧国庫負担工事等に要した経費は千百一億四千三百余万円であり、五十四億八千九百余万円を翌年度に繰り越し、十八億四千二百余万円を不用額としている。

(直轄工事について)

直轄工事の事業費は三百四十五億三千五百余万円、そのうちおもな経費は河川等事業費九十七億四千余万円、河川総合開発事業費等五十三億余万円、道路事業費四十六億三千九百余万円である。これらの工事について実地に検査した結果、セメントの購入にあたりその運搬費の積算を誤つたものがある。

河川総合開発事業費等で施行した多目的ダム建設工事(北海道開発局施行分を含む。)のうち昭和三十年年度までに完成したものは田瀬堰堤ほか二箇所、工事中のものは桂沢堰堤ほか一三箇所である。しかして、工事中の一四箇所に対する三十年度中の経費は七、九五八、〇九三、〇八八円(うち北海道開発局施行分一、〇六三、〇二六、八一三元、共同事業者の出資額一、六二九、三四〇、〇五三元)で、そのうち一一箇所について実地に検査した結果、右金額のほかに工事に直接従事した国の職員の給与等一億千余万円を全額国費で支弁しているが、この経費は共同事業者がそれぞれ受益の限度において負担すべきもので、仮に現在の負担割合によって計算すれば国の負担分は八千四百八十余万円となる。また、既に完成した田瀬、石淵両堰堤の管理費として二十九、三十両年度において三千百余万円(うち二十九年分千五百余万円)を全額国費で支弁しているが、完成したダムは共同事業者と共有であるからこの経費も共同事業者がそれぞれ負担すべきであつて、前記同様の負担割合によって計算すれば国の負担分は二千四百八十余万円(うち二十九年分八百四十余万円)となる。

右の趣旨については、昭和二十九年年度決算検査報告に掲記して改善を要望したところであるが、まだその運びとなつていない。

(公共事業に対する国庫補助の経理について)

地方公共団体が施行する公共土木施設の建設改良および災害復旧ならびに公営住宅の建設等に対する国庫補助金または国庫負担金の支出済額は七百億四千九百余万円で、建設省所管支出済歳出額の六三%に當つている。

右に対する検査については、従来災害復旧事業に重点を置いて実施しており、昭和三十年における検査の結果は既往年度に比べ改善の傾向が認められたところであるが、なお相当数の不当事項を指摘したので、三十一年に於いても引続き右事業に重点を置いて検査を実施した。

その結果、不当事項として指摘したものは、国庫補助を除外すべき額一工事十万円以上のもので九三工事二千七百余万円であつて、前年度に比べさらに減少しており、改善の跡が見受けられた。

また、工事完成前に査定の内容を検査し是正を促すため主として三十年発生災害について早期に検査を行つたところ、同様改善の跡が見受けられたが、なお建設省において本院の注意により工事費において四千七百余万円(うち二十八、二十九年発生災害分二千四百余万円を含む。)を減額是正することとなつた。

(昭和二十八、二十九年年度の検査報告掲記事項の事後処理状況について)

昭和二十九年年度決算検査報告で指摘した不当工事のうち、国庫補助を除外すべき額一工事二十万円以上のものは一一四件であるが、このうち当局において国庫補助を返還または減額することとしたものは四一件、この処理に代えて手直しましたは補強することとしたものは五九件、一部を返還または減額し、一部を手直しましたは補強することとしたものは一四件である。

右のうち国庫補助を返還または減額することとしたもの五五件については三十一年九月末現在四三件が処理済となつている。また、昭和二十八年年度決算検査報告に掲記したもののうち国庫補助を返還または減額することと

したもので三十年九月末現在処理未済となつていた一七件については、三十一年九月末現在なお処理未済となつていているものが七件ある。

また、手直しまたは補強することとしたものうち、秋田県ほか一六府県内の昭和二十九年年度決算検査報告掲記の分四五箇所、昭和二十八年年度決算検査報告掲記の分四七箇所につきその施行状況を三十一年二月から八月までの間に現地について検査したところ、二十九年年度分については、工事が完成していたものは二八箇所につき、九箇所は工事中であり、八箇所は未着工であつたが、工事中の九箇所のうちには、検査があることを知り急ぎよ着工し、工事現場に資材を準備した程度にすぎないものまたは出来高が二〇%にも満たないものが見受けられた。また、二十八年度分については、実地検査当時なお未着工のものおよび工事中のものが秋田県内においてそれぞれ一箇所あつた状況である。つぎに手直し工事等が完成したものの七三箇所、工事中のもの一〇箇所計八三箇所について検査した結果は、大部分のものは設計どおり工事を施行し、その効果があがつているものと認められたが、なお、手直しまたは補強の効果が十分があつていないものが八箇所(うち二十八年度分七箇所)見受けられた。

しかして、検査当時工事中または未着工となつていた一九箇所のうち、三十一年九月末現在工事を完成した旨の報告のあつたものは一二箇所となつており、二十八年度分の二箇所についてはまだ報告に接していない。

不 当 事 項

補 助 金 (二〇九二)―(二二三七)

(二〇九二) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの (二二三〇)

(組織)建設本省 (項)河川等災害復旧事業費 ほか七科目

地方公共団体が施行した災害復旧等の工事に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」といふ)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等の根拠法規に基いて交付されるものであるが、本院において、昭和三十一年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場四一、七二二箇所のうち石川県ほか五府県を除く四〇都道府県につきその一五・六%に相当する六、五一九箇所を实地に検査したところ、関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により前年度に比べ相当改善の跡が認められたが、なお、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、工事の施行が粗漏で補助の目的を達していないものなどがあり、また、市町村が施行した工事においては、依然として表面上は競争入札等により工事を実施設計額と同程度の額で請け負わせ施行したこととして国庫負担金の交付を受けているが、実際はこれより低額に請け負わせ施行し正当な自己負担をしていないものが見受けられるなどまだ是正改善の立ち遅れているものもあり、国庫負担金を除外すべきことの判明したものが、北海道ほか三一都府県において、除外

すべき額一工事十万円以上のものをあげると九三工事二七、二六六、一一六円あり、これを事項別に分類して示すと次表(折込)のとおりである。

しかして、このような不当事項の発生を防止するには工事監督機能の充実、不誠実な請負業者の排除等が必要であると認めそのつど関係当局に対しその善処を要望してきたところであるが、本年度においても、なお一部の事業主体にあつては一般に工事の施行について十分な技術および監督の能力を欠くため不誠実な業者により手抜工事が行われているものも認められるので、指導監督の任にあるものは事業施行途上における監督を厳にし、事業しゅん功の際においては、現地についてできる限りすみやかに検査を行うなど適切な処置をとることによりこの種不当事項の掃をはかる要があると認められる。

検査の結果明らかとなつた不当事項九三工事のうち、国庫負担金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第九のとおり三九件一九、七四六、五三四円になつており、その代表的な事例は次のとおりである(各項末尾の()内の数字は別表第九に掲記した番号を示す)。

(1) 岩手県が五、五九五、二五三円(国庫補助金三、七三〇、一六九円)で施行した一関市磐井川通常砂防工事(全体設計堤高一三メートル、堤長五九メートル、工事費二一、〇〇〇、〇〇〇円)は、えん堤く体の下部高さ二・五メートル、長さ二九メートルを配合比五・五の玉石コンクリートで七三〇立米を施行したこととしていますが、実際は配合の不良なコンクリートに玉石コンクリート用としては不適当な岩石を玉石の代りに混入し、

都 道 別	改良工事その他 庫負担の対象とし てはならないもの	工事の施行が粗漏 で目的を達してい ないもの	工事の出来高が不 足しているもの	事業主体が正当な自己負担を していないもの	そ の 他	計
愛媛			二	二	一	五
福岡			六		二〇三	七
佐賀	一					一
長崎		一	五			六
熊本			一			一
大分	一		一			三
宮崎			二			二
鹿児島			一			一
計	二、七〇九	一七	五六	四	九	九三
		八、〇三四	一一、八三六	一、三三二	二、三六二	二七、二六六

る(各項末尾の()内の数字は別。
表第九に掲記した番号を示す)

(1) 岩手県が五、五九五、二五三円(国庫補助金三、七三〇、一六九円)で施行した一関市磐井川通常砂防工事(全体設計堤高一三メートル、堤長五九メートル、工事費二一、〇〇〇、〇〇〇円)は、えん堤く体の下部高さ二・五メートル、長さ二九メートルを配合比五・五の玉石コンクリートで七三〇立米を施行したこととしているが、実際は配合の不良なコンクリートに玉石コンクリート用としては不適当な岩石を玉石の代りに混入し、

都府県別	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	計
北海道			四	一、六二八	三	四八六			一	一〇六	八	二、二〇〇	
岩手県			一	二、八九一	二	二九一					三	三、一八三	
宮城県			二	一、三六四	二	六二七					二	六二七	
秋田県			一	一九八	五	九二五			一	一四六	二	二、七七二	
山形県			一	三三七	三	五四三					四	七四一	
福島県			一	一一四	一	一一三					三	五九五	
茨城県					一	一一一					一	一一一	
栃木県			一	一三九							一	一三九	
千葉県					一	一〇一					二	一、二九一	
東京都			一	一、一六四							一	一、一六四	
神奈川県					一	一一〇					二	二、二〇〇	
新潟県					三	九四二					三	九四二	
富山県			一	一一三	三	三三九					五	六三八	
福井県					三	九四〇					三	九四〇	
長野県					一	六九六					一	一三七	
静岡県					二	三八五					二	三八五	
愛知県					一	一〇三					一	一〇三	
三重県					三	四九七					五	一、三九一	
滋賀県			一	二七四							一	二七四	
京都府					一	三四〇					一	三四〇	
和歌山県			一	一五七							三	一、〇二五	
鳥取県											二	六五三	
島根県			二	二八八							二	二八八	
山口県					一	三二二					二	五九三	
愛媛県					二	四〇一					二	六八七	
福岡県					六	九四三					七	一、一四六	
佐賀県			一	六三二							一	六三二	
長崎県			一	一一四	五	二、五四〇					六	二、六六五	
熊本県					一	一一五					一	一一五	
大分県			一	一一三	一	一〇八					三	五一一	
宮崎県					二	三二三					二	三二三	
鹿児島県			一	一一〇	一	一一〇					一	一一〇	
計	七	二、七〇九	一七	八、〇三四	五六	一一、八三六	四	一、三三二	九	二、三六二	九三	二七、二六六	

しかも、つき固めが不十分なため空げきも多く強度が著しく劣っており、工事の施行が粗漏となっている。

(粗漏工事)(二〇九六)

(2) 静岡県が九、七五〇、〇〇〇円(国庫補助金六、五〇〇、〇〇〇円)で施行した志太郡徳山村桃沢川通常砂防工事、水路延長三八九メートルの練積石垣二、八五五平米に胴込コンクリート四二八立米、裏込り石一、四二七立米を施行したことからしているが、実際は胴込コンクリートは三一四立米、裏込り石は五七一立米を施行したにすぎないなどのため一、〇四五、〇〇〇円(国庫補助金六九六、六六六円)が出来高不足となっている。(出来高不足)(二一〇八)

(3) 愛媛県西宇和郡保内町(旧川之石町)が施行した雨井海岸二十九年災害復旧は、延長六五メートルのコンクリート擁壁を四、〇〇〇、〇〇〇円(国庫負担金三、二六三、二六六円)で完成したことからしているが、実際は国庫負担金を下回る三、二二〇、〇〇〇円で足りたもので、同町はその負担したとしている七三六、七三四円を全く負担していないばかりでなく五三、二六六円の剰余を生じたこととなっている。(事業主体負担不足)(二

しかも、つき固めが不十分なため空げきも多く強度が著しく劣っており、工事の施行が粗漏となつてゐる。

(粗漏工事)(二〇九六)

(2) 静岡県が九、七五〇、〇〇〇円(国庫補助金六、五〇〇、〇〇〇円)で施行した志太郡徳山村桃沢川通常砂防工事は、水路延長三八九メートルの練積石垣二、八五五平米に胴込コンクリート四二八立米、裏込り石一、四二七立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは三一四立米、裏込り石は五七一立米を施行したにすぎないなどのため一、〇四五、〇〇〇円(国庫補助金六九六、六六六円)が出来高不足となつてゐる。(出来高不足)(二一〇八)

(3) 愛媛県西宇和郡保内町(旧川之石町)が施行した雨井海岸二十九年災害復旧は、延長六五メートルのコンクリート擁壁を四、〇〇〇、〇〇〇円(国庫負担金三、二六三、二六六円)で完成したこととしているが、実際は国庫負担金を下回る三、二一〇、〇〇〇円で足りたもので、同町はその負担したとしてゐる七三六、七三四円を全く負担してゐないばかりでなく五三、二六六円の剰余を生じたこととなっている。(事業主体負担不足)(二一九)

(二二三一) 災害復旧事業の査定額を減額させたもの
(二二三四)

地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧工事の査定を了したものに對する早期検査は、昭和二十八年発生災害の分ちから毎年これを実施してきたもので、その結果については、昭和二十八、二十九両年度の検査報

告に掲記したとおりであるが、本年においても三十年発生災害について早期検査を実施するとともに二十八、二十九発生災害復旧工事未着手の地区で前年まで検査を行わなかったものについてもあわせて実施した。

三十年発生災害については、復旧費査定額が三億円をこえる北海道ほか九県を選び、三十一年二月から六月までの間に、総工事数七、九八五箇所その査定額八十九億九千九百万円のうち五、〇二八工事五十九億六千八百余万円について実施した。その結果は、建設省において、三十年七月災害査定官制度を設置して、現地査定を強化し、採択の厳正をはかったことなどにより、過年発生災害の査定に比べ相当改善の跡が見受けられているが、なお、採択された工事のうちには、重複して査定しているもの、災害を受けていないのに改良工事を施行しようとしているもの、現地の確認が不十分で所要量を過大に見込んでいるものなどがあり、査定工事を適正なものに修正する必要があると認められたので当局に注意したところ、次表(折込)のとおり一二四工事につき工事費において二千二百八十余万円(うち実施の際設計変更予定のもの三一工事六百二十余万円)国庫負担金相当額千七百五十余万円を減額は正する旨の回答があつた。

また、二十八、二十九発生災害については、一〇、六四一工事八十二億余万円のうち二、五〇三工事二十五億八千九百余万円の検査をあわせて実施したところ、右に述べたと同様に六六工事につき工事費において二千四百五十余万円(うち実施の際設計変更予定のもの一一工事五百七十余万円)国庫負担金相当額千九百十余万円を減額は正することとなつた。

五〇	一九	五九
五二	一四	一九
一〇二六	三四	八、六九七
	三	六九一
一〇五六	七	一、四三五
九四八	一三	一、五五二
二、〇〇四	二三	三、六七八
一、二九九	九	一、九二五
一、二九九	九	一、九二五
二、〇三九	三三	一、八四五
二、二八五	三四	一、七二四
二、一七七	二四	二、八七一
一六、五〇一	一九〇	四七、四四〇

県名	年別	建設省査定額		工事数		減額		改良工事その他		工事設計費		工事計	
		金額	千円	金額	千円	金額	千円	金額	千円	金額	千円	金額	千円
北海道	二八	四八五	六〇七、八五六	一七七	二、三三〇、三三〇					三	九一五	三	九一五
	二九	三三五	五二二、五八九	一二五	二、六八二、二九九					三	七一九	三	七一九
	三〇	二、二五七	三、四三三、九一五	六七七	六、四二二、九三八					一〇	二、四一一	一〇	二、四一一
計		三、〇七七	四、五六五、三六〇	九七九	一、四一、五五七					一六	四、〇四五	一六	四、〇四五
岩手県	二八	二九	三九、一一六	二八	二、八九三					七	八七三	七	八七三
	二九	二二	一三、三〇一	二二	一、三三〇、一一								
	三〇	三六二	五九一、七八〇	一六二	四、一六、三七九					七	一、〇四六	七	一、〇四六
計		四一三	六四四、一九七	二二二	四、五八、六七三					一四	一、九一九	一四	一、九一九
秋田県	二八	九七	一三七、一六九	四七	八三、三四三					二	二、五九一	二	二、五九一
	二九	三三	六五、八五六	一三	二、三、八〇七					二	二、五九一	二	二、五九一
	三〇	八七一	九七一、一九〇	四六二	五、一九、五二一					一〇	一、五四二	一〇	一、五四二
計		一、〇〇〇	一、一七四、二一五	五二二	六、二六、六七一					一四	六、一七四	一四	六、一七四
山形県	二八	二八六	三〇〇、一八〇	九三	一〇、九、二二八					五	一、〇四一	五	一、〇四一
	二九	五八	四六、五八一	三一	三、一、九二一					一	二、四四	一	二、四四
	三〇	四五四	六六九、九五四	二五四	三、七九、三六九					二	七九六	二	七九六
計		七九八	一、〇一六、七一五	三七八	五、二〇、五一八					八	二、〇八一	八	二、〇八一
広島県	二八	六七六	三七九、七一一	一一六	一、一三、三三二					二	一、六〇六	二	一、六〇六
	二九	七一一	四三五、七七三	三七五	二、六八、五四〇					一	五、一四	一	五、一四
	三〇	四三三	三九〇、五四四	三八〇	三、八一、六六四					六	七九六	六	七九六
計		一、八二〇	一、二〇六、〇二八	八七一	七、六三、五二六					六	七九六	六	七九六
山口県	二八	一、一四六	七五四、一四七	三六	三六、二八〇					五	二、九一六	五	二、九一六
	二九	二、二〇七	一、二二一、三五五	八三七	七、八七、〇七六					一	二、五五	一	二、五五
	三〇	九九八	一、三三八、七四二	八一九	二、三三、一三五					一	一、九九〇	一	一、九九〇
計		四、三五一	三、三三四、二四四	一、六九二	一、〇六一、四九一					一七	一、三六九	一七	一、三六九
高知県	二八	一一〇	五、二五四	一〇	五、二五四					一	一〇六	一	一〇六
	二九	二二	一六、二一八	二二	一六、二一八					一	一〇六	一	一〇六
	三〇	七四	五二二、一八二	六四九	四、〇八、四一三					一	一、八八三	一	一、八八三
計		七四六	五三三、六五四	六八一	四、二九、八八五					一	一、九八九	一	一、九八九
福岡県	二八	二、〇八〇	一、六九三、六九五	二二	一八、八九五					一	一、五三二	一	一、五三二
	二九	九九八	四八九、六三一	三〇五	二、九五、五一八					一	一、七七七	一	一、七七七
	三〇	八八一	三、四一、二〇一	七四四	三、一六、七一〇					一	一、七〇九	一	一、七〇九
計		三、九五九	二、五二四、五二七	一、〇七二	六、三三、一三三					二	一、七〇九	二	一、七〇九
宮崎県	二八	二二二	一一九、五八二	五四	六八、〇五一					三	六九一	三	六九一
	二九	七八〇	九八五、〇〇八	一二六	一〇、三、四〇九					四	三七九	四	三七九
	三〇	四三三	三、六二、二七一	三九三	三、四〇、八六八					七	六〇四	七	六〇四
計		一、四三三	一、四七六、八六一	五七三	五、一一、三二八					一四	一、六七四	一四	一、六七四
鹿児島県	二八	一六〇	一三三、五八二	四四	六、一、三三八					六	六八六	六	六八六
	二九	二八五	二二二、三九一	一九	二、五、九四三					六	六八六	六	六八六
	三〇	五八二	三、六〇、一五七	四八八	三、三三、七九七					六	六八六	六	六八六
計		一、〇二七	七、一七、一三〇	五五一	四、一一、〇七八					六	六八六	六	六八六
合計	計	一八、六二六	一七、一九一、九三二	七、五三一	一八、五五七、八五〇	七	四、四九七	一六	二六、四四二	六七	一六、五〇一	一九〇	四七、四四〇
	三〇	七、九八五	八、九九一、九三六	五、〇二八	五、九六八、七九四	二	六六八	七〇	一〇、〇二六	五二	二、一七七	二二四	二、一七七
	二九	五、四五〇	四、〇二〇、七〇三	一、八七一	一、八三四、〇三二	二	六九一	二二	八、七四八	九	二、二八五	三三	一、七二四
	二八	五、一九一	四、一八〇、二九二	六二八	七、五五、〇二四	三	一、三三八	二二	七、六六八	六	一、〇三九	三二	一、二八四
	計	一、〇二七	七、一七、一三〇	五五一	四、一一、〇七八					六	六八六	六	六八六

を減額は正すこととなった。

なお、右のほか査定の時と状況が変化したりまたは査定と関係なく別途に工事を施行済のため災害復旧工事として施行する要がないと判明したものを注意して減額は正させたものが三四工事につき工事費において三百三十余万円国庫負担金相当額二千三百余万円ある。

しかして、前記の是正されたものうちおもなものをあげると次のとおりである。

(二二三二) 北海道上川郡下川町が施行する町道パンケ線上パンケ橋災害復旧は、査定額七、六六三、〇〇〇円(国庫負担金六、一三〇、四〇〇円)で延長六四メートルの木橋を復旧することとしていたが、橋脚の水床掘量一、四九八立米は二一四立米で足りるのにこれを橋脚一基分の土量と誤って橋脚の設計数により七倍したなどのため工事費一、四一五、〇〇〇円(国庫負担金一、一三二、〇〇〇円)が過大となっていた。

(二二三三) 山形県が施行する西田川郡温海町鼠ヶ関川災害復旧は、査定額九五七、〇〇〇円(国庫負担金六六一、二八七円)で護岸延長一〇〇メートルを鉄線蛇かごで復旧することとしていたが、右護岸のうち下流部五〇メートル工事費四七八、〇〇〇円(国庫負担金三三〇、二九八円)は建設省が同一箇所について査定した二十八年災害復旧護岸延長五〇メートルその査定額五二六、〇〇〇円(国庫負担金三六九、二五二円)と重複して査定されていた。

(二二三四) 山口県が施行する光市国道徳山岩国線道路災害復旧は、査定額一、八一八、〇〇〇円(国庫負担金一、二二一、六〇六円)で道路延長七四メートルの既設石垣に被覆コンクリート(天端幅四〇センチメートル)を施行す

ることとしていたが、終点側一七メートルその工事費三九一、〇〇〇円(国庫負担金二六〇、七九七円)は被災の事実が見受けられない。

(二二三四) 高知県が施行する高岡郡窪川町井細川災害復旧は、査定額一、九八六、〇〇〇円(国庫負担金二、三四八、四九四円)で堤防延長八メートルを復旧することとし練積石垣は七三三・八平米を施行することとしていたが、三五三・八平米を施行すれば足りるもので工事費九四八、〇〇〇円(国庫負担金六四三、六九二円)が過大となっていた。

(二二三五) 公営住宅建設費国庫補助金の経理当を得ないもの

(組織)建設本省 (項)住宅施設費 ほか一科目

北海道および兵庫県で、昭和三十年年度中、北海道雨竜郡深川町ほか二町が施行した公営住宅建設事業に対する国庫補助金として九、四一五、〇〇八円を交付しているが、事業主体は、表面上は工事を設計額と同程度の額で施行したこととして精算し、実際はこれより低額に施行していて正当な自己負担をしていないため、国庫補助金が過大に交付されたものが左のとおり三件一、四二一、九四一円ある。

道県名	工 事 事 業 主 体	工 事 費	同上に對する 国庫補助 金	国庫補助金 交付済額	国庫補助工 事費から除 外すべき額	同上に對する 国庫補助 金相当額
(二二三五) 北海道	雨竜郡深川町菊水ほか 一団地公営住宅建設	深 川 町 四、六六〇、〇〇〇 円	二、四〇〇、〇〇〇 円	二、四〇〇、〇〇〇 円	八、五〇〇、〇〇〇 円	四、三六〇、〇〇〇 円
	公営住宅一〇戸の建設を實際の工事費三、八三〇、〇〇〇円で施行していたもの					

(二二三六) 同

天塩郡天塩町緑陽団地
公営住宅建設

天 塩 町

四、六〇〇、〇〇〇

二、三三〇、〇〇〇

二、三三〇、〇〇〇

九、九〇〇、〇〇〇

四、九〇〇、〇〇〇

(二二三七) 兵庫県

多可郡中町鍛冶屋ほか
二団地公営住宅建設

中 町

九、四七〇、〇二五

四、七五五、〇〇八

四、七五五、〇〇八

一、〇一三、八六二

五〇六、四六一

計

一八、八三〇、〇二五

九、四四五、〇〇八

九、四四五、〇〇八

二、八四三、八六二

一、四三二、九四一

不正行為

(二二三八) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

関東地方建設局富士川工事事務所、昭和二十七年六月から三十一年四月までの間に、庶務課雇石倉某により前渡資金をほしいままに領得されたものが一、八二一、八四九円(うち三十一年九月末現在補てんされた額一、二六二、〇〇〇円)ある。

右は、同人が庶務課に勤務し、資金前渡官吏の補助者として職員俸給等の支払事務に従事中、基準給与簿の金額を付増しする方法により超過勤務手当等を領得したものである。

是正させた事項

物 件

(二二三九) 建設工食用セメントの購入にあたり処置当を得ないもの

(組織)建設本省 (項)利根川外二河川総合開発事業費

近畿地方建設局で、昭和二十九年十一月、随意契約により小野田セメント株式会社から猿谷堰堤建設工食用中庸熱セメント(中味)三八、一七〇トン(三十一一年六月までに納入することとして)トン当り九、七九〇円(その後九、六九〇円から八、九七〇円と変更)で購入し、三十年年度までの納入数量二四、一五一・六トン(うち二十九年分一、五〇五・三トン)に対し二二四、四二三、七五三円(うち二十九年分一四、七三六、八八七円、国の支払分二〇二、五六九、四〇四円、電源開発株式会社の支払分二一、八五四、三四九円)を支出しているが、右購入単価のうち運搬費の決定が当を得なかったため約三百三十万円を過大に支払っている。

右セメントの単価のうち日本国有鉄道と歌山線五条駅から十津川利水工事事務所猿谷出張所までの運搬費として積算された一、五五六円は、通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)による料金を基礎とし、これに悪難路としての割増四割等を加算して決定したものであるが、悪難路割増についての主務官庁の指定によれば本件路線は運搬距離三八キロメートルのうち三四キロメートルは三割の割増となっており、四キロメートルは割増を認めていないものであるから前記運搬費一、五五六円は一三九円六〇高価に当り、したがって、三十年年度までの前記購入数量二四、一五一・六トンに対し三、三七一、五六三円(国の支払額相当分三、〇三四、八三四円、電源開発株式会社の支払額相当分三三六、七二九円)が過大に支払われた計算となるので注意したところ、同地方建設局では三十一年七月前記金額を返納させた。

(特定道路整備事業特別会計)

特定道路整備事業特別会計における収納済額は三十億三千余万円、支出済歳出額は二十七億三千余万円であつて、三億余円は翌年度の歳入に繰り入れることとしている。歳入額のおもなものは資金運用部からの借入金二十五億円、府県に対する貸付金の回収および利子三億八千三百余万円等であり、また、歳出額のおもなものは直轄施行の道路工事費十一億五千二百余万円、府県に対する貸付金十億二千五百余万円、国債整理基金特別会計繰入金五億三千七百余万円等である。

なお、本特別会計は日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)により三十一年四月十五日限り廃止となり、同日における資産、現金四億余万円、貸付金四十二億二千七百余万円、完成施設、未完成施設および事業用資産四十三億九千二百余万円等計九十億五千四百余万円、負債、借入金七十九億三千万円、未払金八千五百余万円計八十億千五百余万円を同公団に引き継ぎ資産、負債の差引十億三千九百余万円を政府出資としている。

不 当 事 項

工 事

(二二四〇) 工事の施行が行し所期の効果をあげていないもの

(項)伊ノ浦橋等整備事業費

九州地方建設局で、昭和二十五年九月着工し、長崎県施行分四〇、〇〇〇、〇〇〇円を含め総事業費五五二、七三七、九二一円(うち二十九年年度までの国の施行分四四一、七一九、三二九円)で三十年十月完成した伊ノ浦橋架設工事は、同橋りように接続する道路改修工事の進ちよく状況を考慮することなく施行されたため工事には行をきたし、現在の状況においては本橋りようが所期の効果をあげておらず、ひいては多額の投資額を固定化している。

右工事は、二級国道二〇六号(長崎佐世保線)の早岐瀬戸に延長三二六メートル、幅員七・五メートルの橋りようを架設することとし、二十五年度に米国対日援助見返資金特別会計の事業として着工し、二十五、二十六兩年度に同特別会計から四九、九六六、七六三円を支出したほか、二十六年度に長崎県が国庫補助金二〇、〇〇〇、〇〇〇円を合わせ工事費四〇、〇〇〇、〇〇〇円で工事の一部を施行し、さらに、二十七年からは特定道

路整備事業特別会計で施行することとなり、三十年年度までに四六二、七七一、一五八円を支出し合計五五二、七三七、九二一円で完成したものである。

しかして、本件橋りようは前記国道延長四七、七六〇メートルの道路改良工事の完成とあいまって初めてのその効用を発揮するものであるのに、長崎県施行にかかる本件道路改良工事は二十九年度に初めて延長四、〇五五メートルを工事費二六、六〇〇、〇〇〇円(うち国庫補助金二三、三〇〇、〇〇〇円)で着工し、三十年度には延長六、五三三メートルを工事費一一二、三二〇、〇〇〇円(うち国庫補助金七〇、〇五五、〇〇〇円)で施行したにすぎず、兩年度を合わせても全延長の二割程度の進ちよく状況であつて、今後さらに工事費約三億円を要し三十三年度末にようやく完成する予定になっているもので、建設省内部および同省と長崎県との間に十分な連絡調整を欠き、橋りよう工事だけを一方的に先行させたためは、行工事となつてゐる。

本来、右橋りようは道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)の規定に基いて建設したもので、同法の規定によれば、当該道路の通行者がその通行により著しく利益を受ける場合に限り建設することができることとなつており、これに要する資金も資金運用部からの借入金に依存しているので、右橋りよう建設工事についてはとくにこれに接続する道路工事との関連において橋りよう完成後通行者がこれを十分に利用することができないような事態をきたさないように配慮すべきであつたと認められる。

しかるに、このような配慮が足りずは、行工事となつたため、五億円余の多額の経費を投じて完成した本件橋

りようもその利用はきわめて少なく、その供用を開始した三十年十二月から三十一年九月までの実績をみて、償還計画による日収六四、〇〇〇円に対しようやく一三、〇〇〇円で二一％程度の利用にすぎず、道路完成予定の三十三年度末までの三年余の間は現在の状態をやや上回る程度の収益しか見込まれないような状況である。

第六節 会計事務職員に対する検定

第一 出納職員に対する検定

昭和三十年十二月から三十一年十一月までの間に、出納職員が現金または物品を亡失し損じた事実について所管庁から報告を受けし処理を要するものは、繰越分を含め四、八三〇件八二四、五五三、四七五円で、これに対し弁償責任の有無の検定等の処理をしたものは、三、三三七件六三三、七四八、三二三元で、その所管別内訳は左のとおりである。

なお、処理未済件数は一、四九三件一九〇、八〇五、一六二元で、その大部分は所管庁との間に照会中の案件である。

所管	報告受理	処			計
		有責任	無責任	その他	
裁判所	四件	—	—	—	四件
会計検査院	一、三六六	—	—	—	一、三六六
総務府	三三	—	—	—	三三
外務省	—	—	—	—	—
法務省	一〇五	—	—	—	一〇五
大蔵省	三三	—	—	—	三三
文部省	三三	—	—	—	三三
厚生省	三三	—	—	—	三三
農林省	五三	—	—	—	五三
通商産業省	三	—	—	—	三
運輸省	七四	—	—	—	七四
郵政省	二、三三〇	—	—	—	二、三三〇
労働省	二六	—	—	—	二六
建設省	三三	—	—	—	三三
計	四、八三〇	一〇三	三、七二七	一、一〇〇	九、六五七

備考 「その他」の欄の三七件五、〇三八千円は、日本国との平和条約の効力発生に伴う予算執行職員等の弁償責任の減免に関する政令（昭和二十七年政令第百三十一号）の施行により、弁償責任に基く債務の免除されるものに該当するため、検定の手続をとるにいたらなかつたものである。

前表の有責任と検定した一〇二件は、いずれも現金の亡失に対するもので、その内訳は、出納職員の犯罪行為によるもの九三件三六、五六八、五二七円、出納職員が善良な管理者の注意を怠つたことによるもの九件二、七九

〇、九七九円である。

現金については、大蔵省における収入金、郵政省における繰替払現金について部内職員の犯罪行為によるものが目立つ状況である。

物品については、有責任と検定したものはないが、農林省における食糧、郵政省における切手類および供用物品、建設省における資材等の亡失が依然として多く、その原因のおもなものは、盗難、火災、風水害等で、その処置、対策については各庁関係責任者に対しとくに注意を促している。

第二 予算執行職員等に対する検定

予算執行職員が法令に準拠せず、または予算で定めるところに従わないで、支出等の行為をしたと認められるもので、昭和三十年十二月から三十一年十一月までの間に、弁償責任があるとして検定をしたものは次のとおりである。

宮崎刑務所で、同刑務所支出官法務事務官松山某、同花田某、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第二条第一項第八号の規定による支出官の補助者法務事務官時岡某が、昭和二十八年七月三十一日から二十九年八月三十日までの間に、同刑務所看守長坂本某に自治体警察実費弁償金の請求書を偽造されたのに気付かず、これに基づいて小切手を作成して正当債権者でない坂本看守長に交付し、結局、松山支出官は三四七、五七八円、花田支出官は

一一一、四四四円、時岡支出官補助者は一一二、五七四円をへん取された件

右は、同支出官らが支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十三条および小切手振出等事務取扱規程(昭和二十六年大蔵省令第二十号)第十条第二項の規定に違反して支出等の行為をしたため、坂本看守長によつて小切手をへん取され国に損害を与えたものであるが、前記支出等の行為をするにあたり同支出官等に重大な過失があると認められたので、予算執行職員等の責任に関する法律第三条第二項の規定に該当するものと認められた。

第三章 政府関係機関その他の団体の会計

第一節 決算の検査完了

政府関係機関名	決算額		同士のうち検査未完了額	
	入	出	入	出
日本専売公社	三三、七〇四、四〇一、三三七〇〇	一三〇、八七〇、四六四、一四四		
日本国有鉄道	二六三、〇七六、三八八、八一四八	二六〇、七五五、八〇六、一九五五〇		一、三二四、五三三〇
損益勘定	五三、七二六、三五八、〇〇〇〇〇	五三、七二六、三五八、〇〇〇〇〇		
資本勘定	五三、七五五、〇七〇、一〇〇	五三、四九六、七二一、九〇九		二、二五八、三四〇、一〇〇
工事勘定				
日本電信電話公社				
損益勘定	一、二四一、六四六、七五二、四八〇〇	一、一五二、三三三、五九九、〇〇〇		
建設勘定	五、四九五、〇五〇、五五〇〇〇	五、三〇七、八一五、六六五、〇〇〇		
資本勘定	五、五六〇、〇六〇、二八二、〇〇〇	五、五六〇、〇六〇、二八二、〇〇〇		
貯蔵品割掛勘定	二、二八〇、九三〇、六〇三、〇〇〇	二、二八三、一三三、八〇四、〇〇〇		
工作勘定	一、五四七、四四六、六六六、〇〇〇	一、五三三、五三三、八二七、〇〇〇		
国民金融公庫	三、七四六、八一〇、三三〇〇〇	二、一七〇、〇六一、一三五〇〇		
住宅金融公庫	四、五六一、六五四、六四九、〇〇〇	三、四三二、八五四、七七八〇〇		

第三章 政府関係機関その他の団体の会計 第一節 決算の検査完了 第一 政府関係機関の会計

第三章 政府関係機関その他
第一節 決算の検査完了 第二 昭和二十九年検査未完了額の検査完了

政府関係機関名	決算額		昭和二十九年検査未完了額	
	収入	支出	収入	支出
農林漁業金融公庫	四三三、六〇〇、一八〇〇	三七五、一八九、九三〇		
中小企業金融公庫	三五八、三五六、三六三〇〇	二八九、三三八、八八三〇〇		
日本開発銀行	二四八、七〇四、五三三〇〇	八三三、五七六、八〇〇〇		
日本輸出入銀行	一五七、二二二、五五〇〇	六九九、九四九、九三三〇〇		
計	八七七、九〇四、九〇八、二一四八	七四七、八三六、〇二四、六九〇	一五七、四七六、五七〇	

右各政府関係機関決算額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

政府関係機関名	事由	金額
日本国有鉄道	回答済調査中	一、二二七、四九二、二一一〇
損益勘定	回答済調査中	二二二、一一一、〇一〇
工事勘定	回答済調査中	一一四、八六二、三五〇
日本電信電話公社	回答済調査中	
建設勘定	回答済調査中	

であり、その各科目の金額は付表第六のとおりである。

第二 昭和二十九年検査未完了額の検査完了

昭和二十九年各政府関係機関の収入、支出決算のうち、検査未完了額についてはその後全部検査を完了した。

第二節 各団体別の不当事項

第一 日本専売公社

(事業概要について)

昭和三十年におけるたばこの製造数量は千五十二億八千余万本、輸入数量は千百余万本で、その販売数量は千四十八億千余万本金額二千五十五億四千七百余万円、塩の受入数量は国内産塩が五十九万四千余トン、輸入塩が二百八十八万三千余トン計二百七十七万七千余トンで、その販売数量は二百六十二万二千余トン金額二百五億三千三百余万円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ十五億八千七百余万本、塩二十九万六千余トンの増加となっているが、販売金額ではたばこ三十五億九千五百余万円の減少、塩十八億千余円の増加となっている。また、粗製しよう脳等の購入は四千四百余トンで、販売数量は三千八百余トン金額九億千五百余万円となっている。

(事業損益について)

同公社の昭和三十年事業利益金は千三百三十七億五千四百余円で、同年度に実施された資産再評価による評価益百二十六億四千六百余万円を控除すると前年度事業利益金に比べ九十四億四千四百余万円の減少となる。

たばこ事業の益金は千三百三十一億四千四百余万円、資産再評価益百十五億七百余万円を控除すれば前年度に比べ七十七億千七百余万円の減少となる。これは主として二十九年度以来引続き売行が上級品から下級品へ移行したためである。

塩事業の益金は六億二百余万円で、資産再評価益十億四千六百余万円を控除すると四億四千三百余万円の損失となり、前年度益金十二億八千六百余万円に比べ十七億三千余万円の減少となる。これは主として輸入塩の輸入価格が高騰したのと販売原価高の国内塩の売渡が多かつたためである。また、しよろろ事業でも資産再評価益九千二百余万円を控除すると八千五百余万円の損失となっている。専売納付金として国庫に納付した額は、前記事業益金千三百三十七億五千四百余万円から三十年度中における固定資産および無形資産の増加額の合計額百五十五億三千八百余万円と、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入額四十四億七千四百万円とを控除した千百三十七億四千四百余万円であつて、一般会計収納済額の一〇・一％を占めている。これを前年度に比べると百十一億三千五百余万円の減少となり予定額に比べると十五億九千九百万円の増加となっている。

また、右の専売納付金および交付税及び譲与税配付金特別会計繰入額に都道府県および市町村に納付したたばこ消費税二百八十七億八千四百余万円を加算すると国および地方公共団体に納付した額は千四百六十九億九千九百九百万円となり、これを前年度における専売納付金千二百四十八億七千六百余万円およびたばこ消費税二百七十

二億千九百万円を合計した千五百二十億八千八百余万円に比べると五十億八千八百余万円の減少となっている。

不 当 事 項

不正行為

(二二四一) 職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの

日本専売公社飯塚出張所および同仙台工場で、昭和二十七年七月ごろから三十年十二月ごろまでの間に、関係職員により製造たばこ売渡代金、製造たばこをほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので二事項九三二、四三四円、製造たばこピース一八、五五〇個ほか三点売渡価額五、四六七、一一八円計六、三九九、五五二円(うち三十一年九月末現在補てんされた額一、二二七、九六八円)があるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおりである。

所 名	不正行為をした職員	不正行為期間 年 月	不正行為金額 円	補てんされた額 (三二、九、三〇現在) 円
日本専売公社飯塚出張所	出納員 社員 古賀某ほか一名	二七、七ごろから 三〇、八ごろまで	六、三一六、二九六 一、二二六、九六八	一、二二六、九六八

同人らが製造たばこの臨店配給事務および倉庫における現品の受払事務に従事中、それぞれ単独または共謀のうえ製造たばこの売渡

代金を受領しながら売渡請求票を破棄するなどの方法によりこれを領得し、または倉庫から製造たばこをほしいままに持ち出しこれを領得したものである。

第二 日本国有鉄道

(事業損益について)

日本国有鉄道の昭和三十年年度決算についてみると、営業損益は百八十四億三千七百七十余万円の損失、営業外損益は八千七百七十余万円の利益で、百八十三億四千九百余万円の当期純損失となっている。

これを前年度の営業損失三十五億八千五百余万円、純損失三十四億八千八百余万円に比べると、営業損益において百四十八億五千二百余万円、純損益において百四十八億六千余万円がそれぞれ損失増加となっている。この原因は、前年度に比べ輸送量が旅客において四・八%、貨物において六・七%がそれぞれ増加したが、収入においては優等旅客の漸減、定期旅客の増加、軽量高貨率貨物の減少等により旅客三%、貨物五%が増加したにすぎなかったため百二億五千五百余万円の収入増加にとどまったのに対し、一方、営業費において人件費、資産再評価の結果による減価償却費の増加等により、二百五十一億七百余万円の支出増加となった結果によるものである。

各事業別の損益状況をみると、船舶部門は十億三千四百余万円の利益となっていて、鉄道部門百八十一億五千百七十余万円、自動車部門十二億三千二百余万円がそれぞれ損失となっている。

なお、貯蔵品価格調整勘定残高十八億九千二百余万円は、貯蔵品の購入単価と出納単価との差額相当額であるが、この対象となった貯蔵品の大部分は既に決算済のものであるから、これを損益勘定に影響させるよう経理することが望ましくない。

(資産再評価について)

日本国有鉄道においては、資産再評価委員会の答申に基き、昭和三十年四月一日現在をもつて在外資産、二十六年以降着工の未しゆん功施設および志免鉱業所資産等を除いた固定資産千三百二十八億七百余万円(取得価額二千七百四十九億三千百九十余万円、減価償却引当金千四百二十一億二千三百余万円)を原則として複成式評価法によつて一兆二千五百二十九億三千二百余万円と再評価(新品価額二兆十億千七百七十余万円、経年減価額八千四百八十億八千五百余万円)し、一兆二千二百一億余万円を再評価積立金に繰り入れているが、沈船または遊休施設等について処理が適正を欠いたと認められるものが次のとおりである。

(ア) 洞爺丸および第十一青函丸について二億七千三百余万円を十億六千余万円に、また、北見丸、十勝丸および日高丸について三億二千二百余万円を十三億四千九百余万円にそれぞれ評価替えているが、前者については再評価時点において船舶としての効用を全く失っていたことが明らかとなっていたものであり、また、後者については救難後多額の復旧費を要することが明らかとなっていたものであるからそれぞれ損傷の実情に応じて処理すべきであったと認められるのに、就航中の船舶と同一の基準により評価替えているのは適正とは認め

られない。

- (イ) 青函船舶、盛岡両鉄道管理局で、戦時中一部を建設し終戦後は利用計画がないまま放置されていた東北本線小湊水陸連絡設備および函館本線有川岸壁について一億八百余万円を五億九千九百余万円に評価替えしているが、右は、使用の見とおしも明らかでないものであるから実情に即した処理をすべきであったと認められる。
- (ウ) 二十七年まで備品扱としていた機器八、七八三点、資産再評価に伴う実態調査により判明した建物、工作物等二、六九七点については再評価前価格を一点一円と計算し、再評価額三十億五千五百万円との差額を再評価積立金に計上しているが、右のうち旧原簿価額および時価相当額十一億二千八百万円については、期間外収入または営業外収入に計上するのが妥当であると認められる。

(予算経理について)

電源開発等の受託および請願による諸工事に従事した職員の基本給、扶養手当等二億六千余万円を当該工事の委託者または請願者から收受し、予算総則に定められた給与総額に関係なく直接支出し、そのため給与総額を一億三千四百余万円超過して給与を支出した結果となっているものがある。

(工事について)

- (ア) 昭和三十年度の修繕費および工事経費の決算額は、修繕費五百十五億六千六百余万円、工事経費五百二十四億八千九百余万円総額千四十億五千六百余万円であるが、会計検査の結果によると、工事経理が適正を欠くも

の、契約相手方の選定が不適切であるなど契約処置が適切でないもの、支給材料の残材が回収不足となっているもの、工事の施行が設計と相違しているもの、予定価格の積算にあたり現地の調査や、工事施行の実態の調査は、握が不十分であるなどのため過大積算となっているものなどが少なくない。

このような不適当な事態が多数認められるのは、工事の設計および施行にあたり、経済性の配意および努力が十分でなく、検収等が適正に行われなかったことなどによるものと認められ、また、適正な予定価格を作成し、競争の実をあげるよう業者の選定、入札方法等について格段の工夫と努力の要があると認められる。

また、直営工事について、種々の工事を並行して実施するなどの事情もあり精算額に正確を欠くと認められるもの、工事の施行途中における変更が工事経理に正しく反映していないものなどがあるが、いずれも事実により適正に経理するよう留意する要があるものと認められる。

- (イ) 受託工事等の間接費は、実費回収を建前として当該工事に従事する職員の基本給に対する五〇%相当額(二十五年度部内実績による)を委託者等から徴収しているが、期末手当等新規費額の発生等により経費の構成内容が変化し、当局の計算によるも二十七年年度五六%、二十八年年度六三%および二十九年年度五六%平均五八%で、現行乗率では実費を回収することができないものと認められるから実情に即した乗率を決定するよう配意の要があると認められる。

(資材の調達管理および運用について)

(ア) 昭和三十年度における貯蔵品の購入額は八百三十二億九千七百余万元、年度末貯蔵品の残高は百四十四億三千五百余万元で、前年度末の百五十五億九千九百余万元に比べ十億八千四百余万元を減少しており、その回転率を石炭および車両を除いた一般貯蔵品についてみると四・〇三となつていて二十九年度の三・五四に比べ一般的に向上を示しているが、なお一部には残高の数量的は握が適確に行われていないこと、総合的運用の施策に乏しいことなどにより死蔵および偏貯蔵となつていものがあり、改善の要があると認められる。

また、調達についてみると、予定価格の積算にあたり製作等の実態や市況のは握が十分でないなどのため予定価格が過大と認められるもの、購入方法が適切でないため高価購入となつていもの、納地の選定が不適当なため不経済となつていもの、購入規格が適切でないため不経済となつていものなどが少なくない。

(イ) 三十年度中、物品準備を要求する際採用した単価とこの物品を購入しまたは貯蔵品から払出しする際の単価との差額のうち損益勘定分八億六千九百余万元については、物品要求箇所の任意の使用に任せる扱をしていので、不急品の購入に使用されている事例が少なくない実情であるから効率的運用をはかる要があるものと認められる。

(ウ) 貯蔵品の配給等に使用する事業用貨車の積載効率は営業用貨車のそれに比べ一般的に低率となつていものが、営業用貨物の輸送状況が運用貨車の不足から、所要量を充足することができない現状においてはつとめて地域的集中配給の方法によるなどして積載効率を高め、経済的な運用をはかる要があると認められる。

(土地建物等固定財産の管理運用について)

日本国有鉄道においては、財産の管理、運用の適正を期するため昭和二十八年以降諮問機関として新たに民衆駅等運営委員会、土地建物等評価委員会を設置し、また、二十九年三月以降固定財産の管理に関する諸規定を改めるなどして改善に努めているが、会計検査の結果によると、土地建物等の部外使用料の決定にあたり、二十九年度において料金額の増額改訂を緩和して次年度以降に漸増することとしたものを三十年度にそのまま置き置いていたり、処分価格の決定が適切でないものなどが少なくない。このような事態を生じたのは、主として価格等の決定にあつたての調査が十分でないこと、管理運用に安易な処置がとられたことなどに基因するものと認められる。

右のほか、鉄道用地を無断で使用されているものが当局の調査によるも約二十一万平米この使用料概算額千五百余万元あるが、実際の使用に対する適正な対価を徴収するとともに、承認可能のものについてはすみやかに承認し、承認に支障のあるものなどについては適切な処理をする必要がある。

また、三十年度における土地建物等の使用料および構内営業料については、要調定件数の約三八%に当る一万千八百余件総額三億百余万元は調定が三箇月以上遅れるなど一般に著しく処理が遅滞しているが、その大部分は継続して使用承認を与えていものであるから使用承認期限内に継続使用の手續をとらせるか、または使用者に継続使用の意思があり使用について支障がないと認められる場合は当局において調定するなどして処理の促進を

はかる要があるものと認められる。

(石炭荷役について)

各港湾等における海送炭等の荷役については、従来荷役作業のほかに配船計画、炭種別先行別積渡しおよび発送計画等一八項目の付帯業務をあわせ請負契約の対象としていたのを、二十九年十月契約以降、付帯業務を打ち切り、単に荷役作業だけを契約対象業務としているもので、三十年度においても日本海陸運輸株式会社に請け負わせ総額六億千九百余万円の荷役代金を支払っている。この荷役料率については逐年改善されているものであるが、右荷役作業の実情をみると、大部分は日本国有鉄道所有の機械による能率的な機械作業が行われ、荷役機械の働に依りて請負人または下請人の提供した人夫が作業を行なっているにすぎない状況であり、また、各港湾には資材局の現場業務機関および請負人の事務所がそれぞれ相当数の人員を擁している状況であつて、経済的な施行とは認められないものがあるので、その荷役業務の施行形式については検討改善を要すると認められる。

不当事項

工 事 (二二四二)―(二二五六)

(二二四二) 工事の経理が適正を欠いているもの

(損益勘定) (項) 修繕費
(工事勘定) (項) 建設費 ほか三科目

工事の施行に関する経理および工事費の会計経理は、いずれも施行の事実を即して適正に行う必要があるが、会計検査の結果によると、担当職員が事実と合致しない経理をし、工事費の精算内容を確認することができないもの、施行が設計と相違しているものなど工事経理が適正を欠くと認められるものが次のとおりである。

(二二四二) 日本国有鉄道岐阜工事事務所で、昭和三十年度中、直営により施行した樽見線〇・九キロメートル―

二二・〇キロメートル間軌道整備その他工事ほか二二工事の工事費として決算した九、二七四、三五七円のうち五、九五四、二七八円は、三十年四月から三十一年三月までの間に使用した直用人夫延二二、〇八七人に対する人夫賃として所定の賃金単価により計算して支払ったこととしているが、この人夫賃支払額は事実と相違しているものである。当局の説明によれば、実際は大垣工事区事務助役が任意に出づら簿等を作成して所定の賃金単価により計算した額を同工事事務所分任会計長に要求し現金を受領して保有し、これを人夫賃として支払つたほかその一部を切投工事の請負代金、工所用雑品の購入代金、開業のための監査関係費用、一人人夫の退職金等に使用したとのことであるが、その支払を確認する資料がないため、三十一年四月本院会計実地検査当時所持していた現金一〇二、一〇五円を除き、支払内容を確認することができない状況である。

(二二四三) 日本国有鉄道静岡鉄道管理局で、昭和三十年十一月、指名競争契約により日本電設工業株式会社に工事費一、九五七、六〇〇円で請け負わせた飯田線小和田、沢渡間電車線路支線改修工事はすべて設計どおりしゅ

ん功したることとして経理しているが、三十一年八月本院会計実地検査の際の調査によると、総数四一八箇所を取り替えたとしている支線台付工事において、設計箇所が過年度工事で施行済となつている箇所と重複するものが五三箇所、設計箇所と相違する箇所に施行したと称するものが八七箇所あり、実際に施行したとしていゝる箇所についても四二箇所は過年度において施行したこととなつている箇所と重複している状況であり、また、総数六一〇箇所を取り替えたとしている支線工事についても同様の箇所に施行したと称するものが一三〇箇所の多き上つているなど全般的に工事施行の実態を確認することができない状況である。このように設計にあたり施行箇所の検討も行わず、また、工事の検収にあたり現場について確認を行なつた形跡が認められなものは処置当を得なす。

(二一四四) 予定価格の積算が過大なためひいては工事費が高価となつてゐるもの

(二一五一) (工事勘定) (項) 諸設備費

二 予定価格の積算にあつては、現地の実情や施行の実態を十分調査して適正な歩掛りを採用し、また、使用材料等の価格については、市況の実情に即した妥当な価格による必要があるが、これらの配意が十分でなかつたり、実情に沿わない高率な経費率を採用したなどのため予定価格が過大となり、ひいては工事費が高価となつてゐると認められるものが少なくないが、そのおもな事例をあげると次のとおりである。

(ずい道掘さく用電力料および火薬等の積算が過大に失してゐるもの)

(二一四四) 日本国有鉄道大阪工事事務所で、昭和二十八年十二月から三十一年四月までの間に、指名競争契約または随意契約により赤穂線第五、六、七工区の建設工事を西松建設株式会社ほか二会社に総額七二五、六八五、九六〇円(うち二十八、二十九両年度分三〇四、三三〇、〇八〇円、三十一年度分一八、四五三、二七二円)で請け負わせ、三十一年六月までにそれぞれ施行しているが、予定価格の積算にあたりずい道掘さく用火薬類および電力等の所要量の算定が適切を欠いたため工事費が約四千九百万円高価となつてゐると認められる。

右工事は、赤穂線日生、伊部間を第五、六、七の三工区に分けて施行する建設工事で、その予定価格を第五工区二四六、六四六、三二二円、第六工区二四九、五二一、三二七円、第七工区一九九、八七五、七一五円とし、第五工区二四五、八七〇、〇〇〇円で西松建設株式会社に、第六工区二四六、八七四、六八四円で株式会社大林組に、第七工区一九九、一三四、四四九円で株式会社鴻池組にそれぞれ請け負わせたものであるが、この予定価格の積算にあたり、第七工区片上ずい道ほか五ずい道の掘さく工事費一八四、二七三、四七七円(設計変更増の分を含みずい道覆工等に要する材料費および労務費等を除く。)の算定が当を得ないため次のとおり過大となつてゐる。

(ア) ずい道箇所の地質は地上踏査等によりすべて硬岩と判定し、導坑掘さくは立米当り火薬一・七六キログラムから一・九二キログラムとして七四七円から八一五円(いずれも導火線等を含む)、坑夫等一・六四人から一・七八人として七八八円から八五九円計一、五三五円から一、六七四円とし、切掘げについては導坑掘さく単価の約七〇%として、一、〇五五円から一、一五五円とし、立米当り掘さく費を一、一七九円から一、二一八円

と積算しているが、ずい道箇所地質については、当局において施工の方法等を調査するため、第七工区片上ずい道について地質調査をし、その結果、調査箇所の岩質は大部分が岩の第二種(軟岩)であることが判明していたものであるから、工事費の積算にあつても、この調査結果を考慮することが必要であつたと認められ、また、他のずい道箇所の地質についても岡山県で作成した地質図によれば片上ずい道箇所と同種の岩質となつてゐるから、片上ずい道の調査結果を十分考慮すべきであつたと認められるのに、掘さくを全部硬岩として積算したのは妥当な処置ではなく、現に、施行の結果も相当量が軟岩であつた状況である。当局が実施した地質調査による地質からみると導坑掘さくは立米当り火薬一・三二キログラムとして五三二円、(導火線等を含む)、坑夫等一・四二人として七五六円計一、二八八円程度、切掘げについては右導坑掘さく単価の六五%八三七円として掘さく費立米当り平均九一五円程度を積算するのが相当であつたと認められる。

(イ) 電力料については、ずい道施行所要工事期間を当初第五工区二三箇月、第六工区二五箇月および第七工区一八箇月と予定し、この間各工区とも一日二三時間、一箇月二五日、一〇〇馬力のコンプレッサ二台を全容量で運転するものとして、各工区の所要電力量を立米当り七四キロワット時から八六キロワット時とし、それぞれ二、二四六、三二七キロワット時、二、五六九、〇四四キロワット時および一、六一四、三七九キロワット時とし計六、四二九、七五〇キロワット時、電力料総額四四、五六四、〇九八円を積算しているが、ずい道工事は導坑掘さく、切掘げ、畳築等の諸工事が全期間を通じていつせに行われるのではなく、使用電力量も通常

は工期の始期と後期にはきわめて少量であり、また、最盛期においても負荷率はかなり低下するのが通常であるから、このような電力使用の実情を十分考慮して積算すべきであつたと認められるもので立米当り三四キロワット時程度、各工区別の所要電力量はそれぞれ八八〇、九二二キロワット時、一、一七五、七六四キロワット時および六七九、一五〇キロワット時で計二、七三五、八二六キロワット時程度が相当と認められる。

いま、仮に当局が実施した前記片上ずい道の地質調査の結果を基礎としある程度の硬岩の混入を考慮して工事費を計算すれば左のとおり

	掘さく労務費 (火薬類を含む)	電力料	支保工材料費	支保工労務費	計
第五工区(当局の積算)	三三、六八一、二五一円	一五、六六九、二六八円	八、七七一、四四〇円	五、一九一、九五七円	六一、三三三、九一六円
本院の計算	三三、七一九、〇九五	六、三八六、六一七	一〇、四七八、二一八	六、一六七、九四五	四六、七五一、八七五
第六工区(当局の積算)	四一、六四五、九一三	一七、八三四、四七三	一一、三三七、〇五四	六、七七〇、二六八	七七、五八七、七〇八
本院の計算	三一、六八五、一一六	八、五〇〇、七七五	一四、二二二、七二八	八、三九四、〇一四	六二、七九二、六三三
第七工区(当局の積算)	一三、六六五、三八一	一、〇六〇、三五七	六、六九六、八五三	三、九四九、二六二	四五、三七一、八五三
本院の計算	一八、二五一、七五六	四、八八三、〇八八	八、〇五七、五九六	四、七二二、八二二	三五、九一五、二六二
計(当局の積算)	九六、九九二、五四五	四四、五六四、〇九八	二六、八〇五、三四七	一五、九一一、四八七	一八四、二七三、四七七
本院の計算	七三、六五五、九六七	一九、七七〇、四八〇	三二、七四八、五四二	一九、二八四、七八一	一四五、四五九、七七〇
取扱経費二七%を加算した当局の積算額の合計				二三四、〇二七、三一五	
本院の計算額の合計				一八四、七三三、九〇七	
差額					四九、二九三、四〇八

であつて、当局の積算額合計一八四、二七三、四七七円に比べ、支保工については増加するが、掘さく労務費、電

力料等において著しく減少するため、掘さく工事費は総額一四五、四五九、七〇〇円となり、前記ずい道掘さく費積算額は四九、二九三、四〇八円(一般経費二七%を含む。)過大であつて、結局、前記請負額は総額において約四十九万九千九百円高価となる計算である。

(高価な鋼材価格を採用したため工事費が高価となっているもの)

(二二四五) 日本国有鉄道札幌工事事務所で、昭和三十年一月、随意契約により札幌用品庫改築その八工事を鉄道建設興業株式会社に総額四六、三九四、五九五円(当初契約額四六、四九九、三七六円)で請け負わせ九月完成しているが、主要材料である鋼材の価格調査が十分でなかつたため予定価格が過大となり、工事費が約四百二十万
円高価となつていと認められる。

右工事は、札幌用品庫改築工事の一部で、その予定価格四六、五五〇、八九六円の積算にあたり、く体コンクリート工事に必要な鋼材四〇六・〇五トンについては八幡製鉄株式会社の建値によつたものとしてその価格をトン当り九ミリメートルもの四二、五〇〇円、一三ミリメートルもの四二、〇〇〇円、一六ミリメートル以上もの四一、五〇〇円(それぞれ規格料一、〇〇〇円、切そろえ料五〇〇円を含む。)とし、諸経費(二〇%)を合
わせ総額二〇、三四六、六六一円としていたが、二十九年から三十年にかけての鋼材市況は変動が激しく、二十九年十二月以降八幡製鉄株式会社の建値も事実上廃止されていたもので、本件契約とほぼ同時期において日本
国有鉄道資材局で購入したものの価格はトン当り一三ミリメートルもの三〇、二〇〇円(以下価格については規

格料一、二〇〇円、切そろえ料五〇〇円を含む。)、一九ミリメートルもの二九、三〇〇円となつており、また、
富士製鉄株式会社または株式会社日本製鋼所等の取引価格のうち高値をとつてみても九ミリメートルもの三
三、七〇〇円、一三ミリメートルもの三三、二〇〇円、一六ミリメートル以上のもの三三、七〇〇円程度であつ
た状況であるから、多量の鋼材を使用する本件工事の予定価格を積算するにあつては実情に即した価格を採
用すべきであつたと認められる。

以上、仮に当時の取引価格のうち高値と認められる前記富士製鉄株式会社または株式会社日本製鋼所の取引
価格を基礎として本件工事費を積算したとすれば鋼材費は約千六百万円、工事費は約四千二百万円となり、前
記請負金額はこれに比べ約四百二十万九百円高価となる計算である。

(高架橋基礎くい打工事の工事費が高価と認められるもの)

(二二四六) 日本国有鉄道東京工事事務所で、昭和二十九年七月、指名競争契約または随意契約により清水建設株
式会社ほか二会社に神田駅高架橋新設その他その十七第三鍛冶町橋新設その他工事を総額八一、七
七〇、九二九円で請け負わせ、三十年九月までに完成しているが、予定価格の積算にあたりコンクリートくいの
市場価格のは握が十分でなかつたなどのため、工事費が約七百九十万九百円高価となつていたものと認められる。
右工事は、いずれも神田駅高架橋の基礎くい打を施行するもので、左のとおり

工 事	予 定 価 額 円	請 負 金 額 円	請 負 人	施 行 時 期 年 月
神田駅高架橋新設その他その十七	三四、九九九、二七九	三四、九七七、五二七	清水建設株式会社	二九、七から
第三鍛冶町橋新設その他				三〇、九まで
神田駅高架橋新設その他その十六	一八、七八一、一四〇	一八、七七三、一八一	大成建設株式会社	二九、七から
第一鍛冶町橋新設その他その二				三〇、五まで
神田上野間高架橋新設その他その	二八、〇六三、〇八八	二八、〇二〇、二二一	佐藤工業株式会社	二九、七から
六高架橋基礎新設その他				三〇、七まで
計	八一、八四三、五〇七	八一、七七〇、九二九		

いずれも予定価格とほぼ同額で請け負わせたものであるが、予定価格の積算にあたり、直接工事費の六八%から七五%を占めるコンクリートくいの価格を、大同コンクリート工業株式会社ほか一会社の販売価格表の価格に工場から都内の工事現場までの運送費として六九二円(四メートルもの)から一、三二三元(一〇メートルもの)を加算し、上ぐい五、八九二円(四メートルもの)から一五、二二三円(一〇メートルもの)、下ぐい四、九九二円(四メートルもの)から一四、三二三円(一〇メートルもの)とし、総数五、三四七本で総額五〇、一一二、七二四円を積算しているが、本院において取引の実情を調査したところ、工事現場が東京都内の場合とはくに運賃を見込むことなく工事現場持込で取引され、その価格も大量の場合は前記販売価格表の価格より相当低価であるのが通常であり、現に、本件くいを請負人が大同コンクリート工業株式会社ほか一会社から購入している価格は高値をとつても現場持込一本当り上ぐい五、二〇〇円(四メートルもの)から一三、九五〇円(一〇メートルもの)、下ぐい四、四五〇円(四メートルもの)から一二、六〇〇円(一〇メートルもの)となっている。

また、工事請負人の一般経費としてくいの価額の一五%、くいの運送費の二二%または二三%相当額七、九二一、〇二一円を積算しているが、前記のとおりくいは工事現場持込で取引され、工事施行者の使用に依じて適時搬入されるものであり、その製品の性質からして保管その他取扱に特別の経費を要するものではないなどの事情を考慮すれば、前記経費率は相当低減の余地があるものと認められる。

いま、仮にくい価額を工事現場持込の前記取引価格により算出し、一般経費としてその一〇%相当額を見込んで積算したとすれば総額四九、九八四、五八三元となり、これにその他の経費を加算して予定価格を決定すれば総額七三、七九四、四九五円となるものであつて、前記請負金額はこれに比べ約七百九十万円高価となる計算である。

(コンクリートブロックの製作費等を過大に見積つたため工事費が高価となっているもの)

(二二四七) 名古屋鉄道管理局で、昭和二十九年十二月、指名競争契約により名鉄工業株式会社に名古屋、枇杷島間三六七・二キロメートル法改良(甲)工事を三二、四八四、六二二円(当初契約額三二、九九七、五四四円)で請け負わせ三十年七月完成しているが、予定価格の積算にあたりコンクリートブロックの製作費が過大であるなどのため工事費が約三百九十万円高価となつてしていると認められる。

右工事は、豪雨により前記区間の築堤に崩壊、き裂が生じたためその防止対策として排水こう延長一、六三五・三メートルおよび土留擁壁九六五・五平米をコンクリートブロック積で新設するなどの工事で、コンク

リートブロック(U型ほか五種)三三、一〇〇個を一個当り一七八円から一、〇六二円(支給扱のセメント代価を含め立米当り九、七三六円から二〇、二〇四円)総額九、〇六四、七三九円(一般経費二二%を含む。)とし、予定価格を三二、〇〇〇、〇〇〇円と積算しているものである。しかして、右コンクリートブロックの製作費についてみると、砂利(径二五ミリメートルのもの)および砂はその価格を立米当りそれぞれ九五〇円および八〇〇円としているが、当時の市場価格からみてそれぞれ八六〇円および五五〇円程度が相当と認められ、型わくは一〇回使用とし所要石数を五〇二石と計算しているが、この種型わくは五〇回程度は使用することができものである。所要石数は補修材を考慮しても一一〇石程度で足りる計算であり、型わく組立に使用するポールトもトン当り八〇、〇〇〇円で五〇回使用することとして一回当り一円九二から七二円と計算しているが、これは誤計算であつて〇円一九から七円二〇となるものと認められ、また、鉄筋はその価格をトン当り四〇、〇〇〇円から四五、〇〇〇円としているが、三一、〇〇〇円から三七、〇〇〇円程度が相当と認められるなど過大に算定しているものが多く、結局、コンクリートブロックの製作費は一個当り九七円から六七七円程度が相当と認められ、これにより計算すれば総額約六百万円となり約三百万円が過大となる計算である。

さらに、コンクリートブロックの製作以外に使用する砂利(径四〇ミリメートルのもの)九四四立米、砂五一九立米、ぐり石一、六八九立米の価格についても立米当り砂利九五〇円、砂八〇〇円およびぐり石九五〇円としているが、右は当時の市場価格からみてそれぞれ八二〇円、五五〇円および八〇〇円程度が相当と認められ、また、コンクリートブロック製品の輸送はトラック重量制運賃によつており、そのうちには積卸料が含まれているのに積卸人夫賃を別途計上したなどのため約九十万円が過大に積算されている。

右のほか、同鉄道管理局が三十年八月、指名競争契約により名鉄工業株式会社(五、四九九、七三八円)で請け負わせた稲沢構内線路側こう新設工事も、予定価格五、五〇一、四〇〇円の積算にあたりコンクリートブロック(U型)八、三八四組について一組当り三六三円から四三二円総額三、二二九、九六二円としているが、前記同様その積算が適切でなく一組当り二八二円から三二八円程度が相当と認められ、これにより計算すれば約七十万円が高価となつてしていると認められる。

(特別高圧用ケーブル新設その他工事の工事費が高価と認められるもの)

(二一四八) 日本国有鉄道東京電気工事事務所で、昭和三十年代中、指名競争契約により武蔵境変電所、荻窪変電所間特高ケーブル新設その他工事ほか二件の同種工事を日本電設工業株式会社に総額五六、〇五〇、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、予定価格の積算にあたり現地の実情や作業の実態については、握が不十分なため、少なくとも約四百三十万円が過大な積算となつていゝるほか、設計に対し約六十万円相当額の工事が施行不足となつていゝるものがある。

右工事は、東京付近特別高圧用ケーブル取替工事の一環として東京都内所在一部変電所間に特別高圧用ケーブルの新增設を行なつたもので、左のとおり

工 事	予 定 価 格 円	請 負 金 額 円	請 負 人	施 行 時 期 年 月 日
武蔵境変電所、荻窪変電所間特 高ケーブル新設その他	二五、七二七、〇八一	二五、七〇〇、〇〇〇	日本電設工業株式会社	三、一、一五から 三、三、三一まで
東中野変電所、荻窪変電所間特 高ケーブル新設その他	二二、九八七、八八六	二二、九〇〇、〇〇〇	同	三、〇、一二、二七から 三、一、三、三一まで
大井町変電所、新橋変電所間特 高ケーブル新設その他	七、四五八、三八三	七、四五〇、〇〇〇	同	三、〇、一七、一四から 三、一、二六まで
計	五六、一六三、三五〇	五六、〇五〇、〇〇〇		

いずれも予定価格とほぼ同額で請け負わせたものであるが、予定価格のうちトラフ敷設費およびトラフ取替改修費総額二二、〇〇九、六一七円の内容についてみると、高さ二六五ミリメートルから二七五ミリメートルのトラフの敷設のための根掘や、厚さ一〇〇ミリメートルの基礎コンクリートの打込みに土留型わくを使用することとして約九千四百平米約三百二十万円を積算しているが、このように浅い根掘や厚さの薄い基礎コンクリートには土留型わくを使用しないのが通常であり、現に、請負業者も使用していない実情であるからこれを積算する要はなかつたものと認められ、また、トラフ内に深さ一〇〇ミリメートルから一六〇ミリメートルに入る設計となつている砂の数量を誤つて約百九十立米約五十万円を過大に積算しており、そのほか根掘および砂利のかき上げ、かき下しの数量も過大で、これらを合わせ約四百三十万円が過大な積算となつていると認められるほか、各工種を通じ労務費、材料費等の算定に実情に沿わないものが少なくない状況である。

また、大井町変電所、新橋変電所間の工事において、設計図面によれば既設トラフの基礎コンクリートを取りこわし、新たに規格に適合した基礎コンクリートを施行することとなつているのに、実際は既設トラフの基礎を利用して行つたなど施行が設計図面と相違しているため約六十万円相当額の工事が施行不足となつてい

(線路増設工事の工事費が高価と認められるもの)

(二二四九) 日本国有鉄道東京工事事務所で、昭和三十年七月、随意契約により飛島土木株式会社に上野、田端間その二十八田端駅構内土工その他その二工事を六六、七二九、二六一円(当初契約額六七、九三六、〇〇〇円)で請け負わせ施行しているが、予定価格の積算にあたり掘さく土の捨土費を過大に積算したため工事費が約三百十

万円高価となつているものと認められる。

右工事は、上野、田端間線路増設工事の一環として田端駅構内の路盤拡張を行うもので、当初三十年二月、上野、田端間線路増設その十九田端駅構内土工その他工事として、指名競争契約により前記会社に二二、九八〇、〇〇〇円で請け負わせ施行したところ、切取部分に土砂くずれを生じたため工法を変更する必要を生じ、七月出来高七、二三五、一三九円で工事を打ち切り、未施行部分の契約を解除して新たに工事設計を変更し、同月随意契約により右会社に予定価格とほぼ同額の六七、九三六、〇〇〇円で請け負わせたものであるが、予定価格の積算にあたり、掘さく土砂七、八八六立米の捨土費については、当初契約において立米当り三七五円(諸経費を含む。)としていたものを七五七円(諸経費を含む。)に増額し総額五、九六六、七〇五円を積算しているが、

本件工事は実質的に前工事の継続であつて、発生土砂の処分は前工事と同様工事施行業者の自由として、なると捨土の条件に変更はなかつたものであり、また、このような捨土は専門業者に施行させる例が多く、経済調査会の調査資料によれば、その捨土費は当時立米当り二六〇円程度であり、ことさら高価な単価に改訂する要はなかつたものと認められる。

いま、仮に捨土費について単価を改訂増額しなかつたとすれば、掘さく数量八、二三三立米で約三百十万円低額となる計算である。

(工事材料の生コンクリート価格について過大な経費を積算したもの)

(二一五〇) 日本国有鉄道東京工事事務所および東京鉄道管理局で、昭和二十九、三十両年度中、佐藤工業株式会社ほか一二会社に神田、上野間その二十六高架橋く体新設その他工事ほか二三件の工事を請け負わせ三十一年十月までの間に総額四八二、九〇八、二二七円(うち二十九年分七九、三五二、五七〇円、三十一年度分五四、三三三、四〇八円)を支払っているが、生コンクリートの価額八七、二三六、七八九円について過大な経費を見込み予定価格を算定したため工事費が約七百四十万円高価となつていと認められる。

右は、工事に使用する生コンクリート一七、二九九立米を請負人持ちとし予定価格の積算において前記価額に諸経費一五%から二〇%を見込み総額一〇一、四四九、二三三円と算定しているが、生コンクリートは工事の工程に従ひ必要のつと所要量を製造業者から工事現場に搬入させ、直接コンクリート打設用バケットにあげ

ることにより受渡しするなど、工事請負人において取扱にほとんど手数を要しないものであるから生コンクリート価格に対し前記のような高率の経費を見込むことは著しく過大に失するものと認められる。

いま、仮に生コンクリート価格に七%の経費を計算したとすれば九三、九七七、五一三円となり、本件工事費は約七百四十万円低額となる計算である。

(油入遮断器修繕工事の工事費が高価と認められるもの)

(二一五一) 日本国有鉄道東京鉄道管理局で、昭和三十年七月および九月、指名競争契約により日本電設工業株式会社が大宮変電区油入遮断器修繕工事ほか二工事を総額一〇、七七三、〇〇〇円で請け負わせているが、套管価格の調査が十分でなかつたなどのため予定価格が過大となり工事費が約百六十万円高価となつていと認められる。

右工事は、大宮ほか二変電区の油入遮断器の套管四八本(大宮二四本、大船、湯河原各一二本)を新品と取り替えるもので、予定価格合計一〇、九一〇、〇〇〇円の積算にあたり、套管価格については大阪陶業株式会社の見積額一本当り一八五、〇〇〇円から五%減額し一七六、〇〇〇円として総額八、四四八、〇〇〇円、また、これに対する一般経費としてその一六%相当額一、三五二、六〇〇円を積算しているが、套管については右大阪陶業株式会社だけでなく他の生産業者からも見積りを徴するなどして価格を検討すれば、日本国有鉄道の規格により、特別に製作するとしても一本当り一五〇、〇〇〇円を出ないで十分調達することができたものと認められ、また、本件工事においては材料である套管の価額が直接工事費の約九〇%を占めており、しかも、套管は

現場持込で取引され現場倉庫等の必要もないなど取扱上さほど経費を要するものではなく、かつ、作業も套管を取り替える程度の簡易なものであるなどの事情を考慮すれば、前記一般経費率一六%は相当低減の余地があるものと認められる。

いま、仮に套管価格を一本当り一五〇、〇〇〇円とし、一般経費としてその一〇%(労務費等に対しては別に二五%)を積算することとすれば、修繕費は一本当り一八九、六九二円総額九、一〇五、二二二円となり、前記請負額はこれに比べ約百六十万円高価となる計算である。

(二一五二) 工事の施行にあたり契約処置が適切でないため不経済となっているもの

(二一五三) (損益勘定) (項) 修繕費

工事の施行にあたり契約相手方の選定が適切を欠いたり、材料を支給扱とした方が著しく有利であるのこれを請負人持ちとしたなどのため不経済となったと認められるものが次のとおりである。

(二一五二) タイプレートの改造にあたり契約相手方の選定が適切でないため不経済となっているもの

(二一五二) 日本国有鉄道東京鉄道管理局で、昭和三十年年度中、指名競争契約または随意契約により軌条用タイプレートの改造を大和産業株式会社ほか四会社に総額六、七九一、〇〇三円で請け負わせているが、契約相手方の選定が適切でなかったため約百三十万円高価となっていると認められる。

右は、常磐線ほか管内各線のタイプレートを取り替えるためA型四六、八四八枚をB型に改造する工事で

あつて、前記五会社に請け負わせるにあつて一件工事を平均一、三〇〇枚程度に細分し、一枚当り一三〇円から一六九円で契約したものであるが、契約の相手方である各会社はいずれも自ら改造工事を行う施設を所有せず、全面的に下請加工させてあり、加工業者の下請価格は一枚当り一一〇円程度となっている。

いま、仮に相当数を一括し当局において直接加工業者と契約して改造させることとすれば、持込運賃を考慮しても一枚当り一一六円程度で実施することができたものと認められ、これによれば総額約五百四十万円となり、本件改造価額は約百三十万円高価となる計算である。

(車両更新修繕の主要取替部分品を支給扱としなかったため工事費が高価となっているもの)

(二一五三) 日本国有鉄道工務局で、昭和三十年四月および十二月、指名競争契約により汽車製造株式会社東京製作所ほか二会社に、電動車五八両の更新修繕工事を予定価格と同額の二二九、二二八、〇〇〇円で請け負わせているが、主要取替部分品を支給扱として施行すれば約千百万円を節減することができたものと認められる。

右は、電動車の更新修繕にあたり、修繕材料および部分品をすべて請負人持ちとして施行したもので、その予定価格一両当り四月契約分三、九七二、〇〇〇円、十二月契約分三、九二〇、〇〇〇円の積算にあたり、材料費のうちCB八遮断器ほか一〇点の主要部分品の価額として、六五九、〇〇〇円をそれぞれ積算し、これに対し一般経費としてその一二%相当額を計算しているが、これら主要部分品については、日本国有鉄道部内工場が行う同種の修繕工事に使用したまたは本件修繕車両と同種の新製電車の製作請負の場合に交付するため資材局

において一括調達しているものであるから、本件工事においても新製電車の場合と同様主要部分品を支給扱とすることは十分可能であり、支給材料取扱経費を考慮しても著しく有利なものと認められる。

いま、仮にCB八A遮断器ほか一〇点の主要部分品を支給扱として施行したとすれば、主要部分品の価額は資材局の調達価格により計算して四月分五一七、二二〇円、十二月分五二五、一五八円にすぎず、取扱経費五％を考慮しても修繕工事費は総額二一七、七七五、二六六円(一両当り四月分三、七七二、九六九円、十二月分三、二七〇、九三〇円)となり、約千百万円を節減することができたものである。

(二二五四) 電車線路支持物の基礎工事が設計と相違しているもの

(工事勘定) (項)電化設備費

日本国有鉄道大阪電気工事事務所で、昭和三十年五月から三十一年二月までの間に、指名競争契約または随意契約により日本電設工業株式会社ほか二会社に米原駅構内電車線路支持物新設その二工事ほか一八件の同種工事を総額八六、四〇七、〇〇〇円で請け負わせ、三十一年三月までに完成しているが、鉄柱およびコンクリート柱の基礎工事を設計に相違して施行したためその出来高において約四百九十万円相当額が不足している。

右工事は、東海道線電化工事の一環として主として米原、大阪間に電車線路支持物を設置する工事で、三十年五月以降逐次着工し三十一年三月までに各工事ともすべて設計どおり完成したこととして検収を了しているが、電車線路支持鉄柱およびコンクリート柱の基礎コンクリートは、設計によると地中の深さを二・一メートル

ルから二・四メートルとし、安定をよくするためそのく、体コンクリートは型わくを使用して角錐台形とし、かつ、その下部に底盤を付し、厚さ三〇センチメートルの基礎ぐり石を施行することとなっているのに、実際に施行したものは全部傾斜のない不整形な直方体状で、底盤もなく基礎ぐり石を施行していないもの、根入れの深さやコンクリートの容積が不足しているものが多く、また、その施行方法も地中に垂直に根掘をし、地盤不良の場合は松矢板等で土留をしてコンクリートを打ち込みながら矢板を引き抜く簡易な工法によつたため形状の整わないものとなつていて、その出来高において約四百九十万円相当額が不足しているものである。

なお、予定価格の積算においても、現地の実情や工事施行の実体は、握が十分でなく、かつ、いずれも同種工事であるのに統一した積算基準によらず担当者によつて区々であつて、鉄骨製作単価を過大に積算したり、労務費において合理性のない過大な割増を採用したり、型わくの転用を考えないで一回限りで全損としているものもあるなど過大な積算と認められるものが少なくない。

(二二五五) 工事に用いた材料の残材が回収不足となっているもの

日本国有鉄道各工事事務所等において、工事材料として請負人に古軌条を交付した場合使用残材は契約上すべて請負人から回収することになっているが、その処理の実情をみると、交付の際に残材発生見込数量をあらかじめ算定しなかったり、しゅん功の際に使用数量について十分な調査をしないで工事請負人の返納数量をそのまま受け入れているなどのため、残材が回収不足となつていと認められるものが次のとおりである。

(二二五五) 日本国有鉄道岐阜工事事務所で、昭和二十九年十二月から三十年五月までの間に、指名競争契約により飛島土木株式会社ほか一会社に総額一〇三、八八七、八七〇円で請け負わせ施行した米原駅改良に伴う旅客乗降場新設その他工事ほか三工事の材料として請負人に古軌条一八、二三九メートル換算重量計約五百八十八トンを交付し、工事完成後残材として約五十一トンを回収しているが、本院において調査した実際の使用数量は一五、五六メートル約五百五トンにすぎないため約八十三トンの残材が発生する計算となり、約三十二トン(仮に完成当時における日本国有鉄道の二級鋼くず売渡実績による単価トン当り一七、七〇〇円により計算すると約五十七万円となる。)がなお回収不足となつてしていると認められる。

(二二五六) 日本国有鉄道東京工事事務所で、昭和二十九年十二月から三十年四月までの間に、株式会社間組に一、〇八九、五〇四円で請け負わせ施行した日暮里駅乗降場上家新築その他工事の材料として請負人に古軌条三、一五六・八二メートル換算重量計約百三三トンを交付し、工事完成後残材として約十一トンを回収しているが、本院において調査した実際の使用数量は一、九二〇・九メートル約六十三トンにすぎないため約四十トンの残材が発生する計算となり、約二十九トン(仮に前記同様の単価で計算すれば約五十万円となる。)がなお回収不足となつてしていると認められたので、同工事事務所に注意したところ、三十一年十月ロス相当分を除き約二十八トンを請負人から返納させた。

物 件 (二二五七)―(二二七二)

(二二五七) 予定価格の積算が過大なためひいて購入価額が高価となつていゝもの

(二二六一) 予定価格の積算にあつては、取引の実情や製作の実態をよく調査し、また、材料費等については市況を適確には握するなどして妥当な価格によることが必要であるが、これらの配意が十分でなかつたなどのため、予定価格が過大となりひいて購入が高価となつていと認められるものが少なくないが、そのおもな事例をあげると次のとおりである。

(貨車の購入にあたり積算当を得ないため高価となつていゝもの)

(二二五七) 日本国有鉄道資材局で、昭和三十年年度中、随意契約により二回にわたり帝国車両工業株式会社ほか七会社から貨車(ワム九〇、〇〇〇型)六〇〇両を五二二、一七三、八三八円で購入しているが、鋼材所要量の算定が適当でなかつたため予定価格が過大となり、約二千万円高価となつていと認められる。

右は、予定価格を一両当り輪軸ほか一五点を支給扱とした場合八五七、〇〇〇円、同様二三点を支給扱とした場合八九二、三〇〇円とし、いずれも予定価格と同額で購入したものであるが、その予定価格の積算にあたり、支給材料および請負人持ち鉄鋼部品を除いた鋼材所要量については二十六年度に大宮工場で実施したワム一二三、〇〇〇型貨車の改造工事の準備要求数量を基礎として丸鋼五一三・八キログラム、角鋼二九一キログラム

ム、平鋼二二五キログラム、山形鋼一、〇三〇キログラム、鋼板一、八八五・八キログラム計三、九四五・六キログラムとし、この価額一六五、四三三円と算定しているが、右鋼材から製作される製品の重量について調査したところ、当局の計算によつても二、七一四・二四キログラムとなり、予定価格に積算した前記鋼材所要量の製品歩留りは約六八・七%にすぎない結果となる。しかしながら、二十九、三十両年度において名古屋、長野両工場で実施したトキ型貨車をワム二、〇〇〇型またはワム九〇、〇〇〇型に改造する工事についてみると、この工事は解体工事を除いて本件新車の製作工事とほとんど同一のもので、その鋼材の種類別製品歩留りの平均はそれぞれ八四・六%から八八%となつており、また、本院の調査によれば、車両会社のこの種製作工事における製品歩留りもこれに近いものである状況からみて鋼材所要量の算定は著しく過大なものと認められる。

いま、仮に前記製品重量二、七一四・二四キログラムを基礎とし、名古屋工場の実績による鋼材の種類別使用割合および製品歩留り八四・六%により鋼材の所要量を算出すれば丸鋼二二四・五八キログラム、角鋼一二八・三三キログラム、平鋼三五二・九一キログラム、山形鋼一、一二二・九一キログラムおよび鋼板一、三七九・五八キログラム計三、二〇八・三三キログラム程度となり、前記積算鋼材所要量はこれに比べ一両当り七三七・二六キログラム価額三三、五二八円、購入全量において四四二、三六〇・八キログラム約二千万円が過大に積算された計算となる。

(車両用パッドを高価に購入したと認められるもの)

(二二五八) 日本国有鉄道資材局で、昭和三十年三月から三十一年三月までの間に、公開競争契約または随意契約により愛東車両工業株式会社から車両用パッド(フェルト式ほか二型式および試用品)七七八、三四九個を価額九四、一三四、二五四円で購入しているが、主要材料である羊毛の価格を著しく高価に積算したなどのため予定価格が過大となり、ひいては購入価額が約五百五十万円高価となつていものと認められる。

右は、購入にあたり、仕様書においてその材料をフェルト式および板式は羊毛七〇%、ゴート・ヘヤー三〇%、メリヤス式は羊毛一〇〇%、試用品は獣毛と指定し、その予定価格を総額九八、四五四、六二六円とし前記価額で購入したものであつて、右予定価格の積算にあたり羊毛の価格を貫当り四〇〇円から五〇〇円と算定しているが、同資材局において別途同時期に購入した羊毛フェルトについては羊毛価格として貫当り二〇〇円から二四〇円を採用しており、本院の調査によつても購入時の市場価格はその程度であつて本件積算単価は著しく高価に失するものと認められ、仮に羊毛価格を貫当り二〇〇円から二四〇円とし一部の誤算を修正して計算すれば、前記各型式の羊毛所要総量二〇、三七九貫について約四百九十万円が高価となる計算であり、また、メリヤス式は羊毛六〇%、羊毛四〇%として予定価格を計算しているが、仕様書どおり羊毛一〇〇%とすれば約九十万円は必要以上に積算されたものであり、さらに、フェルト式および板式パッド用獣毛フェルト(厚さ一〇ミリメートル)の加工費を平米当り三〇〇円五二と積算しているが、同資材局が別途購入した前記羊毛フェルト(厚さ一五ミリメートル)の加工費平米当り一五七円に比べ著しく高価と認められ、仮に羊毛フェルト

の加工費により計算すれば総量二七、三四八平米について約三百九十九万円が高価に積算されている。

右のように本件車両用パッドは著しく高価に積算されたと認められるもので、結局、購入価額において約五百五十万円高価となる計算である。

(高価な毛布カバーを購入しているもの)

(二二五九)

日本国有鉄道関東地方資材部ほか八箇所(注)で、昭和三十一年二月、公開競争契約により松本織商株式会社ほか一二名から三等寝台車用毛布カバー一三三、九六〇枚を一枚当り五六五円から六六四円総額二一、九五〇、五二〇円で購入しているが、使用生地を選定が適切でなかったなどのため予定価格が過大となり、ひいては購入価額が約五百六十万円高価となっているものと認められる。

右は、三等寝台車に備え付けるため前記各地方資材部等において本営業局が定めた規格によりそれぞれ予定価格を算定し購入したものであるが、毛布カバーは横幅三九・三インチであるから、四二インチ幅生地で足りるのに五四インチ幅の生地を使用することとしたことにより多量の残布を生ずる計算となったため予定価格が過大となり、ひいては高価に購入する結果となったものである。

いま、仮に毛布カバーに適合する同程度の四二インチ幅生地を使用することとして価格を算定すれば、一枚当り四三三円から五三四円総額千六百三十万円程度となり、本件購入価額はこれに比べ五百六十万円高価となる計算である。

(注) 関東、新潟、中部、関西、九州各地方資材部、函館、盛岡、熊本、鹿児島各資材事務所

(腕木の購入価額が高価となっているもの)

(二二六〇)

日本国有鉄道九州地方資材部で、昭和三十年年度中、公開競争契約により角産業株式会社ほか一名からけやき腕木計一五、〇一本を八、七六五、三二七円で購入しているが、予定価格の積算が当を得ないため購入価額が約三百十万円高価となっていると認められる。

右腕木の予定価格は、二十八年十月原価計算により一本当り九四円(六六×六六×六〇〇ミリメートルもの)から一、五九四円(九〇×九〇×二、七〇〇ミリメートルもの)と算定したものを基礎とし、前回の落札価格を参考として決定されたもので、その価格は一本当り七〇円または九〇円(六六×六六×六〇〇ミリメートルもの)から一、四〇〇円または一、五〇〇円(九〇×九〇×二、七〇〇ミリメートルもの)となっており、前記二十八年十月の算定価格と大差がないものであるが、この積算内容を購入数量の約五八%を占める六六×六六×二、四〇〇ミリメートルものの価格についてみると、右当り山元諸費一四、五〇〇円(山元原木価格三、七〇〇円、製材費四〇〇円、歩留り二八%)、木工場諸費一、八三〇円(運搬諸費五八〇円、加工諸費五五〇円、注入諸費七〇〇円)、納入諸費二、七八〇円(一般管理費一〇%と税および利益五%で二、四五〇円、運賃三三〇円)計一九、一一〇円とし、これに一本当りの材積〇・〇三九石を乗じて七四五円と算出している。しかし、右積算の各要素について検討してみると、けやき材の原木価格石当り三、七〇〇円は二十八年九月西日本木材新聞の関

西値一二尺×尺上石当り四、〇〇〇円を参考として原産地の実際地方価格を算定したとしているが、熊本管林局の調査によればけやき材の価格は三十年度を通じ末口直径一尺から一尺二寸五分、長さ六尺五寸から一二尺のもので発駅渡価格最高一等品で二、七六〇円から最低四等品の一、六六〇円となっていて一等品価格を採用しても山元から発駅までの運搬費を控除し石当り一、一四〇円の開差を生ずる計算であり、また、製材費原木石当り四〇〇円は製品石に換算すると一、四二八円となるが、関西地方資材部が同年度に同一規格品を購入する際採用した製品石当り二〇〇円に比べ著しく高価であり、さらに製材歩留りについても二八%としているが、かつ、葉樹の普通製材歩留りは製材技術等が逐年向上しているため上昇していて、他の地方資材部の積算例からみても三三%を下らないものと認められ、しかも、残材に対する価値を全く考慮していないのは適切とは認められない。

右のほか、運搬諸費のうちに積込、取卸料等トン当り一五〇円を計算しているが、重量制運賃のうちにはこれらの経費は含まれているのであるから別に計上する要はなく、また、クレオソート注入費において、通常けやき材腕木は辺材二〇%以上のものについてだけ浸潤防腐すれば足りるのに、必要以上の注入をすることとして石当り二四〇円程度過大に算定するなど実情に沿わないものが少なくない状況である。

いま、仮に以上の諸点を修正して価格を算定すれば六六×六六×二、四〇〇ミリメートルもので石当り一〇、六〇七円、一本当り四一四円程度となり、これを基礎としてその他の規格品の単価を推算し購入全数量に

ついて価額を計算すると約五百三十万円となり、本件購入価額は約三百十万円高価となる計算である。

(高価な炭酸紙を購入しているもの)

(二二六一) 日本国有鉄道関西地方資材部で、昭和三十年度中、公開競争契約により岩本某ほか一名から一三回にわたり業務用炭酸紙一、一七八、七〇〇枚(小荷物切符用七二八、二〇〇枚、貨物通知書用一八六、八〇〇枚、特殊補充券用二六三、七〇〇枚)を総額一、七八五、五八〇円で購入しているが、予定価格の積算にあたり生産者の販売状況や、他の地方資材部の購入状況等を考慮しなかったなどのため予定価格が過大となり、ひいては購入価額が約八十八万円高価となっていると認められる。

右は、予定価格の算定にあたり、本件炭酸紙が特殊品であるため適正価格のは、握が困難であるとし、納入業者の見積価格を基礎として一枚当り小荷物切符用一円五九、貨物通知書用二円〇九、特殊補充券用〇円九〇と決定し、いずれも予定価格と同額で購入したものであるが、関東地方資材部では同年度中本件と同一製造業者の同等品を小荷物切符用〇円八〇、貨物通知書用一円、特殊補充券用〇円五〇で購入している実情であり、本件購入単価は著しく高価なものと認められる。

いま、仮に右関東地方資材部の購入価格により、本件炭酸紙の価額を計算すると総額約九十万円となり、本件購入価額はこれに比べ約八十八万円高価となる計算である。

(二一六二) 購入処置が適切でないため不経済となっているもの

(二一六五)

物件の購入にあたり、納地の選定が適切でなかったり、購入規格の明示が不備であったなどのため、不経済となつていと認められるものが次のとおりある。

(まくら木の購入処置当を得ないもの)

(二一六二) 日本国有鉄道資材局で、昭和三十年年度中、随意契約により青森県枕木協同組合ほか一五三名から並まくら木一種および二種一、五一七、四三九本、三種二、六一七、二二三本計四、一三四、六六二本を総額二、一三九、九七一、〇五二円で購入しているが、業界の実情を十分は、握し適切な購入方法をとれば相当多額の経費を節減することができたものと認められる。

まくら木は、毎年継続して全生産量の七〇％程度を日本国有鉄道が使用している特殊品で、生産地および納入業者も全国的なものであるから、これが購入にあつては、実情を十分調査は、握して価格および購入方法を決定する配慮が必要である。しかしながら、その実際購入についてみると、二十四年度以降競争入札を実施し、二十六年以降は納入実績のある優秀な業者を選定して、納入数量の内示、前金払の活用等により計画生産をさせ、随意契約により購入することが最も有利であるとして契約方法を改め現在にいたつていゝるものであるが、その予定価格が実情に沿わず、また、中間業者から購入するものが少なくないなどのため購入価格が高価となつていゝることについては、昭和二十九年年度決算検査報告において当局の検討を求めたところであるが、

三十年年度契約の分についてみても、生産流通の実情は、握が十分でなく防腐工場、用品庫を納地として購入しているなどのため不経済となつていゝるものがある。

すなわち、

(ア) 納入業者についてみると、単に資材局に対する見積書の提出および契約行為だけを行い契約全量を同業者に代納させて手数料を得ていゝるもの、既往の納入実績により納入数量が決定されているため生産余剰分を他の業者に名義料を払って代納させていゝるもの、または契約全量を下請けさせ中間手数料を得ていゝるものなどが少なくなく、また、納地が生産箇所から遠距離であることも中間業者が介在する一因となつていゝるものと認められる。

(イ) 防腐工場および用品庫をおもな納地とする現行の購入方式は検収に伴い発生する約三十万本に及ぶ排却品に対する不用品運賃諸経費を要するばかりでなく、その転活用も制約され、これらはいずれも購入価格を増大させる結果となつてあり、また、生産箇所から納地までに要する運賃は生産地を除き六円一〇から一五円二〇までと一様でなく、しかもその実体は、握がきわめて困難であるのに、予定価格の積算において一定額を計算することとなり適正な価格の決定が困難となつていゝる。

これを要するに、防腐工場、用品庫を納地とする現行購入方式は適切とは認められないもので、生産の実情に合致した生産地主要発駅を納地とし、つとめて生産業者と直接契約して購入し防腐工場または使用箇所へ日

本国有鉄道自ら輸送することとすれば、不経済な中間経費等が除かれ有利に購入することができるものと認められる。

いま、仮に主要生産地発駅で購入することとすれば、本院において北海道、東北、中部、中国の主要生産地の取引価格および生産者販売価格を調査した結果によると、並まぐら木一等三種三六〇円から四四〇円、一等一種くり四〇〇円から四六〇円、一等二種三八〇円から四九〇円程度であつて、使用箇所または防腐工場までの運賃諸経費および検収箇所変更に伴う検収経費等の増加を考慮してもなお相当多額の経費を節減することができたものと認められる。

一種、二種材は現在その大部分を用品庫納めで購入し使用箇所に送付しているが、このため用品庫における保管諸経費を要し、さらに二段輸送、逆輸送をするなど不経済となる場合が少なくないが、一例を北海道地区についてみると、三十年代用品庫発送数量約十八万三千本の全量が二段輸送となつており、また、そのうち約六万千本は逆輸送となつている状況であつて、この間用品庫における積込料、運賃等総額約百九十万円を要しているが、主要発駅で購入し使用箇所に直送することとすればこの経費は節減することができるものである。

また、三種材についてはまぐら木防腐契約の特約条項により防腐工場で保管乾燥中に割裂のおそれのあるものは検査員の指示により鉄線巻を一箇所当り一九円から二〇円で実施させることになつており、三十年代にお

いて一、七八二、三三二箇所総額三四、五二三、九五六円を要しているが、価格の積算において亜鉛引鉄線の所要量や労務費の算定が適切でないなどのため高価となつており、東北地方資材部が材料支給で日本通運株式会社 に請け負わせている価格からみても一箇所当り一五円程度が相当で、総額約八百九十万円は高価となつているものと認められる。

(高価な水石けんを購入しているもの)

(二二六三) 日本国有鉄道中部地方資材部で、昭和三十年六月から三十一年三月までの間に、公開競争契約により丸共工業有限会社ほか三会社から九回にわたりタマゴ園シャンプー(水石けんの一種)二、七八七かん(一かん一八キログラム入り)を総額五、二七七、六四五円で購入しているが、水石けんを代えて粉石けんを購入したとすれば約二百四十万円を節減することができたものと認められる。

右水石けんは、被服類、ぼろ等の洗たく、床洗い等に使用するもので、購入時の入札公告においてその規格をタマゴ園シャンプーまたは同等品以上、純石けん分八二%、酒精不溶解分一・四%以下、水分六四%以下と指定し、粉石けんの購入する場合の規格(JIS一号)と区別しているものであるが、タマゴ園シャンプーの品質が明らかにされていないことから事実上銘柄指定と同様な結果を招き、他に競争相手もなく常にタマゴ園シャンプーの製造業者またはその代理会社の一会社だけが参加しているにすぎない状況である。

しかして、他の地方資材部においては、前記用途に使用する洗剤としてはすべて日本工業規格の粉石けんを

使用しているが、本品と粉石けんを比較してみると、価格においては粉石けん(JIS一号)キログラム当り八六円から一一四円(関東地方資材部の購入価格による。)に対し本品はキログラム当り一〇四円から一〇六円で両者の間に大差はないが、本院においてその洗てき効果を調査したところ、同一重量の洗てき力(洗てきされた油分の最初の油分に対する百分比)は、粉石けん八八・七%に対しタマゴ園シャンプーは約四四%で、その能力は粉石けんの約五〇%程度にすぎない状況でタマゴ園シャンプーの使用は著しく不経済と認められるものである。

いま、仮に本品の代りに洗てき能力の高い粉石けんを購入して使用したとすれば、最高時の価格で購入したとしても約二百八十万円で足り、本件購入は約二百四十万円節減することができた計算となる。

(亜鉛メッキ鋼より線の購入規格が適切でないのため不経済となっているもの)

(二二六四) 日本国有鉄道関東地方資材部で、昭和三十年十月、公開競争契約により関東製線株式会社から亜鉛メッキ鋼より線五〇・五トンを価額四、五五八、七〇〇円で購入しているが、購入規格が適切を欠いたなどのため約七十万円が不経済となっていると認められる。

右は、規格を素線の抗張力平方ミリメートル当り六五キログラム以上として購入したもので、その検収は前記会社の社内試験に付していることを理由に形状、数量だけを検査しているものであるが、本院において納入品の一部である五五平方ミリメートルもの(単価キログラム当り九〇円)についてその品質を調査したところ、

その炭素量は〇・一七%で通常鉄線(炭素量〇・二五%以下)と称している日本工業規格線材第三種乙から伸線した製品であると認められ、その価格もキログラム当り七六円程度のもものと認められる。

このような結果となつたのは、本件購入品と同じ形状の鋼より線の素線抗張力としては、日本工業規格によれば最低平方ミリメートル当り九二キログラム(三・五ミリメートルもの)から一〇一キログラム(二・三ミリメートルもの)であるのに、鉄線相当の平方ミリメートル当り六五キログラムと指定するなど規格の設定に適切を欠いたことによるものと認められる。

いま、仮に本院において調査した価格により納入品の価額を計算すれば総額約三百八十五万円となり、本件購入価額はこれに比べ約七十万円高価となる計算である。

(毛布の購入規格が適切でないのため不経済となっているもの)

(二二六五) 日本国有鉄道九州地方資材部で、昭和三十年九月、公開競争契約により馬庭某ほか一会社から毛布一、四八一枚を単価一、三五八円五〇から一、三七三円七五価額二、〇二三、八四九円で購入しているが、購入規格が適切でなかつたため約四十万円が不経済となっていると認められる。

右毛布は、その規格を「一枚もの工字入、毛八五%以上、重量四五〇匁以上、密度一〇〇ミリメートル間一三〇×一六〇、風合模様見本どおり」とし、紡毛糸の質(原毛と反毛の使用割合)その他については明らかにしていないもので、検収は毛、スフの混合割合、重量およびタテ糸とヨコ糸の密度については門司用品試験場に

委託して試験し、その他については同地方資材部検収員が納品の際抽出検査を実施したものであるが、本院において納入品について調査したところ、製品に使用されている紡毛糸はほとんど反毛だけで相当品質が悪く一枚当り一、〇五〇円程度のもものと認められる。

このような結果となつたのは、品質および価格に直接影響する紡毛糸の質について指定していないなど規格の設定が適切を欠いたことによるものと認められる。

いま、仮に本院において調査した価格により納入品の価額を計算すれば総額約百五十五万円となり、本件購入価額はこれに比べ約四十万円高価となる計算である。

(二二六六) 冷蔵車の製作にあたり交付材料が過大であるため不経済と認められるもの

日本国有鉄道資材局で、昭和二十九年十二月から三十年七月までの間に、随意契約により冷蔵車(レ一二、〇〇〇型)二四〇両の製作を日本車両株式会社ほか四会社にステンレス鋼板合計一三、九〇八枚二分の一(五一・一三ト)ン)価額二五四、五三八、二〇八円を交付し総額三九六、六二九、六七五円で請け負わせているが、交付材料の所要量の算定が適切を欠いたため約五百四十万円が不経済となつていと認められる。

右は、冷蔵車の製作にあたり、ステンレス鋼板の所要量を一両当り「四・五×一、〇〇〇×二、〇〇〇ミリメートル」板一枚五分の四、「三・二×一、〇〇〇×二、〇〇〇ミリメートル」板三枚、「二・三×一、〇〇〇×二、五〇〇ミリメートル」板二三枚(ただし、一九〇両については「二・三×一、〇〇〇×二、〇〇〇ミリメートル」板二八枚四

分の三)、「二・〇×一、〇〇〇×二、〇〇〇ミリメートル」板二五枚五分の三と算定し、二四〇両分計一三、九〇八

枚二分の一を板取りおよび溶接についてはとくに指示しないで交付したものであるが、交付数量を検討するに、

(ア) 四・五ミリメートル板(一枚当り三四、四三五円)については、一両分一枚五分の四を要するものと算定し計

四三二枚を交付しているが、廃材部分をできるだけ少なくするよう板取りすれば、一両分一枚五分の三計三

八四枚を交付すれば足りた計算であつて、四八枚価額一、六五二、八八〇円、

(イ) 二・〇ミリメートル板(一枚当り一五、八〇〇円)については、二五枚五分の三を要するものと算定し計六、

一四四枚を交付しているが、板取りにあたり氷投入口の部分は当然切り取るもので、この切取板は小部分品

に充当することができるとこれを全く考慮していない。いま、この切取板を活用し、その他板取りを適切

にすれば、一両分二四枚五分の三計五、九〇四枚を交付すれば足りた計算であつて、二四〇枚価額三、七九

二、〇〇〇円

が過大に交付されたものと認められる。

なお、前記支給数量五一・二三トンのうち、当局の板取方法により残材となる約三十一トン(評価額約三百十万円)は請負人の所有となるものとしてしているのにとくにこの評価をしていないが、ステンレス鋼のように発

(二二六七) 利用可能な手小荷物切符を廃冊処理したもの

日本国有鉄道管理局で、昭和三十年度中、各地方資材部をして東京鉄道管理局を除く管下各鉄道管理局等が三十年三月三十一日現在手持ちしていた利用可能な旧様式の手小荷物切符合計六八、七八二冊を廃冊処理させたため、約千七十万円の不経済をきたしているものがある。

右は、営業局で、二十九年五月運輸帳表類中手小荷物切符の様式を改正し、三十年四月以降全面的に新様式切符に切り替えるとともに旧様式分合計六八、七八二冊(購入価額一〇、七八一、二七二円)を廃冊処理させたものであつて、本様式改正の主眼は落札事故防止のための紙質向上にあるものとしてゐるが、主要駅における到着荷物の落札事故件数は逐年減少の傾向にあり、また、新旧両様式は内容的にほとんど差異がないもので、二十九年十一月ごろから既に新旧両様式のものゝが支障なく混用使用されていたものであるから、三十年四月以降旧様式の残数を廃冊してまで新様式に切り替える要はなかつたものと認められる。

なお、東京鉄道管理局管下関係箇所においては四月以降も旧様式のものも引続き使用している。

(二二六八) 構内営業料および土地建物使用料の決定が当を得ないもの

(損益勘定) (項) 雑収入

日本国有鉄道東京ほか四鉄道管理局で、部外者に使用させてゐる土地、建物等の昭和三十年度分使用料および構内営業料として、五八六、五六七、七〇六円を測定しているが、このうち四三一件一四五、八六〇、四九〇円についての料金決定処置が適切を欠いたため約二千八百万円が低額となつてゐると認められる。

右土地、建物等の使用料等については、従来著しく低額であつた事情から、二十九年分において、従来の料金を時価相当額に増額改定することとし、その実施にあつては、改定料金が従来の料金に比べ一定額をこえるものについては三十一年分において適正料金に達するよう次年度以降漸増することとして二十九年分料金を改定したが、三十年度分料金の決定にあたり、二十九年分分比へて大幅の値上げとなるもの、値上げの負担が容易でないもの、その他局所長において事情やむを得ないと認められるもので二十九年分料金を完納したものまたは確実に完納する見込のものにかぎり、三十年度分料金を二十九年分分料金にすえ置くことができる扱を決定し、三十年八月、総裁通達によりこの旨各鉄道管理局に通達したところ、東京、大阪両鉄道管理局においては、全面的にこれに該当するものとし、名古屋、金沢、門司各鉄道管理局においては一部のものがこれに該当するものとして合計四三一件について二十九年分分料金をそのまますえ置調定したものである。しかしながら、二十八年分以前の料金に比べて大幅の値上げとなるものについてはとくに前記のような緩和処置を講ずることとしたものであるのに、三十年度分料金についてこの漸増料金をさへも徴収することなく、時価に比べて著しく低れんな二十九年度分料金をそのまますえ置くこととしたのは妥当な処置とは認められないもので、そのうちには料金負担能力が十分と認められる有力な会社、団体等も多数含まれてゐる状況である。

いま、仮に前記四三一件について当局が予定してゐた三十年度分漸増料金により計算しても同年度分使用料は一七四、三六〇、六一九円となり、当局の調定額はこれに比べて約二千八百万円低額となる計算である。

右のほか東京鉄道管理局で、三十年度中、株式会社鉄道会館に東京駅八重洲口構内土地一〇、六五八平米、建造物延一、六六六平米を使用させ、その三十年度分構内営業料金を六〇、五八五、一七〇円と決定したものがあ
る。構内営業料は日本国有鉄道諸規程、部内通達により、固定財産使用料と売上総収入に千分の五を乗じた額を
合算した額によることとなっており(ただし、駅の特種性による収益力を含めた土地評価をすることができ、
これに基いて土地使用料が計算されているものについては付加料金を合算しないことがある)、固定財産使用
料は、土地または高架下の場合には再調達見込額に対する〇・三%の管理費、固定資産税相当額、時価に対す
る年間七%の資本利子その他必要な金額を合計した額となつてゐるが、本件料金の決定についてみると、使用
料算出の基礎である地価については、駅としての特殊な収益力を含めた評価をしたものとして売上総収入額に
千分の五を乗じた付加料金を徴収しないこととして坪当り六〇〇、〇〇〇円と計算し、本館(株式会社大丸使用
部分)および取付地下道部分五、四五一平米については、永久構造物の建設を許可したことなどを理由としてこ
れから当初土地を使用承認した二十七年九月から料金改訂をした二十九年三月までの間における当該土地の推
定値上り額坪当り三三〇、〇〇〇円(日本勧業銀行調査による六大都市商業地の値上り数値により逆算)の半額
一六五、〇〇〇円を前記会社に帰属させるものとしてこれを差し引き四三五、〇〇〇円とし、また、高架下およ
び連絡上家部分(名店街部分等)四、八七二平米については、右六〇〇、〇〇〇円から土地使用が不安定である
として二〇%、悪環境であるとして七・二%から一四・四%、土地の立体利用をすることができないとして三
二%から五八%計五九・二%から八五・一九%相当額を割引し五一、一一八円から二四四、八〇〇円としている
ものである。

しかし、当局の評価額六〇〇、〇〇〇円は駅としての特殊な収益力を含めた評価額とは認められないもので
あり、また、本館および取付地下道部分について、前記土地の値上り推定額の半額を同会社に帰属させた取扱
については、本件使用関係は権利金を伴うのを通例とする民間の貸借例とその条件を異にしているなどの事情
を考慮すれば必ずしも妥当とは思料されず、高架下および連絡上家部分についての高率な割引は八重洲口駅構
内を一般高架下等と同一に扱うこととなり実情に沿わないものと認められる。

また、本館分の構内営業料については、二十九年においては、前記坪当り四三五、〇〇〇円を基礎として
敷地平米当りの使用料額を算出し、これを基礎として六階建の階別利用率により階別の平米当り使用料額を算
定し、使用面積延三四、四五六平米に対し計算した使用料額を決定してゐたものを、三十年度においては、前
記により算出した敷地平米当りの使用料額を基礎として一二階建の階別利用率により階別の平米当り使用料額を
算定し、六階までについてはその使用面積に対し、七階から一二階までの分については使用予定面積延二七、
三四八平米に対し計算した使用料額を算定し、その適用にあつては、前記鉄道会館が現在六階までしか完成
していないことを理由として七階以上一二階までの料金については前記計算による使用料額の五分の一の料金
によることとし、さらにこの計算方式を二十九年下期にさかのぼつて適用することとして既に徴収した同年

度分料金を四、一六六、八一〇円減額しているが(この料金計算方式の変更により三十年度分使用料は二七、九三
四、三八〇円となり、六階建の階別利用率により計算した使用料年額三八、七五〇、八七〇円に比べ一〇、八一
六、四九〇円低れんになっている。)、二十九年十月以降同会社は六階までで一応完成し営業を開始していたも
のであり、また、駅前主要ビルの建築階数の状況からみても六階建の階別利用率による計算方式をとくに改
める要はなかつたものと認められる。

本会館に対する料金額の決定は、その他の民衆駅等における料金額の基準となつていゝるものでもあるからと
くに適正に定めるよう配慮する要があると認められる。

(二二六九) 土地の売渡価額が低れんと認められるもの
(二二七〇)

(資本勘定) (項) 資産充当

土地の売渡価額の決定にあたり、時価のは、握が適正に行われなかつたり、実情に沿わない値引をしているな
どのため売渡価額が低れんとなつていゝると認められるものが少なくないが、そのおもな事例をあげると次のと
おりである。

(二二六九) 日本国有鉄道広島鉄道管理局で、昭和三十年九月、随意契約により財団法人鉄道弘済会に対し広島市
大須賀町所在の土地二九八坪を坪当り八六、五〇〇円または三〇、五〇〇円価額一五、七六八、一〇五円で売り
渡しているが、価格の決定が適切でないため約六百八十万円が低額となつていゝると認められる。

右は、二十二年以降鉄道弘済会広島支部事務室、投産場等の敷地として同会に使用承認してゐた鉄道用地
をその要請により売り渡したもので、売渡単価は、日本勧業銀行広島支店および広島法務局の評価額を参考と
して評定した更地価格坪当り一二五、〇〇〇円または四五、〇〇〇円から借地権相当額としてこの三割を減額
し、さらに同会が投下した有益費として一、〇〇〇円を控除して決定したものである。しかし、本件鉄道用地
は、使用承認にあたり、使用期間を一箇年とし期間満了後は使用者の負担において更地に回復して返還するこ
とを条件としていたもので、鉄道用地を従来からの使用者に売り渡す場合、同鉄道管理局においてはもちろん
他部局においてもこのような理由により減額することがないのを例としてあり、本件に限りとくに借地権を認
めて売渡価額を低価に決定したことは当を得ないものと認められる。

いま、仮に借地権相当額としての減額を行わないで評定したとすれば、有益費を控除しても坪当り一二四、
〇〇〇円または四四、〇〇〇円総額二二、六五三、七二〇円となり、本件売渡価額は約六百八十万円低額となる
計算である。

(二二七〇) 日本国有鉄道東京鉄道管理局で、昭和三十年五月、随意契約により株式会社鉄鋼ビルディングに対し
東京都千代田区所在の同鉄道管理局庁舎敷地の一部一三四平米(四〇坪)を平米当り二四、二〇〇円(坪当り八
〇、〇〇〇円) 価額三、二五〇、〇六〇円で売り渡しているが、価格の評定が実情に沿わないため約四百六十万
円が低額となつていゝると認められる。

右は、同鉄道管理局庁舎敷地東側の旧外ぼり河川敷の一部分で、二十六年以降同会社に有償使用させていたものをその要請により売り渡したもので、売渡単価は、東京都が二十九年七月本件売渡地に隣接する都有河川敷を同会社に売り渡す際東京都において評定した該土地の正常地としての評価額坪当り一六〇、〇〇〇円を基準とし、固定資産税課税標準価格坪当り七九、〇九〇円、三井信託銀行の評価額七〇、〇〇〇円(正常地価格を二一〇、〇〇〇円としその三分の一相当額)を参考として売渡地の条件を考慮し、右基準評価額の半額に当る八〇、〇〇〇円としたものである。しかし、本件売渡地は帯状の凹地ではあるが、延長一八〇メートルにわたり買受人の所有地と接続しており、買受人はその所有地と合わせ一体として利用することができるものであつて、利用価値の低い孤立不整形地とは事情が著しく異なるものであるから、東京都が類似の帯状地を孤立地として評定した坪当り一六〇、〇〇〇円をその評定基礎とすることは妥当と認められなければならず、凹地の現状を正常地に修復するには坪当り一六、〇〇〇円程度の埋立費用で足りることを考慮すれば、正常地評価額の半額に減額評定することは利用の实情に沿わないものと認められる。

いま、仮に三井信託銀行が鉄鋼ビル敷地と一体的に評定した本件土地の正常地価格坪当り二一〇、〇〇〇円から、正常地に修復するに要する前記埋立費用約一万六千円を差し引いた一九四、〇〇〇円を坪当り価格と評定したとすれば、総額七、八七六、四〇〇円となり、本件売渡価額三、二五〇、〇六〇円は約四百六十万円低額となる計算である。

なお、同鉄道管理局においては三十一年八月本件土地に隣接する鉄道用地四九六平米(一五〇坪)を前記会社の要請により坪当り三〇〇、〇〇〇円で売り渡している。

(二一七一) 日本国有鉄道大阪鉄道管理局で、昭和三十一年三月、随意契約により京阪神急行電鉄株式会社に対し大阪市北区角田町所在の鉄道用地三三七平米(二〇二坪)を平米当り四四、四六八円(坪当り一四七、〇〇〇円)、価額一五、〇二二、三九七円で売り渡しているが、価格の決定が適切を欠いたため約三百七十万円が低額となつていと認められる。

右は、十一年度以降および三十年年度モータープール用地として同会社に使用承認してきた鉄道用地をその要請により売り渡したもので、この売渡単価は、本件土地に隣接する北野劇場敷地についてその三十一年二月当時における専門業者の評価額坪当り四〇〇、〇〇〇円を参考として三五〇、〇〇〇円とし、売渡地の三十年度における固定資産税課税標準価格が坪当り六〇、〇〇〇円で前記北野劇場敷地の一三〇、〇〇〇円に対し四七%となつていること、および専門業者の評価によると本件土地価格は北野劇場敷地の土地価格に比べ五八%となるとして、これが平均値五二・五%を前記北野劇場敷地の評価額を参考とした三五〇、〇〇〇円に乗じて一八三、八〇〇円とし、さらに、本件売渡地が帯状であることを理由に不整形地補正として二〇%を減額して一四七、〇〇〇円としたものである。しかし、不整形地としての減額については、売渡地は延長約六十メートルにわたり買受人の所有地に接続して買受人の所有地と一体となり利用されるもの(買受人は劇場敷地の